

第19回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

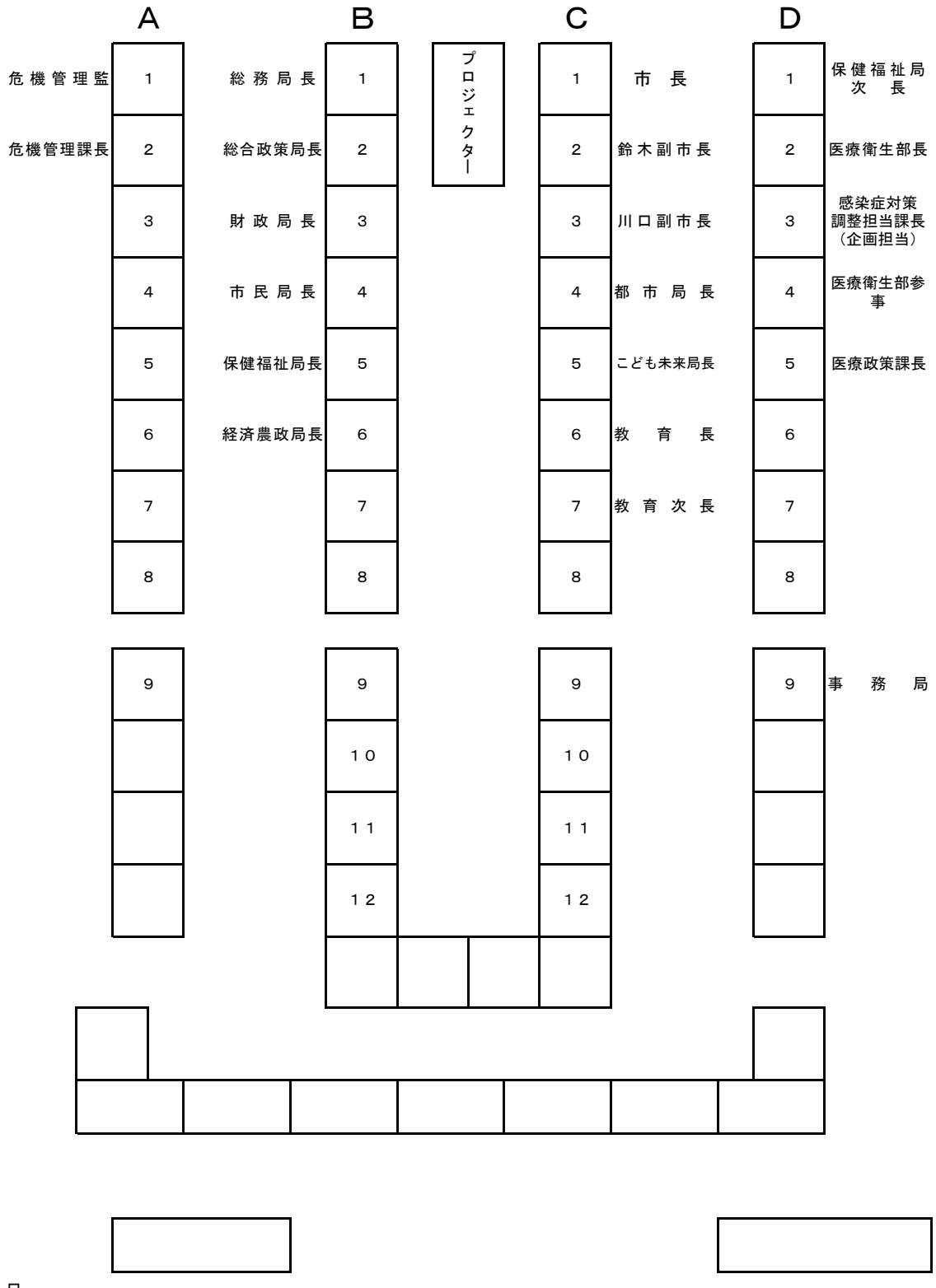
日時 令和3年7月31日（土）10:00～
場所 本庁舎3階 第一会議室

次 第

- 1 開会
- 2 本部長指示
- 3 議事
 - (1) 各部等からの報告
 - (2) 今後の対応
- 4 閉会

新型コロナウイルス感染症対策本部会議席次表（第19回）

令和3年7月31日
第一会議室



新型コロナウイルス感染症に関する情報（週報）

千葉市のデータは千葉市発表の千葉市民に関するものです。

7月29日版

1 感染の状況（先週比） 7月21日～7月27日	千葉市の数値	指標	
		ステージⅢ	ステージⅣ
(1) 新規感染者数（直近7日間平均）（525人÷7日）	75.0人（+38.9人）	—	—
(2) 新規感染者数（直近7日間合計 人口10万人あたり）	53.4人（+27.7人）	15人以上	25人以上
(3) 直近7日間の感染経路不明率（342人）	65.1%（△8.0ポイント）	50%以上	50%以上
(4) 陽性率（1週間平均）7月19日～7月25日 ※	15.9%（+8.3ポイント）	5%以上	10%以上

※陽性率は速報値のため、後日更新される場合があります。

2 医療提供体制の負荷（先週比）

(1) 千葉市 入院者数 7月27日時点		65人（+8人）	—	—
(2) 千葉市 現在の療養者数 7月27日時点 （重症1人、中等・軽症等554人）	療養者数	555人（+289人）	—	—
	10万人あたり	56.4人（+29.3人）	20人以上	30人以上

注1) 千葉市の人口は 983,211人（令和3年4月1日）

注2) 1 (1)、2 (1) 以外は政府の指標

参考 ★ 千葉県の病床使用率

	★ 千葉県の数値		
(1) 千葉県 病床使用率 7月27日時点（先週比）	46.1%（+3.3ポイント）	20%以上	50%以上
(2) 千葉県 重症病床使用率 7月27日時点（先週比）	22.8%（+5.0ポイント）	20%以上	50%以上

ワクチン接種に関するお知らせ（7月29日）

ワクチン接種は、かかりつけ医など身近な医療機関での接種（個別接種）を中心に行っています

市民の皆さんへお願い

ワクチン供給量に合わせて停止していた新規の予約受付を、7月26日（月）から再開しました。なお、8月1日（日）までの間は接種順位が上位の方の優先受付期間となりますので、ご注意ください。円滑な接種体制構築のため、ご理解・ご協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。



新型コロナウイルスワクチン接種の新規予約受付を再開しました

1 個別接種医療機関

(1) 接種開始日：**8月9日（月・祝）**

(2) 予約受付再開日：**7月26日（月）～**

※予約受付再開日は各医療機関により異なる場合があります。再開日程は、別添の一覧、市ホームページもしくはコロナワクチンナビをご確認ください。



※**7月26日（月）～8月1日（日）**までは以下の方を優先的に受付し、8月2日以降はそれ以外の方についても受付します。

○60歳以上の方 ○基礎疾患を有する方 ○高齢者施設等の従事者

2 集団接種会場（中央CC、イコアス千城台、花見川保健福祉センター）

(1) 接種開始日：**会場ごとに異なりますので、下記の表をご確認ください。** (3) 集団接種の予約方法：※8月1日まではコールセンターのみ受付

(2) 予約受付再開日：

60歳以上の方	7月26日（月）
基礎疾患を有する方・高齢者施設等の従事者	
上記以外の12～59歳の方	8月2日（月）

7月26日（月）～8月1日（日）	8月2日（月）以降
千葉市コロナワクチン接種コールセンター ☎0120-57-8970（8:30～18:00※土日祝含む） 耳や言葉の不自由な方 FAX 043-245-5128 Eメール cv-call@city.chiba.lg.jp	
千葉市コロナワクチン 予約サイト ※8:30 受付開始	



※8月9日（月・祝）以降、ワクチンの供給量に合わせて集団接種会場の接種体制を縮小します。

会場名	開設日数（曜日）	接種開始日	接種回数
中央コミュニティセンター	週1回（日曜）	8月15日（日）～	約640回/週
イコアス千城台	週3回（金曜、土曜、日曜）	8月13日（金）～	約1,920回/週
花見川保健福祉センター	週2回（土曜、日曜）	8月14日（土）～	約640回/週

ワクチン接種に関する最新の情報は、市ホームページをご参照ください。



市民のみなさまへのお願い（7月29日）

東京都に緊急事態宣言が再発出され、千葉県においても、まん延防止等重点措置の期間が8月22日までとされました。本市でも感染が急拡大しており、年始の第3波を超える状況です。若年層の方の感染や40代、50代の方の入院事例が増えています。市民の皆様お一人おひとりのより一層の感染対策の徹底をお願いします。

- 日中も含め不要不急の外出・移動は自粛、都道府県間の移動も、極力控えてください。なお、生活や健康の維持のために必要なものについては自粛の対象外です。
- お買い物は最小限の人数で、混雑時を避けて、お店の入場整理に従ってください。
- 飲食店に対し、20時までの営業を要請していますので、20時以降飲食店にみだりに出入りしないでください。
- 飲食店での酒類の提供は、感染症対策が徹底されているお店で19時まで、入店から退店まで90分以内、1人または2人のグループのみとなっています。
- 市施設は原則開館としていますが、一部施設では引き続き夜間の利用制限等を実施しています。また、イベントや講座等は中止や延期となる場合があります。ご利用予定の方は市ホームページをご覧ください。施設や主催者にご確認ください。

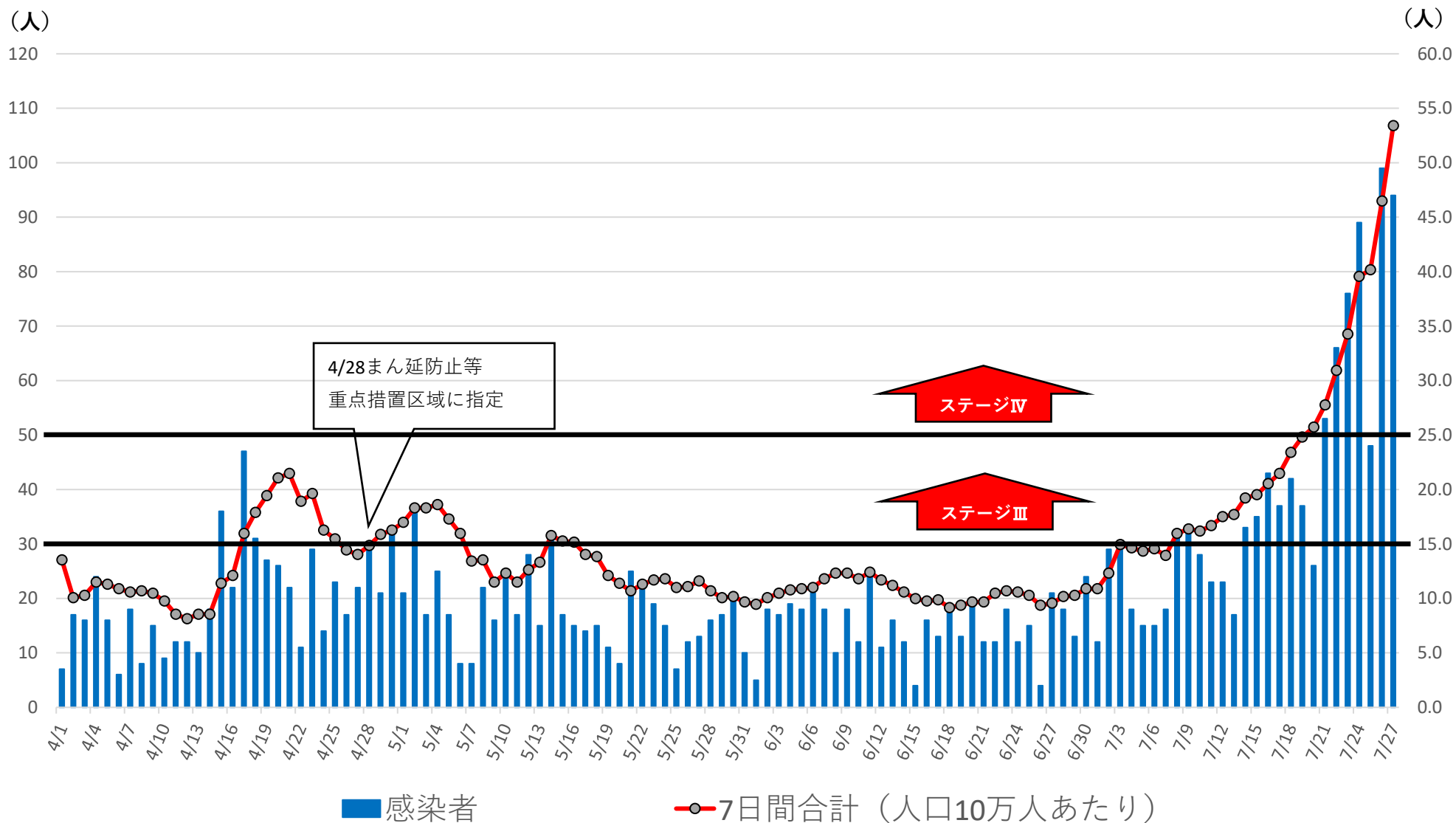
施設・
イベント
情報



千葉市感染者 日次公表数と7日間合計（人口10万人あたり）推移

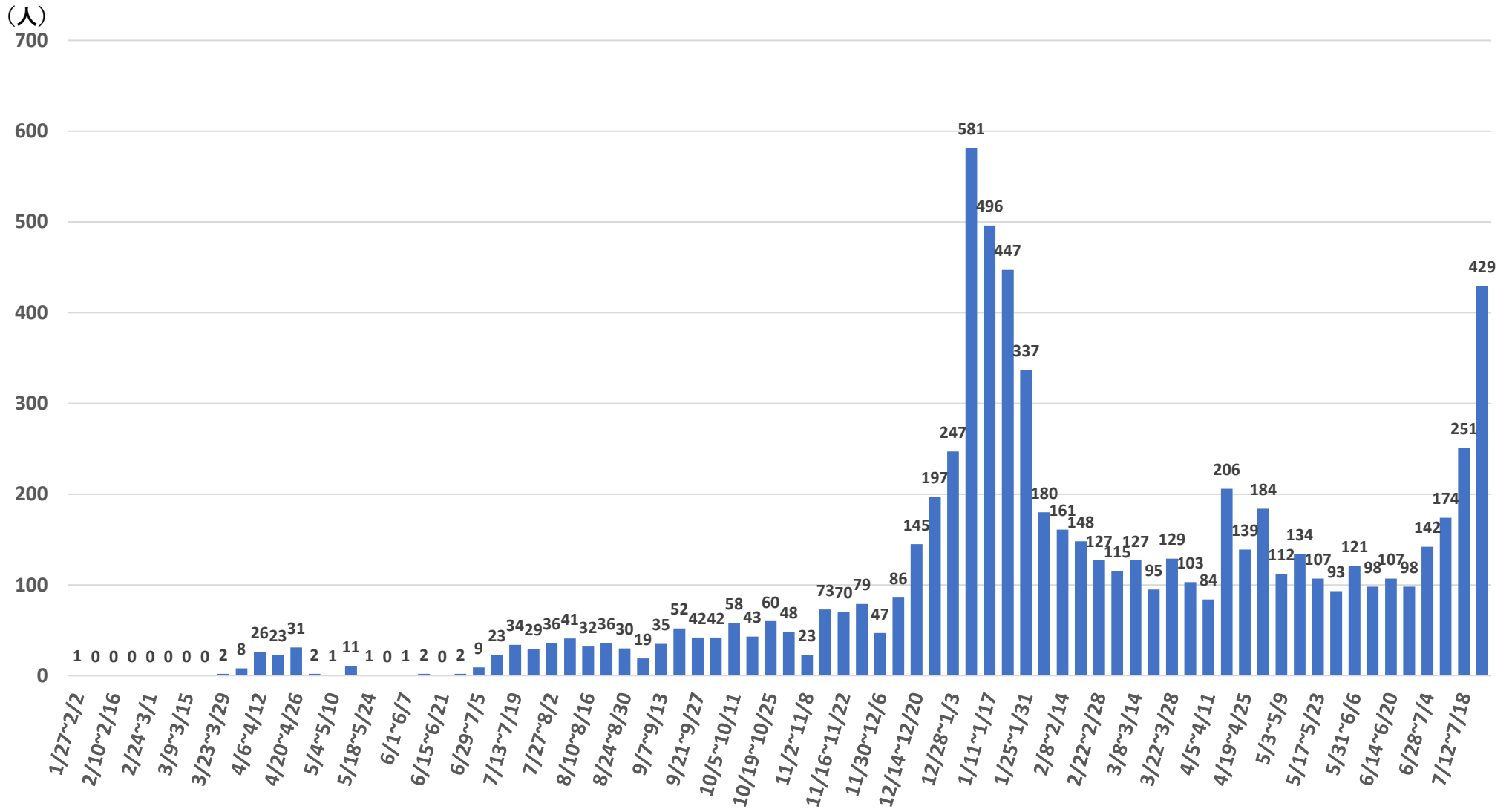


7月27日時点



市内感染者の発生状況（確定日）

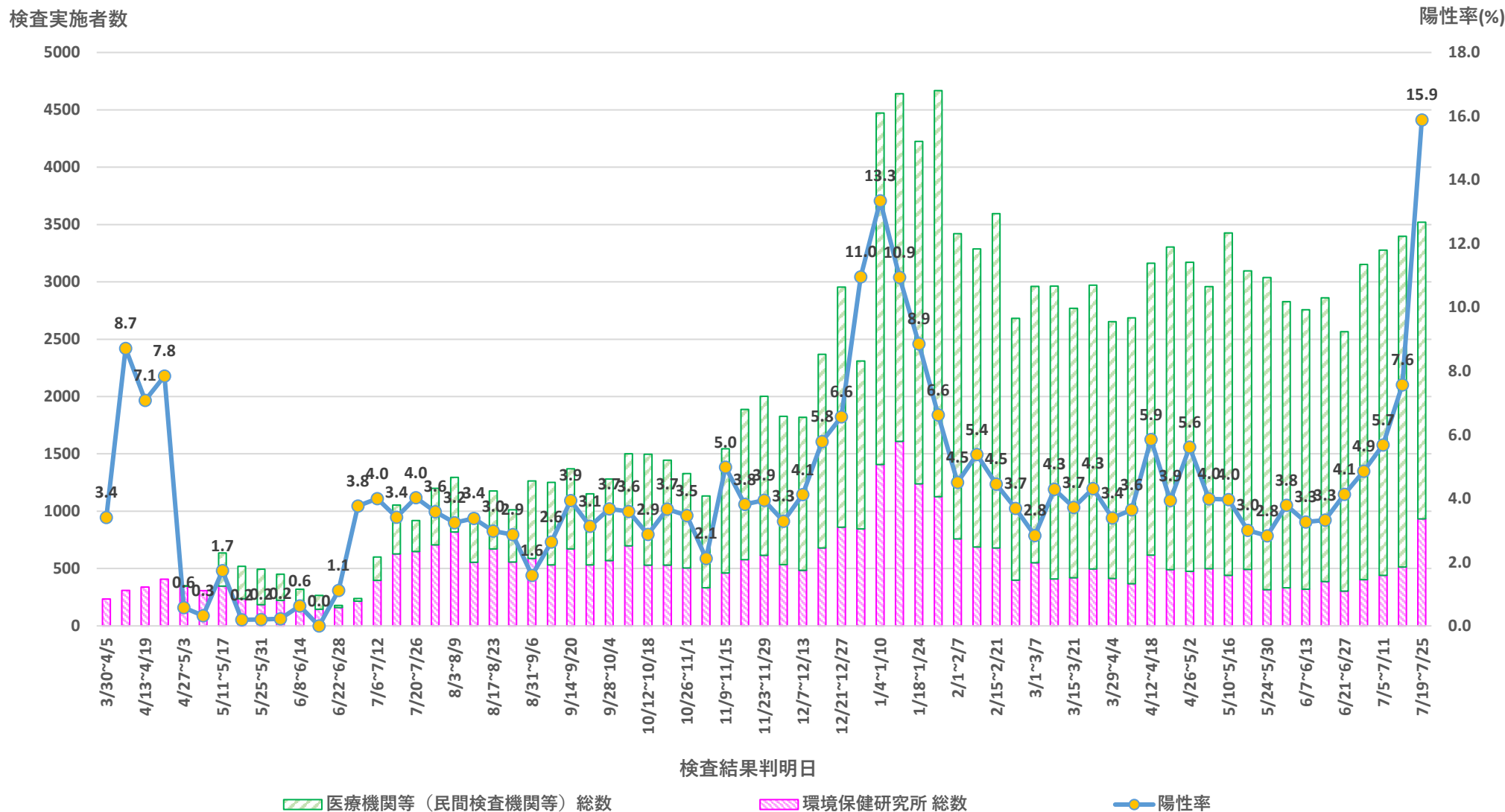
7月25日時点



※公表済みの人数のみを集計しているため、後日更新される場合があります。

市内の検査場所別の検査実施数及び陽性率

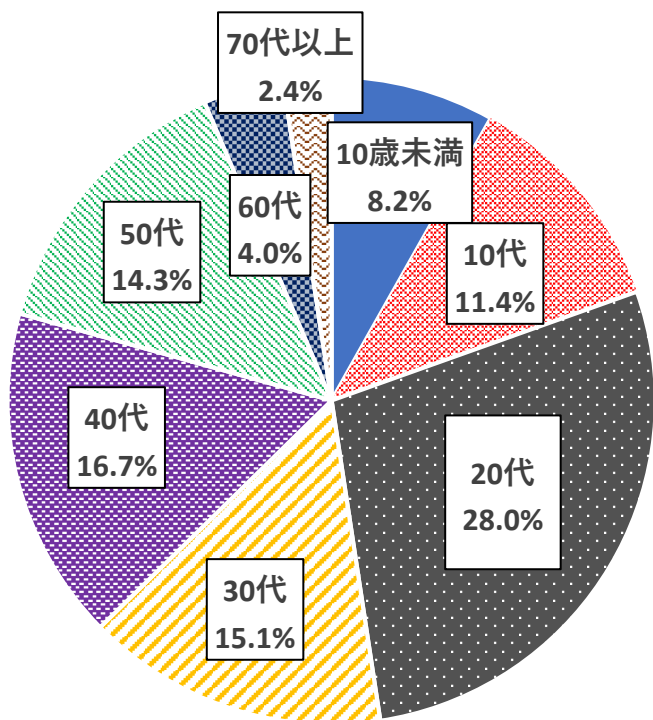
7月25日時点



※医療機関等（民間検査機関等）の検査実績等は、報告までにタイムラグがあるため、上記のデータは速報値です。後日、数値が更新される場合があります。

感染者の年代別内訳

直近2週間（令和3年7月12日～7月25日）



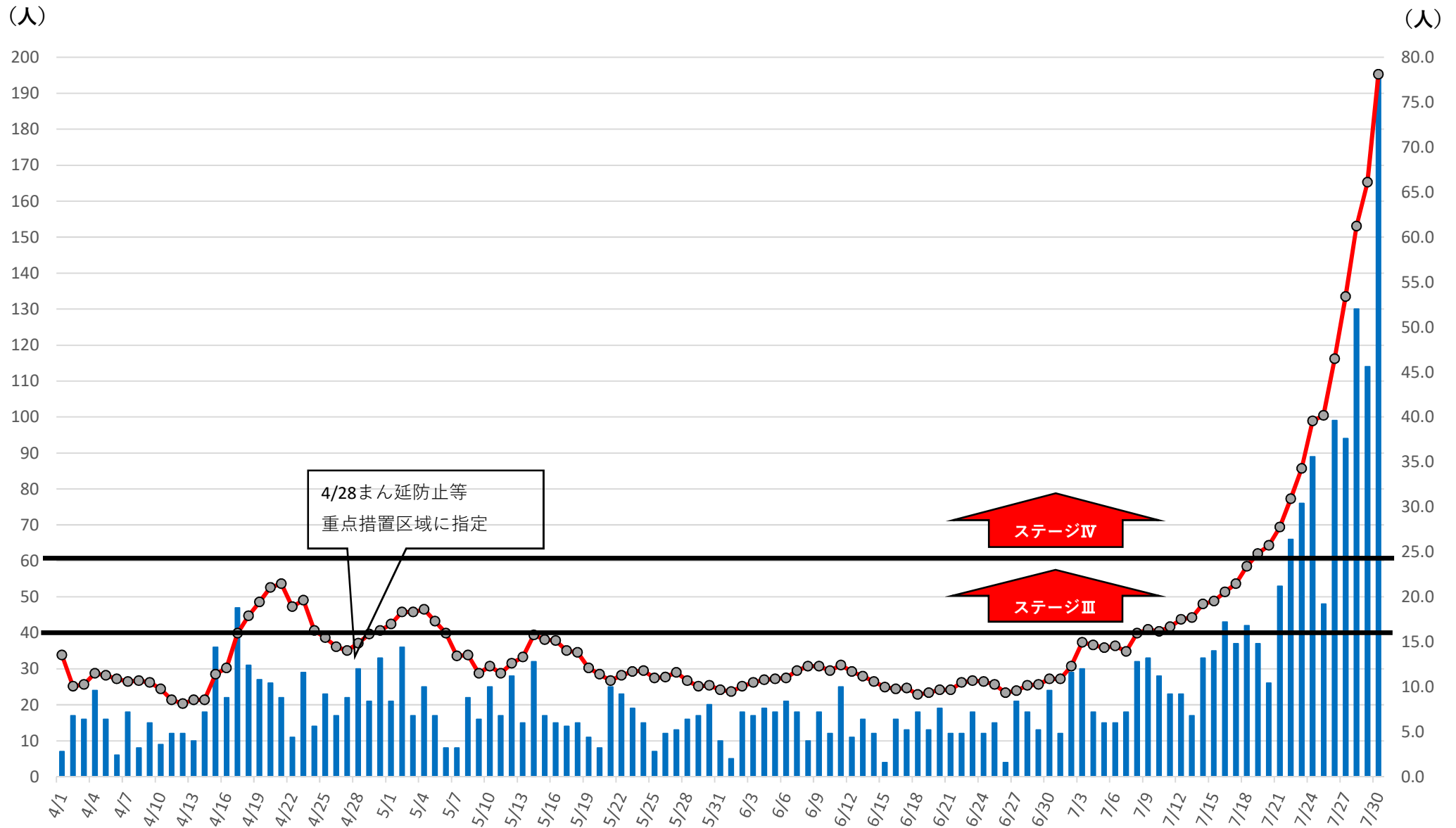
全期間を通じて、感染者に占める割合は20代が25%と多く、10万人あたりの感染者数が約1,700人となり、100人に1.7人が感染している状況です。

全期間（令和2年1月31日～令和3年7月25日）

年代	全感染者に占める割合	10万人あたり感染者数（人）
10歳未満	3.8%	380
10代	8.0%	657
20代	25.0%	1,695
30代	15.0%	975
40代	14.7%	699
50代	13.7%	689
60代	7.1%	482
70代以上	12.7%	452
合計	100%	735

千葉市感染者 日次公表数と7日間合計（人口10万人あたり）推移

公開



※ 感染者数は千葉市発表分から市外在住者分を除いたものです

■ 感染者 ●- 7日間合計（人口10万人あたり）

新型コロナウイルス感染症対策本部（第71回）

日時：令和3年7月30日（金）

17時00分～17時20分

場所：官邸2階 大ホール

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）新型コロナウイルス感染症への対応について

3. 閉 会

（配布資料）

- 資料1 厚生労働省提出資料
- 資料2 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更
- 資料3 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部
を変更する公示（案）
- 資料4-1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（案）
- 資料4-2 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更案（新旧対照表）
- 参考資料 新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済支援策の全体像

最近の感染状況等について

令和3年7月30日(金)

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症の発生状況

【国内事例】括弧内は前日比

※令和3年7月29日24時時点

	PCR検査 実施人数(※3)	陽性者数	入院治療等を要する者		退院又は療養解除と なった者の数	死亡者数	確認中(※4)
				うち重症者			
国内事例(※1,※5) (チャーター便帰国 者を除く)	17,406,341 (+88,769)	899,237 (+10,687)※2	54,401 (+6,572)	626 (+87) ※6	827,784 (+3,714)	15,166 (+13)	2,372 (+100)
空港・海港検疫	883,603 (+3,416)※7	3,466 (+10)	171 (+9)	0	3,288 (+1)	7	0
チャーター便 帰国者事例	829	15	0	0	15	0	0
合計	18,290,773 (+92,185)	902,718 (+10,697)※2	54,572 (+6,581)	626 (+87) ※6	831,087 (+3,715)	15,173 (+13)	2,372 (+100)

- ※1 チャーター便を除く国内事例については、令和2年5月8日公表分から(退院者及び死亡者については令和2年4月21日公表分から)、データソースを従来の厚生労働省が把握した個票を積み上げたものから、各自治体がウェブサイトで公表している数等を積み上げたものに変更した。
- ※2 新規陽性者数は、各自治体がプレスリリースしている個別の事例数(再陽性例を含む)を積み上げて算出したものであり、前日の総数からの増減とは異なる場合がある。
- ※3 一部自治体については件数を計上しているため、実際の人数より過大となっている。件数ベースでウェブ掲載している自治体については、前日比の算出にあたって件数ベースの差分としている。前日の検査実施人数が確認できない場合については最終公表時点の数値との差分を計上している。
- ※4 PCR検査陽性者数から入院治療等を要する者の数、退院又は療養解除となった者の数、死亡者の数を減じて厚生労働省において算出したもの。なお、療養解除後に再入院した者を陽性者数として改めて計上していない県があるため、合計は一致しない。
- ※5 国内事例には、空港・海港検疫にて陽性が確認された事例を国内事例としても公表している自治体の当該事例数は含まれていない。
- ※6 一部の都道府県における重症者数については、都府県独自の基準に則って発表された数値を用いて計算しており、集中治療室(ICU)等での管理が必要な患者は含まれていない。
- ※7 令和2年7月29日から順次、抗原定量検査を実施しているため、同検査の件数を含む。なお、空港・海港検疫の検査実施人数等については、公表日の前日の0時時点で計上している。

【上陸前事例】括弧内は前日比

	PCR検査陽性者 ※【 】は無症状病原体保有者数	退院等している者	人工呼吸器又は集中治療室 に入院している者 ※4	死亡者
クルーズ船事例 (水際対策で確認) (3,711人) ※1	712 ※2 【331】	659 ※3	0 ※6	13 ※5

- ※1 那覇港出港時点の人数。うち日本国籍の者1,341人
- ※2 船会社の医療スタッフとして途中乗船し、PCR陽性となった1名は含めず、チャーター便で帰国した40名を含む。国内事例同様入院後に有症状となった者は無症状病原体保有者数から除いている。
- ※3 退院等している者659名のうち有症状364名、無症状295名。チャーター便で帰国した者を除く。
- ※4 37名が重症から軽～中等症へ改善(うち37名は退院)
- ※5 この他にチャーター便で帰国後、令和2年3月1日に死亡したとオーストラリア政府が発表した1名がいる。
- ※6 新型コロナウイルス関連疾患が軽快後、他疾患により重症の者が1名いる。

都道府県別新規陽性者数（自治体公表値）（空港検疫、チャーター便、クルーズ船案件を除く）

報告日	7月16日 金	7月17日 土	7月18日 日	7月19日 月	7月20日 火	7月21日 水	7月22日 木	7月23日 金	7月24日 土	7月25日 日	7月26日 月	7月27日 火	7月28日 水	7月29日 木	直近2週間の合計			増減率	直近1週間合計 (人口10万対)	
															7月16日から 7月22日まで	7月23日から 7月29日まで				
全 国	3,419	3,871	3,093	2,318	3,743	4,933	5,386	4,204	3,576	5,009	4,661	7,619	9,570	10,687	72,089	26,763	45,326	1.69	35.93	全 国
北 海 道	73	111	107	70	104	118	140	79	118	113	137	138	227	260	1,795	723	1,072	1.48	20.42	北 海 道
青 森	3	8	7	0	20	3	4	2	0	8	3	9	8	25	100	45	122	1.22	4.41	青 森
岩 手	9	10	10	4	6	9	5	8	12	13	11	10	17	12	136	53	83	1.57	6.76	岩 手
宮 城	48	34	19	11	20	28	18	20	5	24	10	26	44	36	343	178	165	0.93	7.16	宮 城
秋 田	9	8	2	0	3	7	2	2	2	4	2	1	4	5	51	31	20	0.65	2.07	秋 田
山 形	6	3	0	0	1	2	4	0	1	0	0	6	3	18	44	16	28	1.75	2.60	山 形
福 島	14	16	16	11	8	23	14	24	23	37	52	41	80	86	445	102	343	3.36	18.58	福 島
茨 城	60	45	34	27	57	77	86	54	44	63	86	96	194	166	1,089	386	703	1.82	24.58	茨 城
栃 木	26	48	12	23	20	42	33	40	31	43	53	108	102	142	723	204	519	2.54	26.84	栃 木
群 馬	11	10	9	11	11	35	16	27	24	32	26	52	70	103	437	103	334	3.24	17.20	群 馬
埼 玉	290	318	287	199	314	381	510	401	345	449	449	594	870	864	6,271	2,299	3,972	1.73	54.04	埼 玉
千 葉	277	244	254	234	199	302	343	334	301	279	509	405	577	576	4,834	1,853	2,981	1.61	47.63	千 葉
東 京	1271	1410	1008	727	1387	1832	1979	1359	1128	1763	1429	2848	3177	3865	25,183	9,614	15,569	1.62	111.84	東 京
神 奈 川	446	539	460	412	433	522	630	652	547	531	540	758	1051	1164	8,685	3,442	5,243	1.52	57.00	神 奈 川
新 潟	14	18	11	8	36	24	37	14	28	24	25	41	51	53	384	148	236	1.59	10.62	新 潟
富 山	3	4	6	2	15	9	12	15	3	15	15	7	21	24	151	51	100	1.96	9.58	富 山
石 川	41	33	23	25	23	66	62	47	35	72	79	72	119	94	791	273	518	1.90	45.52	石 川
福 井	3	4	5	0	3	2	8	6	5	27	18	13	17	27	138	25	113	4.52	14.71	福 井
山 梨	5	3	3	3	7	7	14	14	12	24	11	23	23	28	177	42	135	3.21	16.65	山 梨
長 野	4	6	5	6	5	9	8	5	8	10	13	23	16	29	147	43	104	2.42	5.08	長 野
岐 阜	19	5	6	1	14	11	14	15	12	7	15	18	31	23	191	70	121	1.73	6.09	岐 阜
静 岡	42	27	21	12	47	57	78	54	58	72	58	99	120	108	853	284	569	2.00	15.61	静 岡
愛 知	67	75	94	36	94	109	146	69	69	109	70	174	265	250	1,627	621	1,006	1.62	13.32	愛 知
三 重	20	33	10	7	18	22	27	11	11	16	16	21	37	34	283	137	146	1.07	8.20	三 重
滋 賀	11	9	7	11	10	13	22	14	11	12	25	31	50	32	258	83	175	2.11	12.38	滋 賀
京 都	38	52	51	29	39	80	71	53	34	80	76	96	175	164	1,038	360	678	1.88	26.25	京 都
大 阪	254	380	262	224	313	491	461	379	283	471	374	741	798	932	6,363	2,385	3,978	1.67	45.16	大 阪
兵 庫	81	122	75	39	129	120	149	61	71	138	75	260	254	280	1,854	715	1,139	1.59	20.84	兵 庫
奈 良	20	18	19	18	26	38	30	13	14	19	23	45	51	58	392	169	223	1.32	16.77	奈 良
和 歌 山	2	6	12	6	3	8	10	16	12	10	9	9	16	27	177	47	130	2.77	14.05	和 歌 山
鳥 取	12	29	15	8	13	17	11	7	7	9	9	14	11	28	190	105	85	0.81	15.29	鳥 取
島 根	2	9	7	8	17	17	20	10	7	7	6	8	7	9	134	80	54	0.68	8.01	島 根
岡 山	11	9	9	14	16	33	33	28	31	27	23	35	58	59	386	125	261	2.09	13.81	岡 山
広 島	16	16	17	14	15	46	25	29	21	24	31	35	53	65	407	149	258	1.73	9.20	広 島
山 口	4	6	2	0	3	4	4	0	2	5	7	9	10	16	72	23	49	2.13	3.61	山 口
徳 島	4	13	8	5	6	5	5	8	5	4	3	7	7	87	46	41	0.89	5.63	徳 島	
香 川	4	1	3	0	4	8	4	4	4	5	2	8	11	33	91	24	67	2.79	7.01	香 川
愛 媛	6	5	6	2	4	8	5	4	6	16	12	10	15	19	118	36	82	2.28	6.12	愛 媛
高 知	14	8	10	5	8	5	7	7	2	5	5	10	22	25	133	57	76	1.33	10.89	高 知
福 岡	58	60	79	46	91	136	139	152	99	162	172	236	405	366	2,201	609	1,592	2.61	31.19	福 岡
佐 賀	9	4	3	8	9	7	8	4	3	2	3	14	19	25	118	48	70	1.46	8.59	佐 賀
長 崎	12	8	8	10	9	8	9	12	1	11	8	20	24	21	161	64	97	1.52	7.31	長 崎
熊 本	8	10	6	1	6	10	14	18	16	31	34	44	56	63	317	55	262	4.76	14.99	熊 本
大 分	6	3	4	3	12	1	2	5	11	3	6	12	12	20	100	31	69	2.23	6.08	大 分
宮 崎	0	3	5	1	5	7	5	9	9	3	2	13	10	16	88	26	62	2.38	5.78	宮 崎
鹿 児 島	10	7	6	2	6	5	9	19	8	22	13	18	24	22	171	45	126	2.80	7.87	鹿 児 島
沖 縄	76	81	70	35	154	169	153	100	99	209	116	354	347	392	2,355	738	1,617	2.19	111.29	沖 縄

※1 過去の報告があった県については、報告日別に過去に遡って計上した

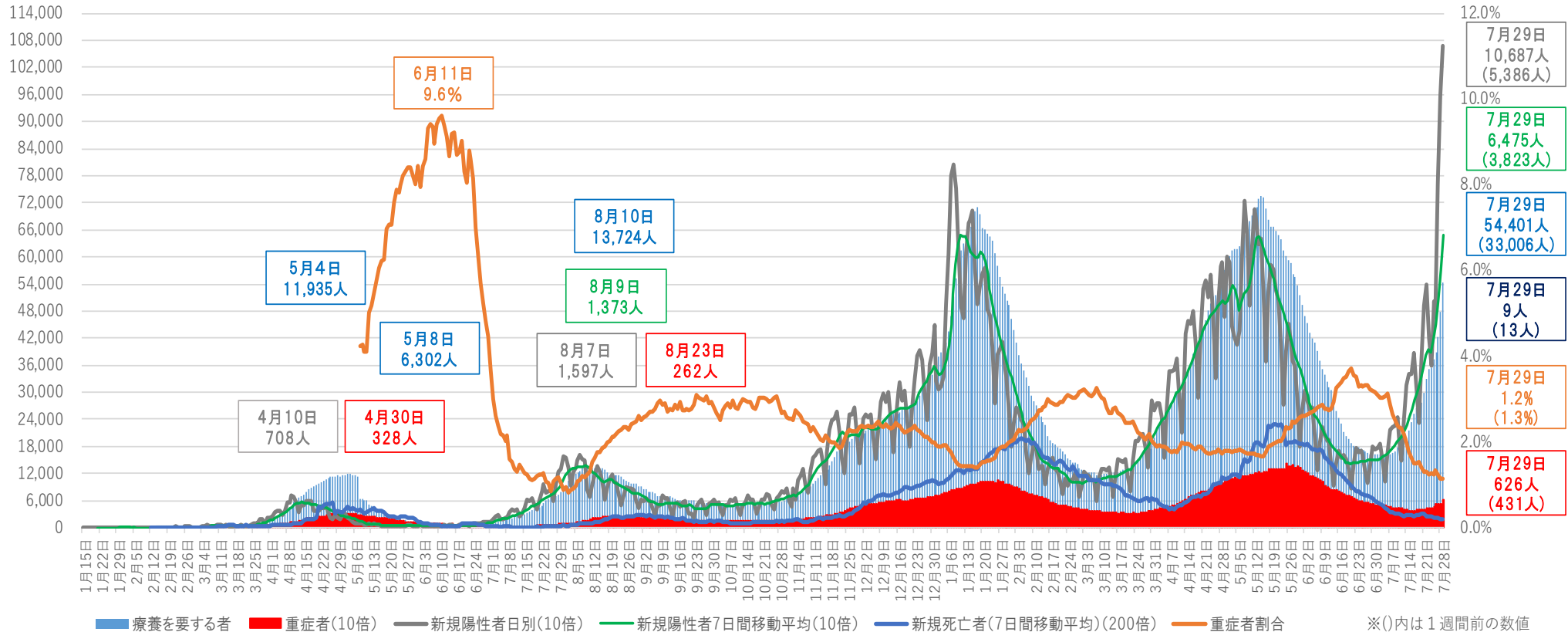
※2 人口10万対の人数は、令和元年10月1日現在の都道府県別推計人口（総務省）により算出している

増減率が1より大きく、直近1週間合計が1以上の都道府県数	直近1週間の新規陽性者数ゼロの都道府県数
42	0

重症者・新規陽性者数等の推移

療養を要する者・重症者・新規陽性者・新規死亡者（人）

重症者割合（％）



- ※1 チャーター便を除く国内事例。令和2年5月8日公表分から、データソースを従来の厚生労働省が把握した個票を積み上げたものから、各自治体がウェブサイト公表している数等を積み上げたものに変更した。
- ※2 重症者割合は、集計方法を変更した令和2年5月8日から算出している。重症者割合は「療養を要する者」に占める重症者の割合。
- ※3 療養を要する者・重症者と新規陽性者及び新規死亡者は表示上のスケールが異なるので（新規陽性者及び重症者数は10倍、新規死亡者は200倍に拡大して表示）、比較の場合には留意が必要。
- ※4 一部の都道府県においては、重症者数については、都道府県独自の基準に則って発表された数値を用いて計算しており、集中治療室（ICU）等での管理が必要な患者は含まれていない。
- ※5 集計方法の主な見直し：令和3年5月19日公表分から沖縄県について、令和3年5月26日公表分から大阪府・京都府について、重症者の定義を従来の自治体独自の基準から国の基準に変更し集計を行った。

<感染状況について>

- ・ 全国の新規感染者数は、報告日別では、増加が続き、直近の1週間では10万人あたり約28。今週先週比が1.54と急速に拡大している。東京を中心とする首都圏だけでなく、関西圏をはじめ全国の多くの地域で新規感染者数が増加傾向となっており、これまでに経験したことのない感染拡大となっている。また、連休による影響で、今後の報告数が上積みされる可能性も留意する必要がある。

実効再生産数：全国的には、直近（7/11時点）で1.27と1を上回る水準が続いており、首都圏では1.26、関西圏では1.39となっている。

<感染状況の分析【地域の動向等】> ※新規感染者数の数値は、報告日ベースの直近1週間合計の対人口10万人の値

首都圏 (1都3県)	東京では、新規感染者数は増加が続き、約89。今週先週比は1.49と急速な感染拡大が継続。20-40代が多く、65歳以上の割合は約3%まで低下しているものの、実数では増加がみられる。本来であれば入院すべきだが自宅待機を余儀なくされる者や入院者数や調整中の者は増加が続いている。高流量の酸素投与が必要な患者も増加しているとの指摘もある。人工呼吸器又は人工心肺を使用している重症者数も増加傾向となり、年代別では40-50代が最大となっている。感染者数の急増が続けば、入院療養等の調整の遅れや一般医療も含めた医療への負担が懸念される。一方で、埼玉、千葉、神奈川でも新規感染者数は20-30代中心に増加が続き、それぞれ約43、40、45。3県とも感染者数が急速に増加。東京では夜間滞留人口が前回の緊急事態措置の際と比べ、緩やかな減少にとどまっている。一方、千葉では夜間滞留人口が増加。埼玉、神奈川では減少しているものの、大きな減少が見られておらず、東京を中心に当面は感染拡大の継続が見込まれる。
沖縄	新規感染者数は増加が続き、約83。今週先週比が上昇傾向で2.15と急速な再拡大となっている。20-30代が中心だが高齢層でも増加が見られる。入院者数は増加に転じ、重症病床使用率は厳しい状況が継続。夜間・昼間とも滞留人口が大幅に減少し、今回の緊急事態措置中の最低水準に再び到達。新規感染者数の減少につながるか、注視が必要。
関西圏	大阪では、新規感染者数は20-30代中心に増加が続き、約36。今週先週比は1.52と急速な感染拡大が継続。入院者数は増加傾向だが、重症病床使用率は約13%。夜間滞留人口は減少に転じたが、依然高い水準で、感染拡大が続くことが懸念される。京都、兵庫、奈良でも、新規感染者数の増加が続き、それぞれ、約19、16、14。いずれも、重症病床使用率は2割を切る水準が継続しているが、兵庫、京都では夜間滞留人口の増加が続いており、感染拡大が続くことが懸念される。
上記以外	まん延防止等重点措置が解除された北海道、愛知、福岡では、新規感染者数の増加傾向が続き、それぞれ約16、10、21。いずれも、病床使用率、重症病床使用率は2割を切る水準が継続。いずれも夜間滞留人口の減少が見られるが、北海道、福岡では、依然高い水準であり、感染の拡大が懸念される。 その他の地域でも新規感染者数の増加が見られており、茨城、栃木、石川では15を超えて増加傾向が続いている。特に、石川では飲食店などのクラスターで約38、夜間滞留人口も増加している。重症者数は1人で横ばいだが、入院者数は増加しており、留意が必要。

<変異株に関する分析>

- ・ B.1.617.2系統の変異株(デルタ株)は、スクリーニング検査での陽性率(機械的な試算)が、全国的には約33%で上昇が続いており、置き換わりが進んでいる。特に、東京では、4割を超えている。

<今後の見通しと必要な対策>

- 東京、沖縄、埼玉、千葉、神奈川、大阪では、緊急事態措置やまん延防止等重点措置が講じられているが、滞留人口の減少は限定的で感染拡大を防ぐに至っていない。デルタ株への置き換わりも進む中で、これまでにない急速な感染拡大となっている。
- 特に、東京では感染者の増加が続き、40-50代を中心に入院者の増加が続いており、既に一般医療への影響が生じている。熱中症などで救急搬送が増加するなど一般医療の負荷も増加する中で、このままの状況が続けば、通常であれば助かる命も助からない状況になることも強く懸念される。埼玉、千葉、神奈川および感染が拡大している地域でも今後同様の状況が生じることが強く懸念される。こうした危機感を行政と市民が共有出来ていないことが、現在の最大の問題。
- 7月8日に改訂された基本的対処方針及び7月16日の新型コロナウイルス感染症対策分科会会長談話「夏休み期間中の感染拡大を防ぐために」に基づく対策の徹底により、感染拡大を速やかに抑えることが求められる。改めて、マスク、手指衛生、人との距離の確保などの基本的感染防止対策のほか、職場での感染防止策の強化とテレワークを徹底すべき。また、飲食の場面への対策を徹底すること。さらに、職場、学校、家庭において、少しでも体調が悪い場合、軽い症状でも早めの受診、積極的な検査につなげることが必要。こうした取組をしっかりと発信していくことが重要。
- 各自治体では、感染状況や医療提供体制の負荷の状況を踏まえ、機動的な介入により急拡大を抑制することが必要である。その際には、高齢者のワクチン接種が進んだことにより、感染者数の増加に比べて、重症者数は低くなる傾向にあるが、入院者数や自宅療養者数、調整中の者の数などその他の指標も踏まえ、公衆衛生・医療提供体制の負荷の状況や見込みをとらえることが求められる。感染拡大が一定期間は継続することも前提に、宿泊療養施設の確保や自宅療養環境の体制整備も含め医療提供・公衆衛生体制の確保・連携を進めておくことが必要。

直近の感染状況等（1）

○新規感染者数の動向（対人口10万人（人））

	7/7～7/13	7/14～7/20	7/21～7/27
全国	11.90人（15,020人）↑	18.25人（23,022人）↑	28.05人（35,388人）↑
北海道	7.73人（406人）↑	11.90人（625人）↑	16.06人（843人）↑
埼玉	14.42人（1,060人）↑	26.93人（1,979人）↑	42.57人（3,129人）↑
千葉	19.17人（1,200人）↑	26.67人（1,669人）↑	39.51人（2,473人）↑
東京	39.75人（5,534人）↑	59.33人（8,260人）↑	88.63人（12,338人）↑
神奈川	24.07人（2,214人）↑	33.20人（3,054人）↑	45.44人（4,180人）↑
愛知	5.83人（440人）↑	6.77人（511人）↑	9.88人（746人）↑
京都	6.39人（165人）↑	11.11人（287人）↑	18.97人（490人）↑
大阪	12.65人（1,114人）↑	23.91人（2,106人）↑	36.33人（3,200人）↑
兵庫	5.67人（310人）↑	10.98人（600人）↑	15.99人（874人）↑
福岡	6.41人（327人）↑	9.78人（499人）↑	21.47人（1,096人）↑
沖縄	23.06人（335人）↓	38.47人（559人）↑	82.59人（1,200人）↑

○検査体制の動向（検査数、陽性者割合）

	6/28～7/4	7/5～7/11	7/12～7/18
全国	448,871件↑ 2.5% ↓	422,933件↓ 3.3% ↑	444,500件↑ 4.7% ↑
北海道	12,862件↓ 1.7% ↑	16,180件↑ 2.2% ↑	16,282件↑ 3.4% ↑
埼玉	52,847件↑ 1.4% ↓	35,962件↓ 2.7% ↑	57,796件↑ 3.0% ↑
千葉	19,556件↓ 4.9% ↑	17,003件↓ 6.8% ↑	15,841件↓ 9.7% ↑
東京	123,157件↑ 3.3% ↓	107,768件↓ 4.8% ↑	100,845件↓ 7.4% ↑
神奈川	24,291件↑ 6.2% ↓	25,626件↑ 7.8% ↑	22,964件↓ 12.2% ↑
愛知	9,872件↓ 3.3% ↑	11,084件↑ 3.6% ↑	10,024件↓ 4.9% ↑
京都	6,030件↑ 1.9% ↑	5,949件↓ 2.6% ↑	6,576件↑ 3.9% ↑
大阪	42,849件↓ 1.7% ↑	52,638件↑ 1.9% ↑	46,845件↓ 4.1% ↑
兵庫	12,715件↑ 1.3% ↑	9,285件↓ 2.8% ↑	10,371件↑ 5.1% ↑
福岡	11,983件↓ 1.7% ↑	12,764件↑ 2.3% ↑	14,326件↑ 3.2% ↑
沖縄	13,053件↑ 3.1% ↓	12,330件↓ 2.7% ↓	14,195件↑ 3.3% ↑

※ ↑は前週と比べ増加、↓は減少、→は同水準を意味する。

直近の感染状況等（2）

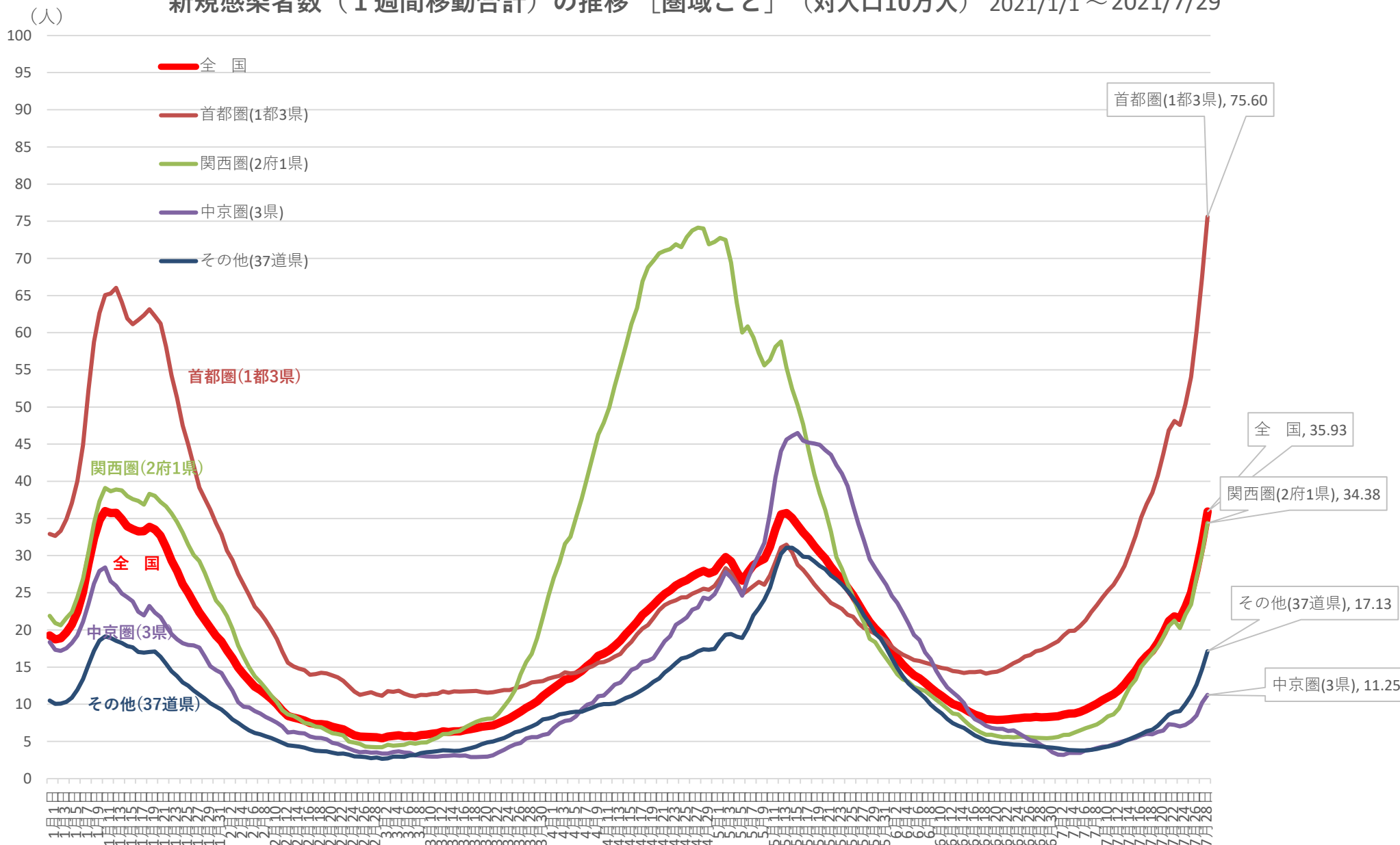
○入院患者数の動向（入院者数(対受入確保病床数)

○重症者数の動向（入院者数(対受入確保病床数)

	7/6	7/13	7/20	7/6	7/13	7/20
全国	5,868人(16.4%) ↓	6,513人(18.1%) ↑	8,139人(22.3%) ↑	856人(17.2%) ↓	880人(17.7%) ↑	995人(18.9%) ↑
北海道	333人(15.9%) ↓	289人(14.5%) ↓	285人(14.3%) ↓	18人(11.9%) ↓	11人(7.4%) ↓	8人(5.4%) ↓
埼玉	338人(20.3%) ↑	457人(27.4%) ↑	659人(39.6%) ↑	21人(12.7%) ↑	26人(15.8%) ↑	28人(17.0%) ↑
千葉	368人(28.9%) ↑	439人(34.4%) ↑	536人(42.0%) ↑	16人(15.8%) ↓	16人(15.8%) →	18人(17.8%) ↑
東京	1,671人(27.6%) ↑	2,011人(31.8%) ↑	2,456人(38.3%) ↑	467人(38.7%) ↑	538人(44.6%) ↑	637人(52.8%) ↑
神奈川	416人(23.2%) ↓	544人(30.4%) ↑	619人(34.6%) ↑	32人(16.1%) ↓	38人(19.1%) ↑	40人(20.1%) ↑
愛知	222人(14.7%) ↓	178人(11.7%) ↓	212人(14.0%) ↑	12人(8.2%) ↓	13人(8.9%) ↑	10人(6.8%) ↓
京都	49人(9.8%) ↓	68人(13.7%) ↑	122人(24.5%) ↑	5人(5.8%) ↓	4人(4.7%) ↓	6人(7.0%) ↑
大阪	437人(15.3%) ↓	471人(16.5%) ↑	628人(20.3%) ↑	134人(14.5%) ↓	108人(11.7%) ↓	135人(11.2%) ↑
兵庫	148人(12.9%) ↑	147人(12.1%) ↓	256人(21.1%) ↑	16人(11.8%) →	15人(10.9%) ↓	13人(9.5%) ↓
福岡	137人(9.7%) ↓	143人(10.1%) ↑	181人(12.8%) ↑	13人(6.5%) →	9人(4.5%) ↓	8人(4.0%) ↓
沖縄	297人(41.7%) ↓	253人(36.2%) ↓	233人(33.0%) ↓	46人(62.2%) ↓	40人(61.5%) ↓	40人(64.5%) →

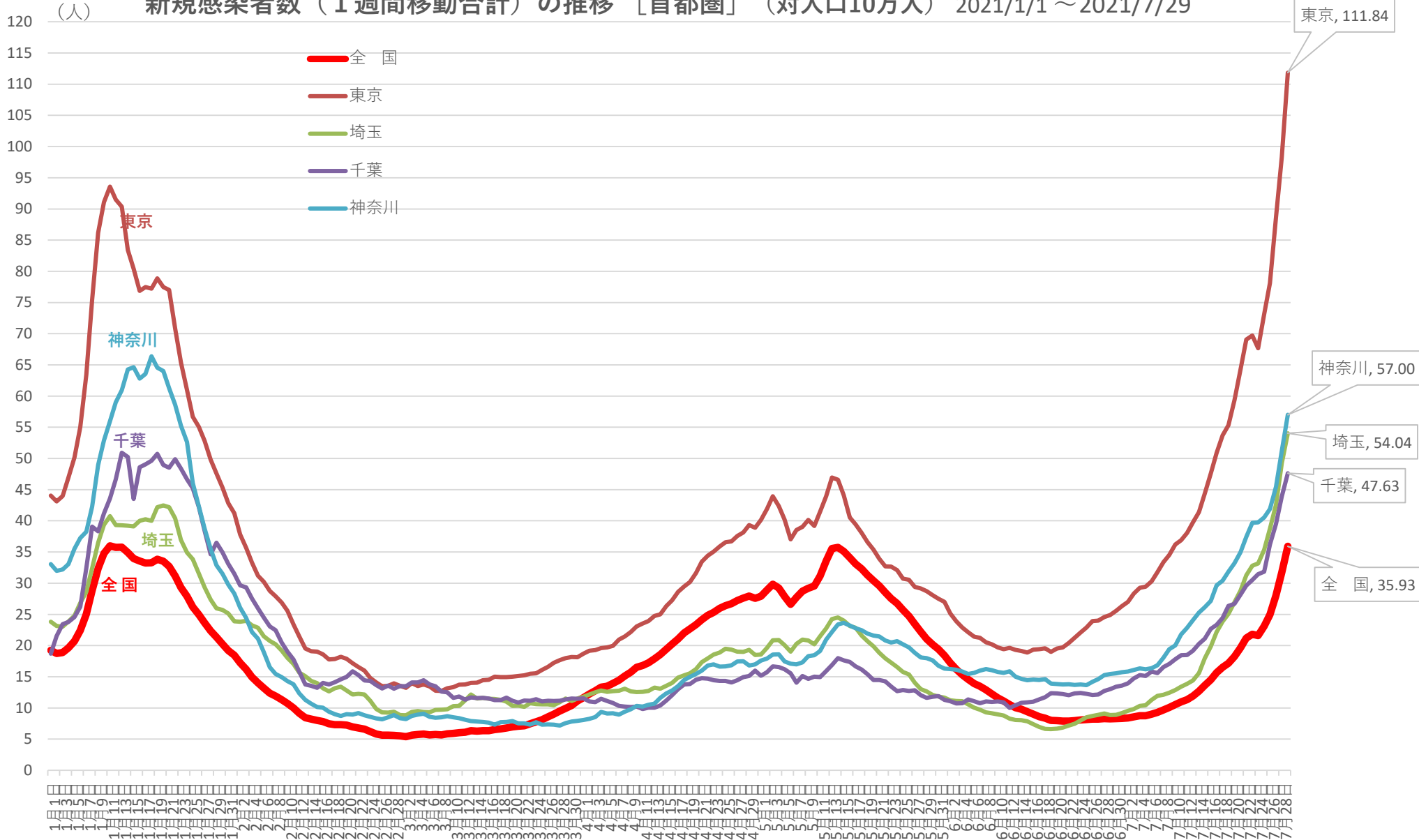
※ 「入院患者数の動向」は、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症患者の療養状況、病床数等に関する調査」による。この調査では、記載日の0時時点で調査・公表している。
 ↑は前週と比べ増加、↓は減少、→は同水準を意味する。

新規感染者数（1週間移動合計）の推移 [圏域ごと]（対人口10万人） 2021/1/1～2021/7/29



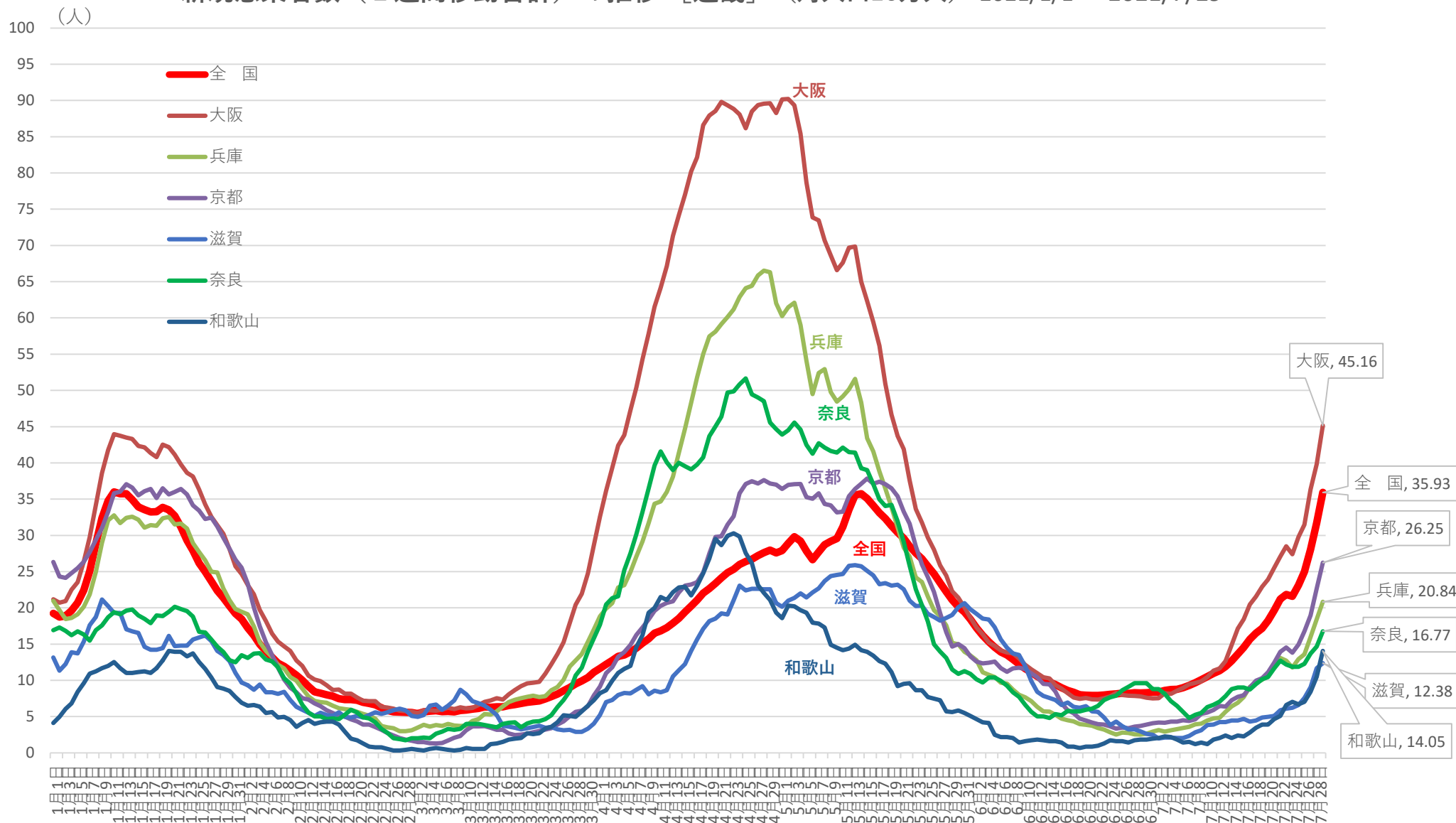
※ 人口10万対の人数は、令和元年10月1日現在の都道府県別推計人口（総務省）により算出している

新規感染者数（1週間移動合計）の推移 [首都圏]（対人口10万人） 2021/1/1～2021/7/29



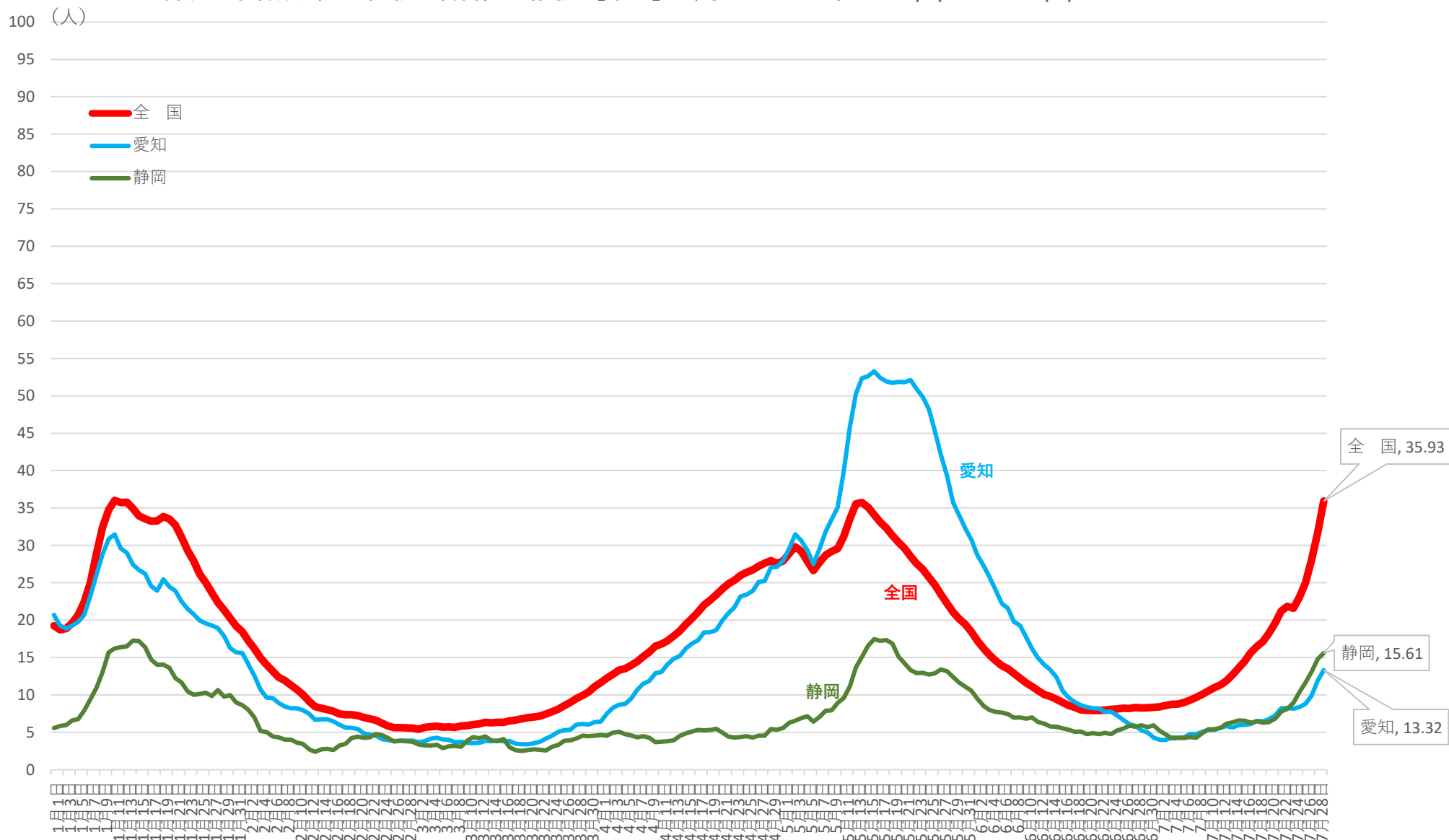
※人口10万対の人数は、令和元年10月1日現在の都道府県別推計人口（総務省）により算出している

新規感染者数（1週間移動合計）の推移 [近畿]（対人口10万人） 2021/1/1～2021/7/29



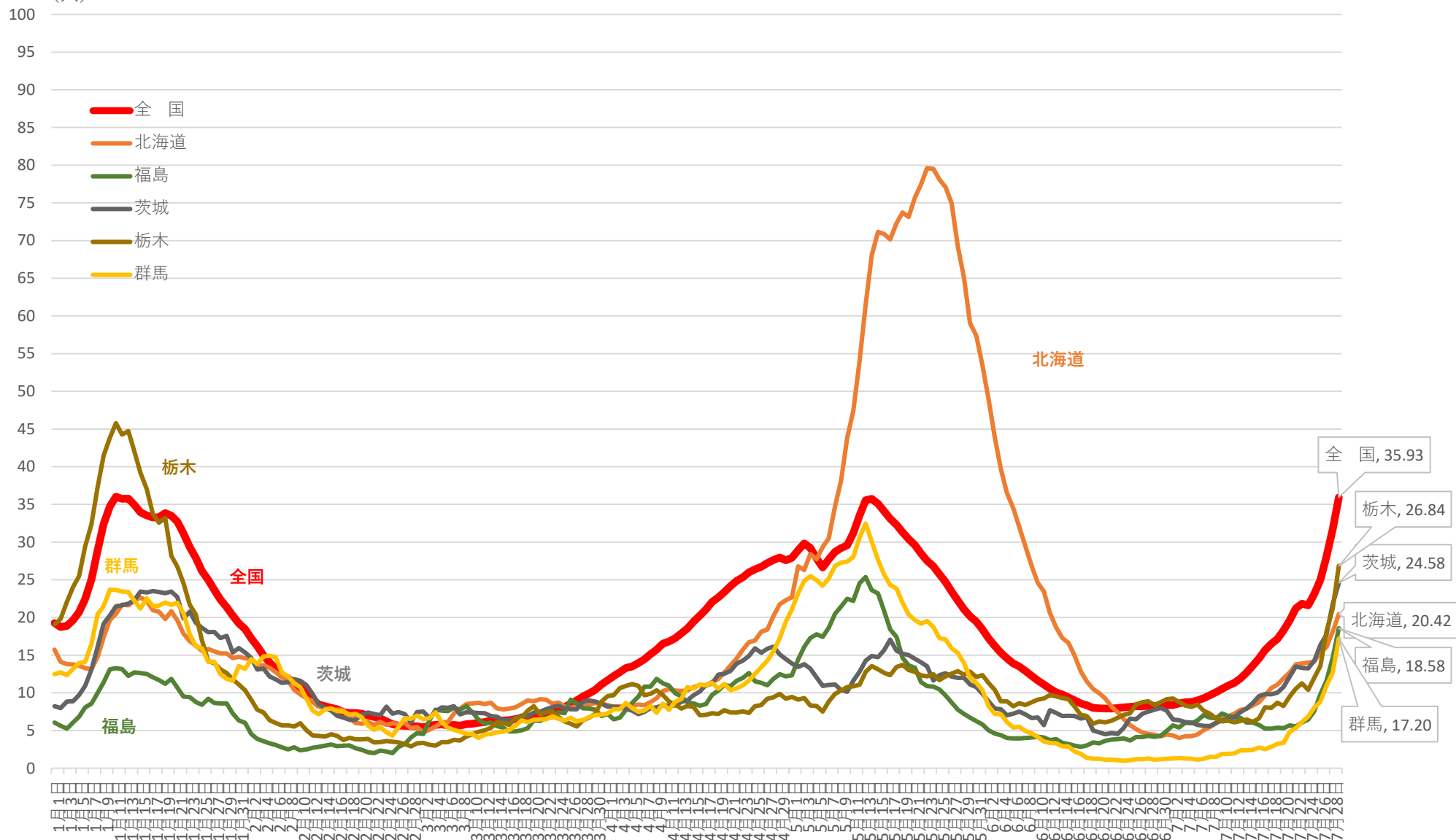
※ 人口10万対の人数は、令和元年10月1日現在の都道府県別推計人口（総務省）により算出している

新規感染者数（1週間移動合計）の推移 [中京]（対人口10万人） 2021/1/1～2021/7/29

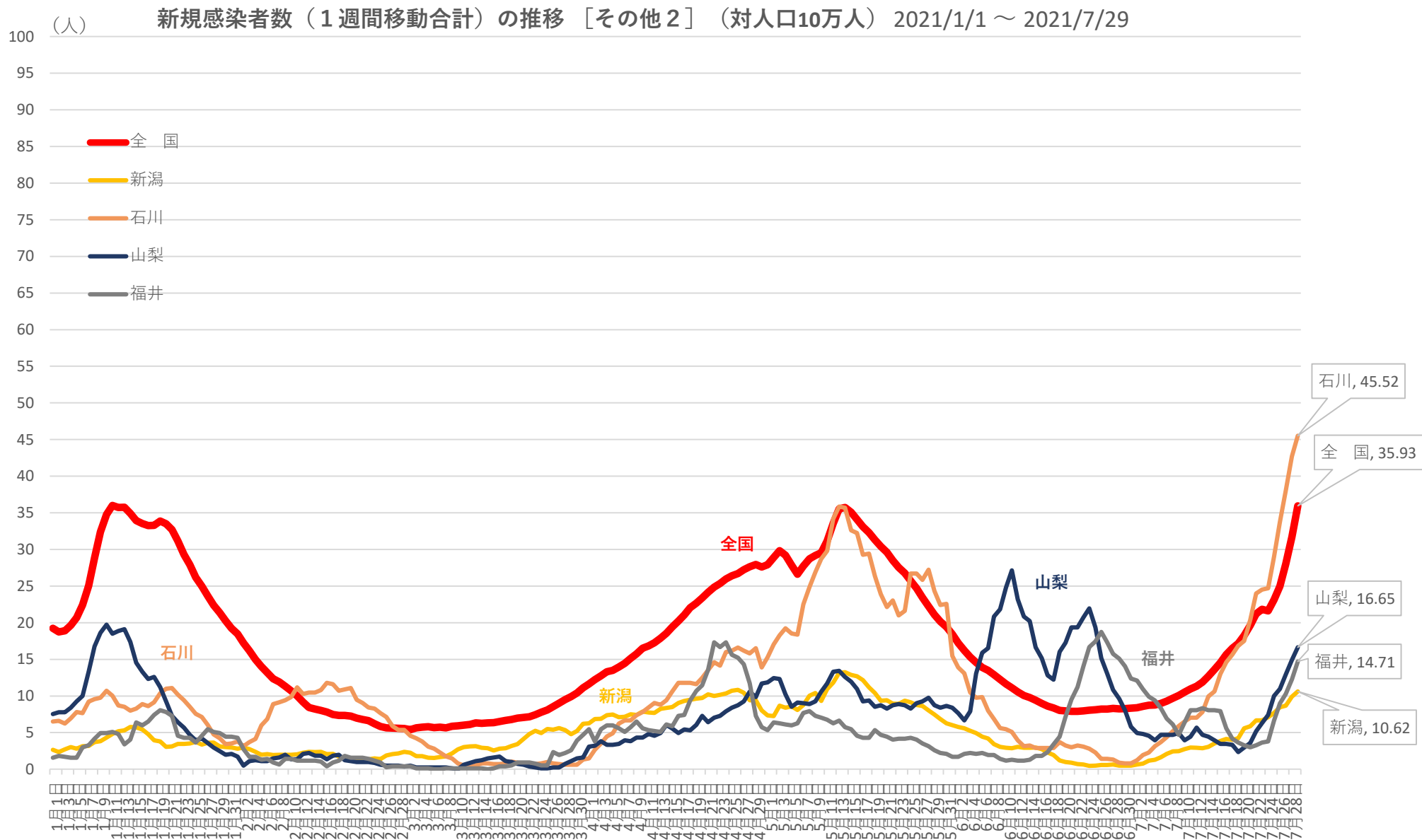


※人口10万対の人数は、令和元年10月1日現在の都道府県別推計人口（総務省）により算出している

(人) 新規感染者数（1週間移動合計）の推移 [その他1]（対人口10万人） 2021/1/1～2021/7/29

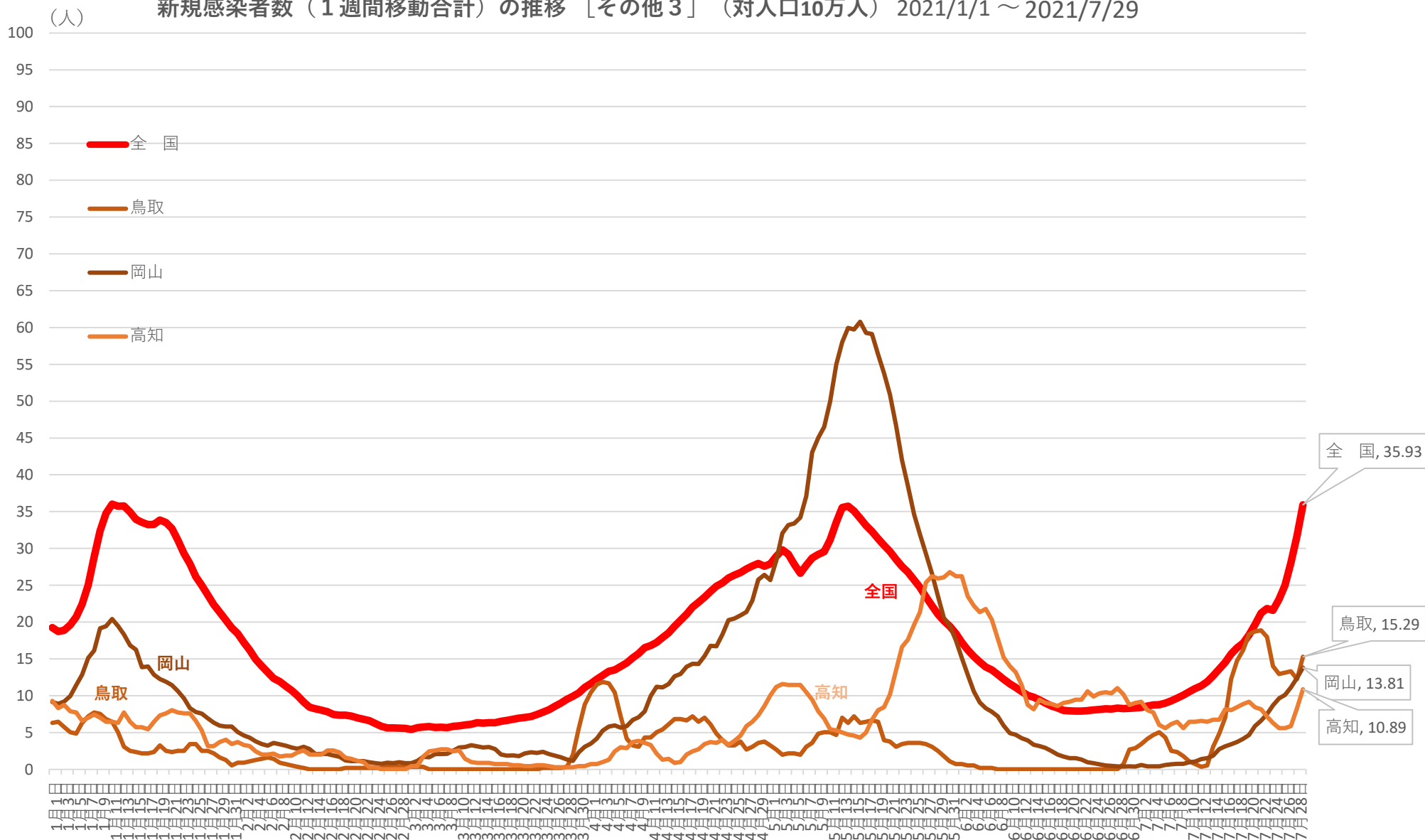


※人口10万対の人数は、令和元年10月1日現在の都道府県別推計人口（総務省）により算出している



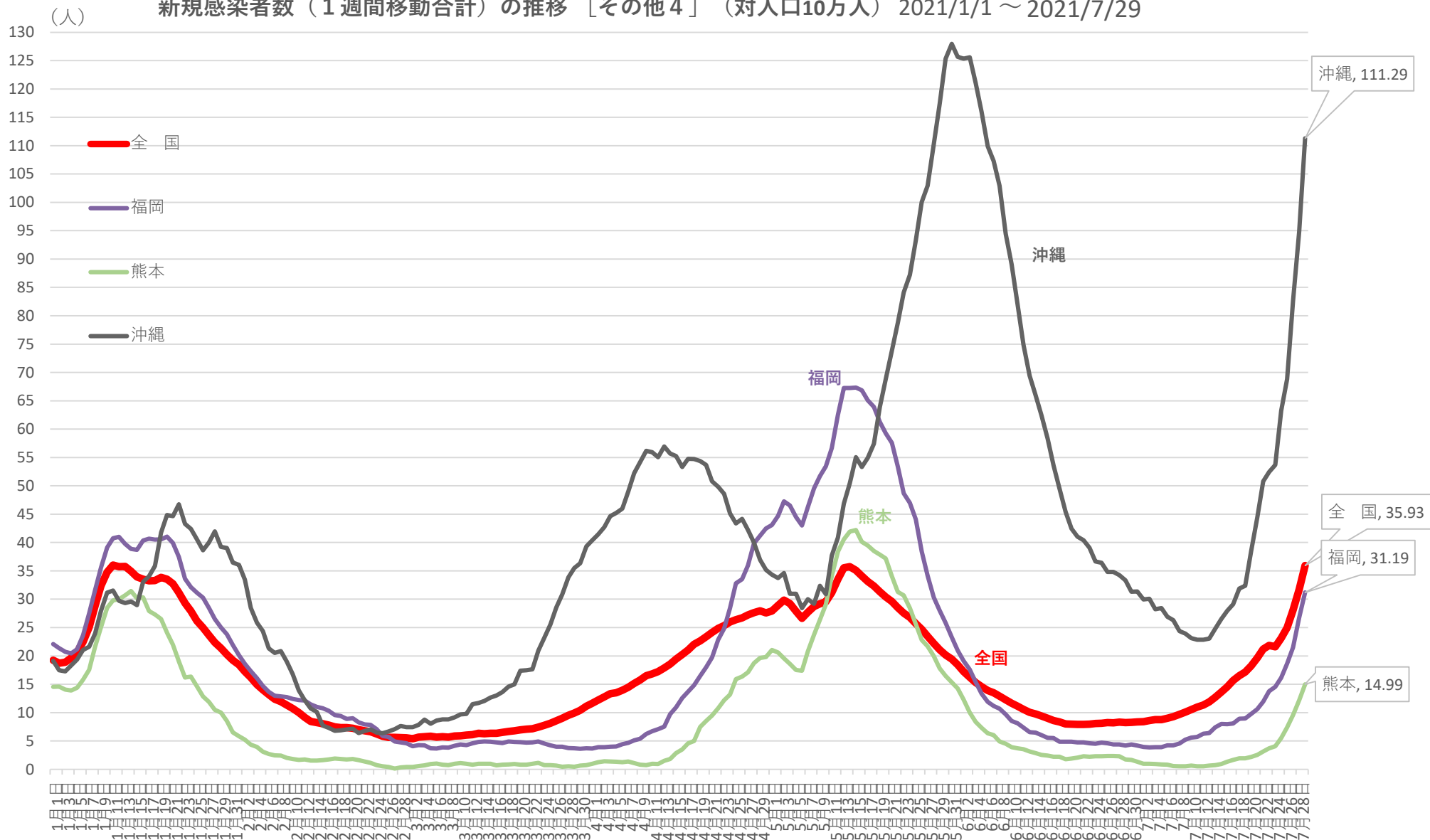
※人口10万対の人数は、令和元年10月1日現在の都道府県別推計人口（総務省）により算出している

新規感染者数（1週間移動合計）の推移 [その他3]（対人口10万人） 2021/1/1～2021/7/29



※人口10万対の人数は、令和元年10月1日現在の都道府県別推計人口（総務省）により算出している

新規感染者数（1週間移動合計）の推移 [その他4]（対人口10万人） 2021/1/1～2021/7/29



※人口10万対の人数は、令和元年10月1日現在の都道府県別推計人口（総務省）により算出している

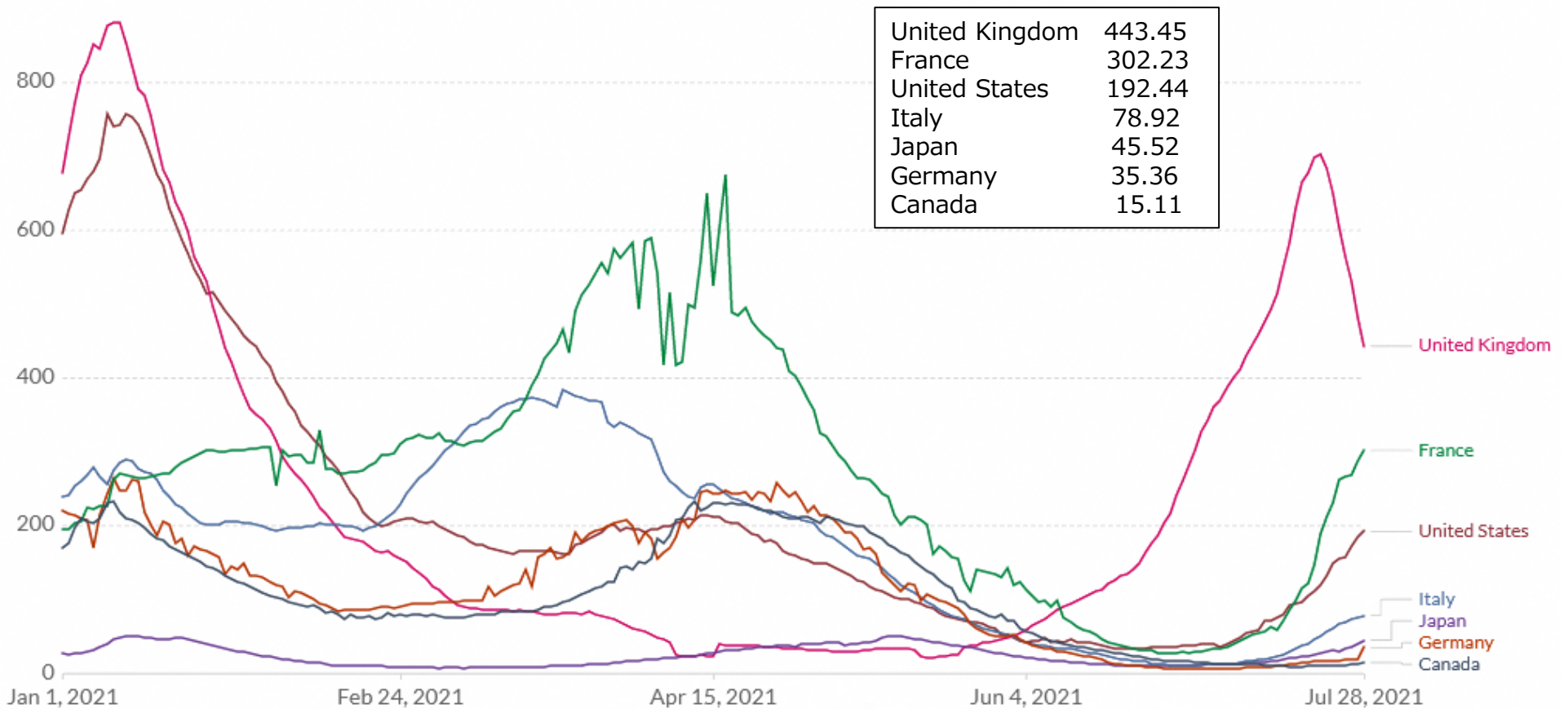
各国の直近の新規感染者数 (7日間移動平均・人口100万人対)

Daily new confirmed COVID-19 cases per million people

Shown is the rolling 7-day average. The number of confirmed cases is lower than the number of actual cases; the main reason for that is limited testing.

Our World
in Data

LINEAR LOG



Source: Johns Hopkins University CSSE COVID-19 Data

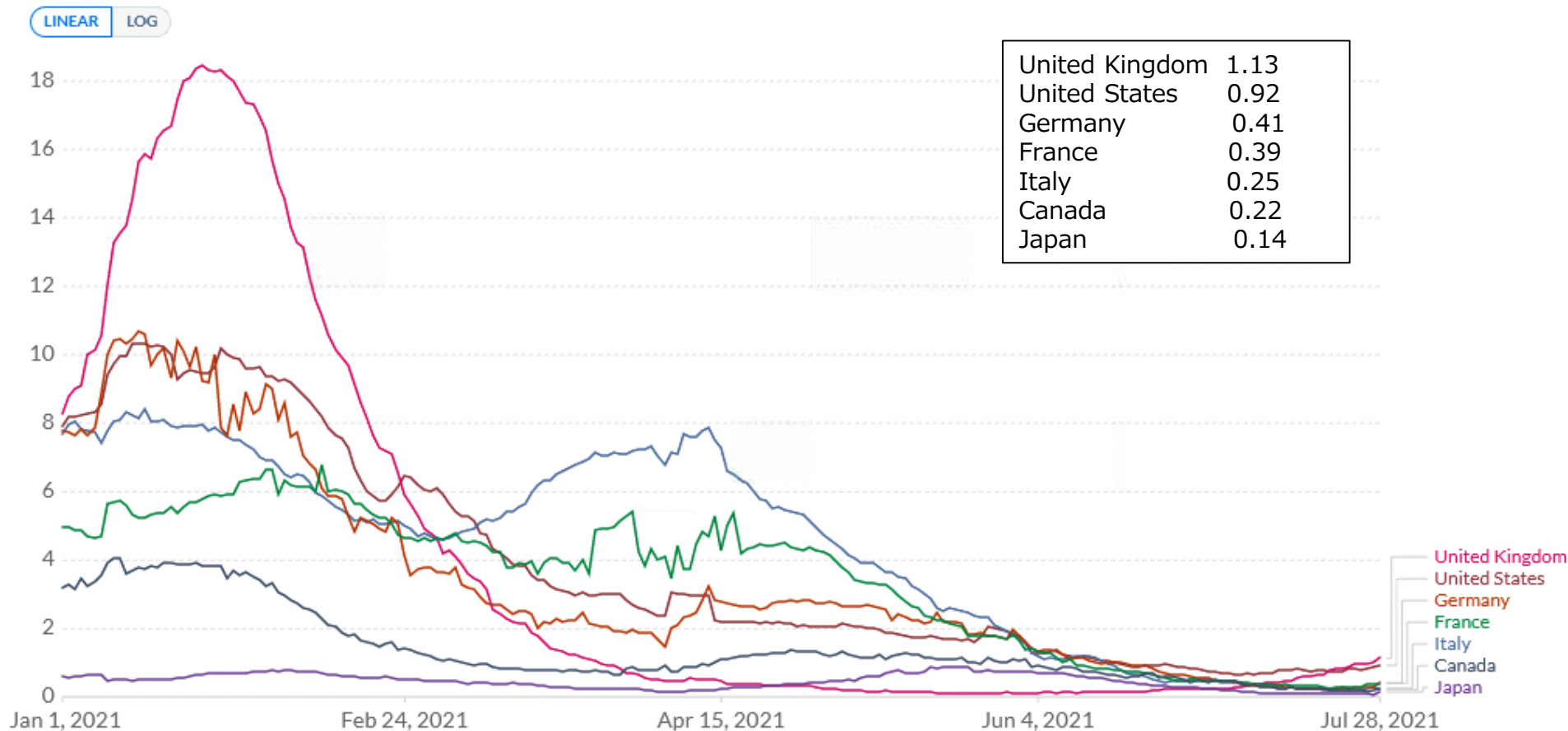
CC BY

各国の直近の新規死亡者数 (7日間移動平均・人口100万人対)

Daily new confirmed COVID-19 deaths per million people

Shown is the rolling 7-day average. Limited testing and challenges in the attribution of the cause of death means that the number of confirmed deaths may not be an accurate count of the true number of deaths from COVID-19.

Our World
in Data



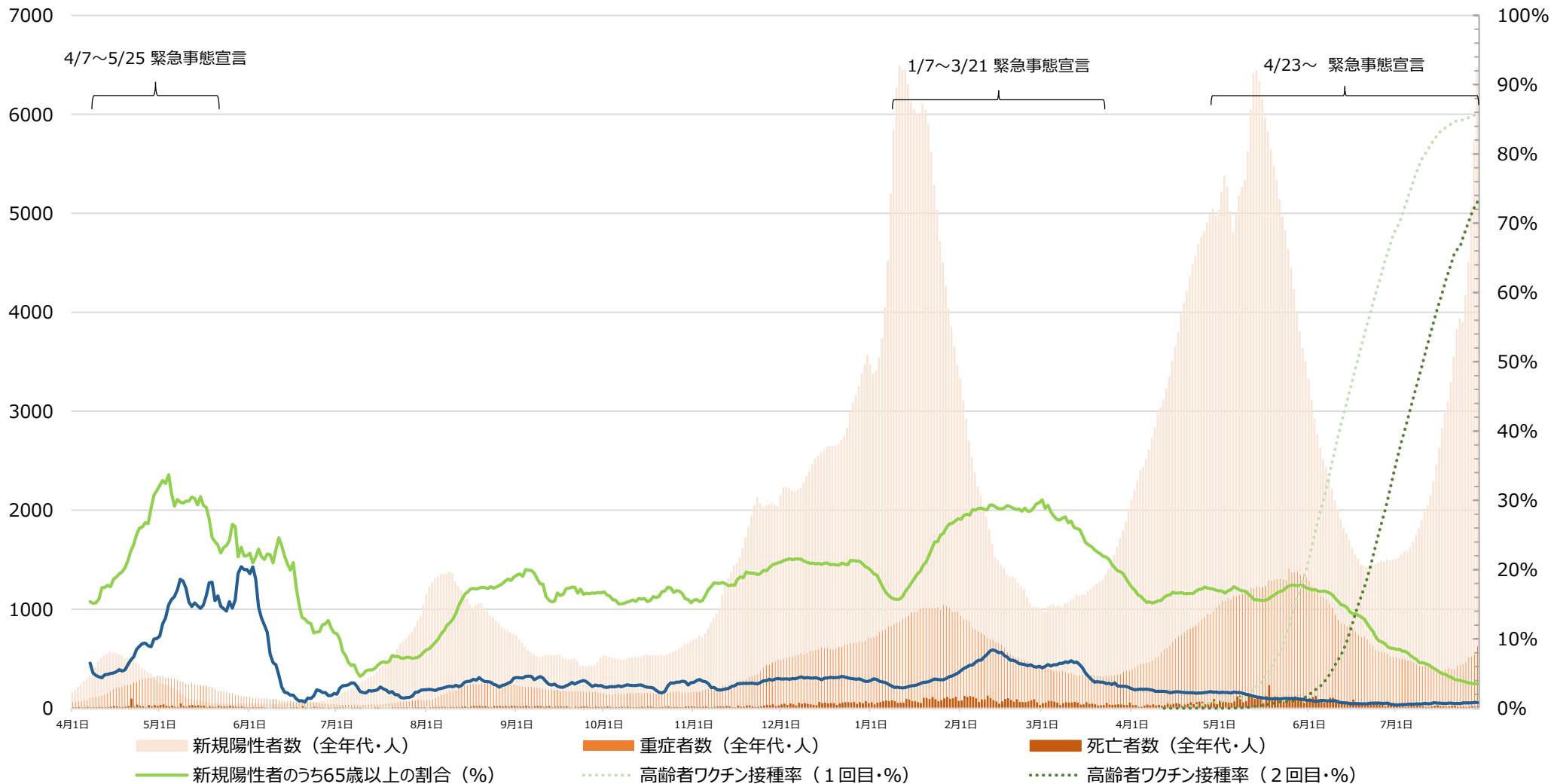
Source: Johns Hopkins University CSSE COVID-19 Data

CC BY

全国の新規陽性者数等及び高齢者のワクチン接種率

(令和3年7月29日時点)

(人)



※新規陽性者数、重症者数及び死亡者数については、令和2年5月8日から（死亡者については同年4月21日から）、データソースを厚生労働省が把握した個票を積み上げたものから、各自治体がウェブサイト公表している数等を積み上げたものに変更。

※「新規陽性者数のうち65歳以上の割合」は、HER-SYSに登録されている陽性者のうち、65歳以上の者の割合。

※「新規陽性者のうち医療従事者の割合」は、HER-SYSに登録されている陽性者であって、職業欄に何らかの記載がある陽性者のうち、職業が「医師・歯科医師」、「看護師・准看護師」又は「医療従事者」と入力されている者の割合。

※新規陽性者数（全年代）、新規陽性者のうち65歳以上の割合、新規陽性者のうち医療従事者の割合は、直近7日間の移動平均の値。

※「高齢者ワクチン接種率」は、65歳以上に対するワクチン接種回数を65歳以上人口（出典：令和2年住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別））で除したものの。

ワクチン接種状況と新規感染者数等の動向について

1. 国内の新規感染者の多くは、65歳未満のワクチン未接種者となっている。
2. 国内の新規感染者数をワクチン接種歴別にみると、7月12日から25日までにワクチン未接種（65歳以上）は10万人当たり21.5だが、ワクチン2回接種者（65歳以上）は1.5となっている。未接種者と2回接種者を比較して**65歳以上の高齢者の感染が大幅に低下している。**
3. 東京都の新規感染者に占める65歳以上の割合は3%程度にとどまっており、これまでのところ、新規感染者の増加に比較して**重症者や死亡者の増加が抑えられている。**

日本のワクチン接種歴別の人口当たりの新規陽性者数（10万人対）

期間	年齢	未接種	1回接種のみ	2回接種
7/12-7/25	全年齢	56.1	20.4	2.3
	65歳未満	58.6	28.2	4.7
	65歳以上	21.5	8.4	1.5

参考：ワクチン接種歴別の人口当たりの新規陽性者数（10万人対）

期間	年齢	未接種	1回接種のみ	2回接種
4/12-4/25	全年齢	48.0	12.2	3.3
	65歳未満	55.2	12.2	3.1
	65歳以上	28.5	12.2	—
4/26-5/9	全年齢	57.4	18.7	5.8
	65歳未満	66.1	20.7	5.7
	65歳以上	34.0	10.6	9.6
5/10-5/23	全年齢	59.3	10.0	3.3
	65歳未満	68.1	15.4	3.2
	65歳以上	34.8	6.5	4.4
5/24-6/6	全年齢	35.1	5.5	1.8
	65歳未満	38.0	10.4	2.0
	65歳以上	25.1	4.4	1.3
6/7-6/20	全年齢	20.3	3.3	0.8
	65歳未満	21.3	5.7	1.0
	65歳以上	14.8	2.9	0.7
6/21-7/4	全年齢	21.5	4.9	0.8
	65歳未満	22.6	9.0	1.3
	65歳以上	12.5	3.6	0.6
7/5-7/15 (11日間)	全年齢	27.4	9.1	1.3
	65歳未満	28.7	17.5	2.4
	65歳以上	13.0	3.7	0.9
7/12-7/25	全年齢	56.1	20.4	2.3
	65歳未満	58.6	28.2	4.7
	65歳以上	21.5	8.4	1.5

※ 2週間の新規陽性者数の合計を、期間の最終日（4/25,5/9,5/23,6/6,6/20,7/4,7/15,7/25）のワクチン接種の有無で分けた人数で割り、人口10万人対に換算したもの。ただし、7/5-7/15の期間は11日間の新規陽性者数の合計となっている点に留意。

※ 新規陽性者のうち接種歴が不明の者は含まれない。

※ HER-SYSデータに年齢の情報がない者は含まれない。

参考：ワクチン接種歴別の新規感染者数（4/12-7/25）

診断日	年齢	総数	不明	1回接種のみ	2回接種	未接種
全期間	全年齢	365,744	19,426	6,639	1,440	338,248
	65歳未満	313,895	16,350	4,493	842	292,210
	65歳以上	50,661	3,054	2,143	598	44,867
4/12-4/25	全年齢	63,063	2,930	151	29	59,953
	65歳未満	51,992	2,335	131	27	49,499
	65歳以上	10,684	593	20	2	10,069
4/26-5/9	全年齢	74,719	3,451	505	68	70,695
	65歳未満	61,650	2,791	449	66	58,344
	65歳以上	12,595	656	56	2	11,881
5/10-5/23	全年齢	74,518	3,180	478	99	70,761
	65歳未満	62,289	2,604	288	85	59,312
	65歳以上	12,010	573	190	14	11,233
5/24-6/6	全年齢	41,722	2,070	623	92	38,937
	65歳未満	34,476	1,558	210	75	32,633
	65歳以上	7,192	510	412	17	6,253
6/7-6/20	全年齢	22,496	1,348	492	88	20,568
	65歳未満	19,350	1,089	120	48	18,093
	65歳以上	3,119	259	371	40	2,449
6/21-7/4	全年齢	22,244	1,462	713	161	19,908
	65歳未満	20,289	1,284	301	72	18,632
	65歳以上	1,940	177	411	89	1,263
7/5-7/15 (11日間)	全年齢	27,259	1,942	1,377	335	23,605
	65歳未満	25,669	1,795	1,035	161	22,678
	65歳以上	1,576	146	341	174	915
7/12-7/25	全年齢	52,500	3,951	2,994	751	44,813
	65歳未満	50,299	3,748	2,510	389	43,652
	65歳以上	2,197	193	484	362	1,158

※ HER-SYSに登録されている新規感染者を、不明を含むワクチン接種歴の有無で分けて集計。

※ HER-SYSに年齢情報がない者は全年齢に含まれるが、65歳未満／以上には含まれない。

※ 新規感染者には無症候感染者も含まれる。

※ 新規陽性者数の2週間の合計。ただし、7/5-7/15は11日間の合計であることに留意。

参考：国内のワクチン接種ステータス（7月25日時点）

報告日	年齢	人口	未接種	1回接種のみ	2回接種
4/25	全年齢	127,138,033	125,024,988	1,234,311	878,734
	65歳未満	91,651,220	89,702,285	1,070,201	878,734
	65歳以上	35,486,813	35,322,703	164,110	0
5/9	全年齢	127,138,033	123,254,105	2,701,961	1,181,967
	65歳未満	91,651,220	88,317,383	2,172,798	1,161,039
	65歳以上	35,486,813	34,936,722	529,163	20,928
5/23	全年齢	127,138,033	119,351,766	4,788,040	2,998,227
	65歳未満	91,651,220	87,097,926	1,871,636	2,681,658
	65歳以上	35,486,813	32,253,840	2,916,404	316,569
6/6	全年齢	127,138,033	110,812,890	11,316,244	5,008,899
	65歳未満	91,651,220	85,938,839	2,010,223	3,702,158
	65歳以上	35,486,813	24,874,051	9,306,021	1,306,741
6/20	全年齢	127,138,033	101,380,038	14,903,784	10,854,211
	65歳未満	91,651,220	84,789,353	2,093,751	4,768,116
	65歳以上	35,486,813	16,590,685	12,810,033	6,086,095
7/4	全年齢	127,138,033	92,711,793	14,684,471	19,741,769
	65歳未満	91,651,220	82,570,242	3,358,531	5,722,447
	65歳以上	35,486,813	10,141,551	11,325,940	14,019,322
7/15	全年齢	127,138,033	86,188,599	15,184,340	25,765,094
	65歳未満	91,651,220	79,154,147	5,907,545	6,589,528
	65歳以上	35,486,813	7,034,452	9,276,795	19,175,566
7/25	全年齢	127,138,033	79,857,000	14,649,943	32,631,090
	65歳未満	91,651,220	74,471,435	8,914,311	8,265,474
	65歳以上	35,486,813	5,385,565	5,735,632	24,365,616

※ ワクチン接種者数は、ワクチン接種記録システム（VRS）とワクチン接種円滑化システム（V-SYS）に報告されているデータに基づき、公開されている報告数から算出。なお、医療従事者等の接種者数は、65歳未満に含まれると仮定して試算。（データは7月26日参照。データは日々更新されるため、接種から記録されるまでにはタイムラグがあり、今後最新のデータが反映される。）

※ 未接種者数は全年齢、65歳以上、65歳未満の人口から1回接種のみと2回接種の人数を引いて算出。（データは令和2年度1月1日現在の住民基本台帳参照）

中外製薬の中和抗体薬ロナプリーブ（カシリビマブ／イムデビマブ）について

成分名	カシリビマブ／イムデビマブ (販売名：ロナプリーブ点滴静注)	申請企業	中外製薬
種別	中和抗体薬	投与方法	単回点滴静注
対象患者	重症化リスク因子を有する軽症から中等症 I の患者		

- 「軽症から中等症 I の外来患者」を対象とした海外第Ⅲ相試験の結果は、下表のとおり。

	症例数	29日目までの入院又は死亡	リスク減少率	p値
カシリビマブ／イムデビマブ	736	7(1.0%)	70.4%	0.0024
プラセボ	748	24(3.2%)	—	—

- 6月29日薬事承認申請。7月19日薬事・食品衛生審議会、同日特例承認。

資料4-2

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和3年 月 日）（新旧対照表）

（主な変更点）

（下線部分は改定箇所）

変 更 案	現 行
<p>序文</p> <p>（略）</p> <p>令和3年7月8日<u>には</u>、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、新規陽性者数が高い水準にあり、増加傾向が見られることなどから、7月12日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として、東京都を追加する変更を行うとともに、東京都において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年7月12日から令和3年8月22日までの42日間とし、沖縄県については、新規陽性者数が依然として高い水準にあり、医療提供体制のひっ迫も見られることなどから、緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月22日まで延長することとした。</p> <p>また、重点措置区域<u>について</u>、同じく令和3年7月8日</p>	<p>序文</p> <p>（略）</p> <p>令和3年7月8日<u>に</u>、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、新規陽性者数が高い水準にあり、増加傾向が見られることなどから、7月12日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として、東京都を追加する変更を行うとともに、東京都において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年7月12日から令和3年8月22日までの42日間とし、沖縄県については、新規陽性者数が依然として高い水準にあり、医療提供体制のひっ迫も見られることなどから、緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月22日まで延長することとした。</p> <p>また、重点措置区域<u>については</u>、同じく令和3年7月</p>

には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、北海道、東京都、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている7月11日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨の公示を行うとともに、法第31条の4第3項に基づき、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年8月22日まで延長する旨の公示を行った。

令和3年7月30日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、新規陽性者数が高い水準にあり、その増加傾向が著しい地域が見られることなどから、8月2日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として東京都及び沖縄県に加え、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府を追加する変更を行うとともに、東京都及び沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月31日まで延長し、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月2日から令和3年8月31日までの30日間とすることとした。

8日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、北海道、東京都、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている7月11日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨の公示を行うとともに、法第31条の4第3項に基づき、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年8月22日まで延長する旨の公示を行った。

(新設)

また、同じく令和3年7月30日に、8月2日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域から埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府を除外し、北海道、石川県、京都府、兵庫県及び福岡県を追加する変更を行い、これらの道府県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年8月2日から令和3年8月31日までの30日間とする旨の公示を行った。

(略)

一 **新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実**

(略)

新型コロナウイルス感染症については、以下のような特徴がある。

(略)

- ・ 一般的にウイルスは増殖・流行を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約2週間で一か所程度の速度でその塩基が変異していると考えられている。現在、新たな変異株が世界各地で確認されており、こうした新たな変異株に

(略)

一 **新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実**

(略)

新型コロナウイルス感染症については、以下のような特徴がある。

(略)

- ・ 一般的にウイルスは増殖・流行を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約2週間で一か所程度の速度でその塩基が変異していると考えられている。現在、新たな変異株が世界各地で確認されており、こうした新たな変異株に

対して警戒を強めていく必要がある。国立感染症研究所では、こうした変異をリスク分析し、その評価に応じて、変異株を懸念される変異株 (Variant of Concern: VOC) と注目すべき変異株 (Variant of Interest: VOI) に分類している。国立感染症研究所によると、懸念される変異株は、B.1.1.7 系統の変異株 (アルファ株)、B.1.351 系統の変異株 (ベータ株)、P.1 系統の変異株 (ガンマ株)、B.1.617.2 系統の変異株 (デルタ株) がある。これらの変異株については、従来株よりも感染しやすい可能性がある (B.1.1.7 系統の変異株 (アルファ株) は、実効再生産数の期待値が従来株の 1.32 倍と推定、診断時に肺炎以上の症状を有しているリスクが従来株の 1.4 倍 (40-64 歳では 1.66 倍) と推定)。また、B.1.1.7 系統の変異株 (アルファ株) や B.1.351 系統の変異株 (ベータ株)、B.1.617.2 系統の変異株 (デルタ株) については、重症化しやすい可能性も指摘されている。B.1.617.2 系統の変異株 (デルタ株) については、B.1.1.7 系統の変異株 (アルファ株) よりも感染しやすい可能性も示唆されている。また、B.1.351 系統の

対して警戒を強めていく必要がある。国立感染症研究所では、こうした変異をリスク分析し、その評価に応じて、変異株を懸念される変異株 (Variant of Concern: VOC) と注目すべき変異株 (Variant of Interest: VOI) に分類している。国立感染症研究所によると、懸念される変異株は、B.1.1.7 系統の変異株 (アルファ株)、B.1.351 系統の変異株 (ベータ株)、P.1 系統の変異株 (ガンマ株)、B.1.617.2 系統の変異株 (デルタ株) がある。これらの変異株については、従来株よりも感染しやすい可能性がある (B.1.1.7 系統の変異株 (アルファ株) は、実効再生産数の期待値が従来株の 1.32 倍と推定、診断時に肺炎以上の症状を有しているリスクが従来株の 1.4 倍 (40-64 歳では 1.66 倍) と推定)。また、B.1.1.7 系統の変異株 (アルファ株) や B.1.351 系統の変異株 (ベータ株)、B.1.617.2 系統の変異株 (デルタ株) については、重症化しやすい可能性も指摘されている。B.1.617.2 系統の変異株 (デルタ株) については、B.1.1.7 系統の変異株 (アルファ株) よりも感染しやすい可能性も示唆されている。また、B.1.351 系統の

変異株（ベータ株）、P.1系統の変異株（ガンマ株）、B.1.617.2系統の変異株（デルタ株）は、従来株より、免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されている。我が国では、B.1.617.2系統の変異株（デルタ株）の割合が上昇しており、今後はB.1.1.7系統の変異株（アルファ株）からB.1.617.2系統の変異株（デルタ株）に置き換わることが予測されている。また、注目すべき変異株は、B.1.617.1系統の変異株（カッパ株）がある。これら注目すべき変異株に対しては、その疫学的特性を分析し、引き続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握する必要があるとされている。

(略)

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

① これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研

変異株（ベータ株）、P.1系統の変異株（ガンマ株）、B.1.617.2系統の変異株（デルタ株）は、従来株より、免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されている。我が国では、B.1.1.7系統の変異株（アルファ株）の割合が全国で約8割となり、一部地域を除き、従来株からほぼ置き換わったと推定されている。B.1.617.2系統の変異株（デルタ株）については、クラスターが複数報告され、市中での感染も観察されている。また、注目すべき変異株は、R.1系統の変異株（E484Kがある変異株）、B.1.427/B.1.429系統の変異株（イプシロン株）、P.3系統の変異株（シータ株）、B.1.617.1系統の変異株（カッパ株）がある。これら注目すべき変異株に対しては、その疫学的特性を分析し、引き続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握する必要があるとされている。

(略)

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

① これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研

究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。また、都道府県は、B.1.617.2系統の変異株(デルタ株)に置き換わりが進むことが想定されること等を踏まえ、地域の感染状況等に応じて、機動的に対策の強化を図るものとする。

②～④ (略)

⑤ 重点措置区域においては、都道府県が定める期間、区域等において、飲食を伴うものなど感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面等に効果的な対策を徹底する。特に、B.1.617.2系統の変異株(デルタ株)に置き換わりが進むことが想定されること等を踏まえ、感染の更なる拡大を防止するため、本対処方針に定められた徹底した感染防止策に取り組む。

⑥～⑩ (略)

⑪ ワクチン接種率の向上がもたらす、感染レベルや医療負荷への影響、社会経済活動の変化等、今後の見通しについて、技術実証等を行いながら、分科会と連携しつつ、検討を進める。

究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。(新設)

②～④ (略)

⑤ 重点措置区域においては、都道府県が定める期間、区域等において、飲食を伴うものなど感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面等に効果的な対策を徹底する。(新設)

⑥～⑩ (略)

(新規)

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) 情報提供・共有

- ① 政府は、地方公共団体と連携しつつ、以下の点について、国民の共感が得られるようなメッセージを発出するとともに、状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いします。

(略)

- ・風邪症状等体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。

(2) サーベイランス・情報収集

① (略)

② (略)

また、これらを踏まえ、検査が必要な者に、より迅速・円滑に検査を行い、感染が拡大している地域においては、医療・介護従事者、入院・入所者等関係者に対し、PCR検査等による幅広い検査の実施に向けて取組を進めるとともに、院内・施設内感染

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) 情報提供・共有

- ① 政府は、地方公共団体と連携しつつ、以下の点について、国民の共感が得られるようなメッセージを発出するとともに、状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いします。

(略)

- ・風邪症状等体調不良がみられる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。

(2) サーベイランス・情報収集

① (略)

② (略)

また、これらを踏まえ、検査が必要な者に、より迅速・円滑に検査を行い、感染が拡大している地域においては、医療・介護従事者、入院・入所者等関係者に対し、PCR検査等による幅広い検査の実施に向けて取組を進めるとともに、院内・施設内感染

対策の強化を図る。

高齢者施設の従事者等の検査について地域の感染状況に応じ、当面、集中的実施計画に基づく検査を定期的に実施するよう求めつつ、その在り方についてはワクチンの接種状況や感染状況等を踏まえて検討する。併せて、法第24条第9項に基づく都道府県による高齢者施設等に対する受検の要請や好事例の横展開、当該要請と連携した高齢者施設等に対する施設運営上の指導等を通じ、検査を受ける施設を増加させる。

また、軽度であっても症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、政府は、早期の受診と診療・検査医療機関での抗原簡易キット等を活用した迅速な検査を

対策の強化を図る。

令和3年2月8日時点で緊急事態措置区域であった10都府県に対し、感染多数地域における高齢者施設の従事者等の検査の集中的実施計画に基づく検査を、3月中までを目途に着実に実施するよう求めるとともに、さらに、これらの都府県の歓楽街のある大都市はもとより、その他の地方公共団体も地域の感染状況に応じ、当面、新たな集中的実施計画に基づく検査を定期的に実施するよう求めつつ、その在り方についてはワクチンの接種状況や感染状況等を踏まえて検討する。併せて、対象を通所系の介護事業所にも拡大するとともに、法第24条第9項に基づく都道府県による高齢者施設等に対する受検の要請や好事例の横展開、当該要請と連携した高齢者施設等に対する施設運営上の指導等を通じ、検査を受ける施設を増加させる。

また、政府は、医療機関や高齢者施設等において従事者等に軽度であっても症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、毎日の健康状態を把握するための健

促す。さらに政府は、同様の観点から、医療機関や高齢者施設等において従事者等に毎日の健康状態を把握するための健康観察アプリも活用しつつ、迅速に検査を実施できるよう、都道府県と連携しつつ抗原簡易キット最大約 800 万回程度分を確保し、令和 3 年 6 月から配布を開始したところであり、施設への配布を加速する。さらに、政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、健康観察アプリも活用し、医療機関との連携体制の確立を図りつつ、大学、専門学校、高校、特別支援学校等に対して、最大約 80 万回程度分の抗原簡易キットの配布を 7 月末に開始し、これを活用した軽症状者（発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。）に対する迅速な検査を実施し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的に PCR 検査等を行政検査として実施する。（略）

③～⑩ （略）

（3）まん延防止

健康観察アプリも活用しつつ、迅速に検査を実施できるよう、都道府県と連携しつつ抗原簡易キット最大約 800 万回程度分を確保し、配布を開始したところであり、施設への配布を加速する。さらに、政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、健康観察アプリも活用し、医療機関との連携体制の確立を図りつつ、大学、専門学校、高校、特別支援学校等に対して、最大約 80 万回程度分の抗原簡易キットを活用した軽症状者（発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。）に対する積極的検査を速やかに実施し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的に PCR 検査等を行政検査として実施する。（略）

③～⑩ （略）

（3）まん延防止

1) 外出の自粛（後述する「4）職場への出勤等」を除く）

特定都道府県は、法第45条第1項に基づき、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請を行うものとする。特に、20時以降の不要不急の外出自粛、外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をとともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること、及び感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることについて、住民に徹底する。

（略）

2) （略）

3) 施設の使用制限等（前述の「2）催物（イベント等）の開催制限」、後述する「7）学校等の取扱い」を除く）

① （略）

以上の要請に当たっては、関係機関とも連携し、休業要請及び営業時間の短縮等を徹底するための対策・体制の更なる強化を行い、原則として全て

1) 外出の自粛（後述する「4）職場への出勤等」を除く）

特定都道府県は、法第45条第1項に基づき、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請を行うものとする。特に、20時以降の不要不急の外出自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること、及び感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることについて、住民に徹底する。（略）

2) （略）

3) 施設の使用制限等（前述の「2）催物（イベント等）の開催制限」、後述する「7）学校等の取扱い」を除く）

① （略）

以上の要請に当たっては、関係機関とも連携し、休業要請及び営業時間の短縮等を徹底するための対策・体制の更なる強化を行い、原則として全て

の施設に対して実地に働きかけを行うとともに、当該取組について適切に情報発信を行う。その際、併せて、事業者に対して、業種別ガイドラインの遵守を働きかける。また、特定都道府県は、法第45条第1項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起や自粛の要請等を行うとともに、実地の呼びかけ等を強化するものとする。

(略)

② 政府は、地方創生臨時交付金に設けた「協力要請推進枠」により、営業時間短縮要請等と協力金の支払いを行う都道府県を支援する。都道府県は、協力金支給に係る体制の強化等を図り、支給の迅速化に努めるとともに、政府は、早期給付の仕組みの積極的な活用を促す等、支給の迅速化に向けて必要な環境整備を図るものとする。

③ (略)

4) (略)

5) 高齢者施設等従業者の検査等

の施設に対して実地に働きかけを行うとともに、当該取組について適切に情報発信を行う。その際、併せて、事業者に対して、業種別ガイドラインの遵守を働きかける。また、特定都道府県は、法第45条第1項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起や自粛の要請等を行うものとする。

(略)

② 政府は、地方創生臨時交付金に設けた「協力要請推進枠」により、営業時間短縮要請等と協力金の支払いを行う都道府県を支援する。都道府県は、協力金支給に係る体制の強化等を図り、支給の迅速化に努めるとともに、政府は、飲食店に対する協力金の先渡しが可能となる仕組みの導入など、支給の迅速化に向けて必要な環境整備を図るものとする。

③ (略)

4) (略)

5) 高齢者施設等従業者の検査等

特定都道府県等は、感染多数地域の高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施や、面会に関する感染防止策の徹底（オンライン面会の活用等）、高齢者施設等や医療機関で感染が発生した場合における保健所による感染管理体制の評価や支援チームの派遣、検査の実施等による感染制御・業務継続支援の徹底を行うとともに、政府が行う、現役世代の感染拡大が懸念される場所、リスクのある現場、夏季期間における都市部から北海道・沖縄県内の空港等に向かう便の搭乗客等に対するモニタリング検査拡充への積極的な協力や、区域内の歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査の実施を行うものとする。

6) 緊急事態宣言下における医療提供体制の確保等

① 特定都道府県等は、政府による医療人材の応援派遣の支援の要請や、感染急拡大時の時限的緊急避難としての不急の一般医療の制限も含め、新型コロナウイルス感染症対応に必要な病床・宿泊療養施設を速やかに確保するものとする。また、健康観察業務の業務委託等により、宿泊療養者・自

特定都道府県等は、感染多数地域の高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施や、面会に関する感染防止策の徹底（オンライン面会の活用等）、高齢者施設等や医療機関で感染が発生した場合における保健所による感染管理体制の評価や支援チームの派遣、検査の実施等による感染制御・業務継続支援の徹底を行うとともに、政府が行う、検査前確率が比較的高いと考えられる場所（例えば、密になりやすい、又は、多くの人が入りし接触するような事務所・作業所、寮、大学等）等に対するモニタリング検査拡充への積極的な協力や、区域内の歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査の実施を行うものとする。

6) 緊急事態宣言下における医療提供体制の確保等

① 特定都道府県等は、政府による医療人材の応援派遣の支援の要請や、感染急拡大時の時限的緊急避難としての不急の一般医療の制限も含め、新型コロナウイルス感染症対応に必要な病床・宿泊療養施設を速やかに確保するものとする。また、健康観察業務の業務委託等により、宿泊療養者・自

宅療養者に対する健康管理体制を確保するものとする。さらに、入院・入所等の調整が円滑に行われるよう、地域の実情を踏まえ、適切な運用を行う。

② (略)

③ 政府及び特定都道府県は、地域の資源を最大限活用して、診療所の役割強化（感染症対応能力の向上、自宅療養者・宿泊療養者への健康管理・医療的対応の拡大）を進めるとともに、現下の状況は災害医療的な対応が求められるとの認識の下、公的病院等でのコロナ対応の一層の取組、都道府県域を超えた重症患者の広域移送など、都道府県の病床・人材の確保に対する政府の支援を更に強化する。

7) (略)

8) 緊急事態措置区域から除外された都道府県（除外後、重点措置区域とされた都道府県を含む。）における取組等

① (略)

(略)

・ 重点措置区域である都道府県においては、法

宅療養者に対する健康管理体制を確保するものとする。(新規)

② (略)

③ 政府及び特定都道府県は、診療所の役割強化（感染症対応能力の向上、自宅療養者・宿泊療養者への健康管理・医療的対応の拡大）を進めるとともに、現下の状況は災害医療的な対応が求められるとの認識の下、公的病院等でのコロナ対応の一層の取組、都道府県域を超えた重症患者の広域移送など、都道府県の病床・人材の確保に対する政府の支援を更に強化する。

7) (略)

8) 緊急事態措置区域から除外された都道府県（除外後、重点措置区域とされた都道府県を含む。）における取組等

① (略)

(略)

・ 重点措置区域である都道府県においては、法

第 31 条の 6 第 1 項等に基づき、飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対する営業時間の短縮（20 時までとする。）の要請を行うとともに、酒類の提供を行わないよう要請すること。ただし、感染が下降傾向にある場合には、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断で、別途通知する「一定の要件」を満たした店舗において 19 時まで提供できることとするなど、緩和を行うことができるものとする。政府は、「一定の要件」について、第三者認証制度の普及を図る観点から、同制度の普及状況を踏まえて定めるものとし、都道府県は、第三者認証制度の普及と適用店舗の拡大に努めること。

（略）

（略）

②・③ （略）

9) ～12) （略）

13) クラスター対策の強化

①～⑥ （略）

⑦ 政府は、QRコードを活用した地方公共団体独

第 31 条の 6 第 1 項等に基づき、飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対する営業時間の短縮（20 時までとする。）の要請を行うとともに、酒類の提供を行わないよう要請すること。ただし、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断で、別途通知する「一定の要件」を満たした店舗において 19 時まで提供できることとするなど、緩和を行うことができるものとする。政府は、「一定の要件」について、第三者認証制度の普及を図る観点から、同制度の普及状況を踏まえて定めるものとし、都道府県は、第三者認証制度の普及と適用店舗の拡大に努めること。

（略）

（略）

②・③ （略）

9) ～12) （略）

13) クラスター対策の強化

①～⑥ （略）

⑦ 政府は、QRコードを活用した地方公共団体独

自の取組を踏まえ、クラスター対策のための効果的な情報収集・分析・共有の在り方、新技術等の活用及び実効性を上げるためのインセンティブ等の仕組みについて、パイロット的に特定の地域で実証することも含め、検討を行う。

14) (略)

(4) 医療等

①～⑦ (略)

⑧ この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、厚生労働省と都道府県は、関係機関と協力して、次の事項に取り組む。

(略)

- ・ レムデシビル、デキサメタゾン及びバリシチニブについて、必要な患者への供給の確保を図るとともに、関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬等の開発を加速すること。カシリビマブ・イムデビマブについては、軽症患者の重症化を防止することは医療提供体制の確保という観点からも重要であることから、必要な患者への供給の確保

自の取組を踏まえ、クラスター対策のための効果的な情報収集・分析・共有の在り方及び実効性を上げるためのインセンティブ等の仕組みについて、パイロット的に特定の地域で実証することも含め、検討を行う。

14) (略)

(4) 医療等

①～⑦ (略)

⑧ この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、厚生労働省と都道府県は、関係機関と協力して、次の事項に取り組む。

(略)

- ・ レムデシビル、デキサメタゾン及びバリシチニブについて、必要な患者への供給の確保を図るとともに、関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬等の開発を加速すること。特に、他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速やかに実施すること。また、重症化マ

<p>を図るとともに、医療現場において投与が必要な者に適切かつ確実に活用できるよう取り組むこと。他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速やかに実施すること。また、重症化マーカーを含めた重症化リスクに関する臨床情報・検査や、重症患者等への治療方法について、現場での活用に向けた周知、普及等に努めること。</p> <p>(略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>一カーを含めた重症化リスクに関する臨床情報・検査や、重症患者等への治療方法について、現場での活用に向けた周知、普及等に努めること。</p> <p>(略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p>
--	---

1. 厳しい影響を受ける方々への経済支援策

(1) 以下の支援策について、重点的・効果的かつ迅速・的確に実施する。

① 事業主への迅速かつ円滑な支援

・ 地方公共団体による時短要請等に応じた飲食店（大企業を含む）に対する協力金

緊急事態措置を実施すべき区域又はまん延防止等重点措置地域：

中小企業：売上高に応じて1日3万円～10万円（20時までの時短要請の場合）等（※1）

大企業：売上高減少額に応じて1日最大20万円（中小企業も選択可能）

それ以外の地域：1日2万円（4月22日以降、全国の時短要請が一旦途切れるまでは、売上高に応じて1日2.5万円～7.5万円（大企業や大企業方式を適用する中小企業は最大20万円））（※2）

※1 今般（4/25～）の緊急事態宣言期間において緊急事態措置を実施すべき区域については、宣言解除まで3万円を4万円とする。

※2 ただし、1日2万円とすることも可。

（注1）酒類提供自粛が長期に及んでおり、再度の酒類提供自粛が飲食店の経営に与える影響が大きいこと等を踏まえ、緊急事態宣言区域又はまん延防止等重点措置地域における飲食店に対し、協力金の早期給付等を実施。

（注2）緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域における飲食店への時短要請等により影響を受けた酒類販売事業者への支援を実施。

・ 緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域において、人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく時短要請等（※3）に応じた集客力の高い大規模施設（1000平米超）及び当該施設においてテナント契約に基づき一般消費者向け事業を営む事業所等に対して、事業規模に応じた協力金を支給。（※4）

※3 都道府県が独自に、一定の大規模集客施設に対する休業要請等を行った場合を含む。

※4 大規模施設に対して1000平米毎に20万円/日、テナント等に対して100平米毎に2万円/日を支給。加えて、協力金支給対象となるテナント等を多数擁する施設に対して、テナント等の数に応じて、テナント等向け協力金支給単価の1割相当額を支給。

・ イベントの開催制限により影響を受けた事業者等への支援

➢ キャンセル費用の支援（上限2,500万円、固定費のうち公演等の開催関連費用も支援対象）

➢ J-LODlive補助金の運用改善（つなぎ融資の創設等）【5月6日つなぎ融資申請受付開始】

・ 本年1月の緊急事態宣言の影響により売上が半減した中堅・中小事業者への一時支援金【申請受付終了】
（上限：個人30万円／法人60万円）

・ 本年4～8月の緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響により売上が半減した中堅・中小事業者への月次支援金（上限：個人10万円／月、法人20万円／月）【6月16日申請受付開始】

・ 地域観光事業支援（後述）：都道府県が行う県内旅行の割引事業（総額2,300億円）、宿泊事業者による感染防止対策等への支援（支援額は都道府県が宿泊施設の規模等に応じ設定（1施設最大500万円）、総額1,000億円）1

- ・ 感染防止対策を前提に事業再構築補助金や持続化補助金等の優先採択等
 - 事業再構築補助金の特別枠の創設（事業規模に配慮）【第3回公募7月30日公募開始予定・9月21日申請締切予定】
 - 持続化補助金（感染防止対策への支援強化）【4月16日申請受付開始（1月8日以降に発注・契約・支出したものは遡及可能）】
- ・ 迅速な資金繰り支援（足元2週間以上の売上減少で要件を判断できるよう運用を柔軟化）【9月まで】

② 企業の資金繰り支援等

- ・ 日本公庫等の実質無利子・無担保融資の無利子枠の拡充【1月22日以降順次措置済み】
公庫（国民事業）等：4,000万円→6,000万円 公庫（中小事業）等、商中：2億円→3億円
※ 日本公庫等による実質無利子・無担保融資は、当面年末まで継続。
- ・ 日本公庫等・民間金融機関の既往債務の条件変更等の迅速かつ柔軟な対応や本業支援の要請と
フォローアップ（中堅企業向けについても要請）【1月19日に要請（中堅企業も含め、2月5日、3月8日、3月25日、4月28日、5月12日、6月10日に再度要請）、4月16日、4月28日、5月12日、6月10日に協力金等の支給までに必要な資金繰り支援について要請】
- ・ 日本公庫等の劣後ローンの積極的活用【1月19日に要請（2月5日、3月8日、3月25日、4月28日、5月12日、6月10日に再度要請）】
※ 7月1日より融資限度額を7.2億円から10億円に引上げ
- ・ コロナの影響で経営環境が悪化した事業者に対するREVICの復興支援ファンド等の積極的活用【1月中に周知】
- ・ 新型コロナウイルスの影響を特に受けている飲食・宿泊等の企業向けの金融支援等の実施
 - 政投銀・商工中金による支援強化（民間協調融資原則の停止、資本金劣後ローンの金利引下げ等）
 - 民間金融機関に対して、長期の返済猶予と新規融資の積極実施の徹底等を要請 等

③ 雇用支援・職業訓練の強化

- ・ 雇用調整助成金の特例、休業支援金・休業給付金
 - 5～9月は緊急事態措置を実施すべき区域又はまん延防止等重点措置地域・特に業況が厳しい企業について4月までと同様の水準の支援。
※ 年末までは業況特例等及び原則的な措置を含めてリーマンショック時（中小企業：最大9/10）以上の助成率を維持
 - 大企業のシフト制労働者等への休業支援金・休業給付金の適用
- ・ 雇用対策パッケージ（在籍出向を支援する産業雇用安定助成金の活用等）による各種支援
- ・ 新たな雇用・訓練パッケージ（感染症対策業務等による雇用創出、求職者支援制度の収入要件等の特例措置の導入等（9月末まで））の実行
 - さらに、デジタル分野の求職者支援訓練の定員を倍増し、訓練内容を多様化。職業訓練受講給付金の特例措置（収入要件・出席要件）の活用による受給者倍増（約2.5万人を目標）
 - 職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給調整をしない特例を導入（9月末まで）
 - 受講申込締切日から受講開始日までの期間の短縮（1か月→半月程度）等
 - 職業訓練等の実績を把握し、フォローアップ
- ・ 介護訓練修了者への返済免除付の就職支援金貸付制度
- ・ 一人ひとりの求職者の状況に合わせた職業相談や職業訓練の実施（オンデマンド型のオンライン訓練等）

④ 生活困窮者等への支援

- ・雇用調整助成金の特例、休業支援金・休業給付金（再掲）
- ・緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付
 - 返済開始時期の令和4年3月末までの延長【1月8日公表】
 - 緊急小口資金や総合支援資金（初回、再貸付）の特例貸付を8月末まで継続
 - 償還免除要件の明確化【緊急小口資金は住民税非課税世帯、総合支援資金は資金種類毎に住民税非課税世帯を一括償還免除】
 - 女性・非正規・ひとり親向け要件を明確化（シフト減による収入の減少や養育費が減少した場合も対象）
- ・特例貸付が限度額に達した等の一定の生活困窮世帯に対する「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の支給
- ・職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給調整をしない特例を導入するとともに住居確保給付金の支給が一旦終了した者への再支給を継続（9月末まで）
- ・ひとり親世帯等への支援（上記を除く）
 - 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給
 - 高等職業訓練促進給付金に係る訓練受講期間の柔軟化とデジタル分野を含む対象資格の拡大
 - 償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付
- ・自立相談支援機関によるきめ細かな生活支援相談の強化
- ・生活保護の扶養照会など弾力的な運用の周知・徹底【2月26日、3月30日に通知発出】
- ・公共料金の支払猶予等の利用についての周知・徹底【1月中に通知発出等】
- ・大学生等に向けた授業料等減免・給付型奨学金、緊急特別無利子貸与型奨学金等の各種支援策の周知・徹底【1月29日、3月5日に通知等発出。3月26日に学生が活用可能な支援策や、相談窓口によるきめ細かな支援を大学等に要請する旨の通知発出。5月14日に追加の支援策の周知、5月25日に情報発信や相談対応について改めて要請。】
- ・生活が困窮する在留外国人の支援、情報発信・相談体制の強化

⑤ 孤独・孤立、自殺対策等

- ・都道府県等の自殺防止対策（相談・情報発信）の強化
- ・地域包括支援センター等による一人暮らし高齢者への見守りの強化【1月29日に取組例の通知発出】
- ・NPO等を通じた孤独・孤立、自殺対策等（きめ細かな生活支援等や自殺防止対策、フードバンク支援、子供の居場所づくり、不安を抱える女性に寄り添った相談支援、住まいに係る支援等）

(2) 都道府県による事業者支援の取組を後押しするため、地方創生臨時交付金に特別枠「事業者支援分」を創設（5,000億円）【4月30日に、各都道府県に対し、先行交付分（3,000億円）の交付限度額を通知。また、飲食店の休業要請の影響を受ける酒類の販売業者等や、人流抑制の影響を受ける交通事業者等に対する、国の施策を補完する都道府県独自の支援への積極的な取り組みの検討を要請】

(3) 予期せぬ不足を生じた場合には、コロナ予備費（残額約4兆円）により機動的に対応。

2. 総合経済対策の迅速かつ適切な執行（事業規模74兆円）

(1) 令和2年度第3次補正予算を含む総合経済対策（雇用下支え・創出効果60万人程度）を迅速かつ適切に執行。特に、公共事業については、自粛要請等の影響で事業が停滞する懸念もあり、感染症対策に万全を期すことを前提に、事業の円滑な執行を行う。地方独自の取組についても臨時交付金（地単分1兆円）を通じて後押し。

① 企業の事業再構築・資金繰り支援

- ・ 事業再構築補助金（1.1兆円）【第3回公募7月30日公募開始予定・9月21日申請締切予定】
- ・ 持続化補助金・ものづくり補助金・IT導入補助金（2,300億円）【持続化補助金：4月16日申請受付開始（1月8日以降に発注・契約・支出したものは遡及可能）、ものづくり補助金：2月9日申請受付開始、IT導入補助金：4月7日申請受付開始（1月8日以降に契約したものは遡及可能）】
- ・ サプライチェーン補助金（2,100億円）【3月12日公募開始・5月7日公募締切】
- ・ 日本公庫等の実質無利子・無担保融資等（融資規模110兆円）【1月19日に通知発出】

② 公共事業の円滑な執行（国土強靱化1.7兆円、災害復旧等0.6兆円）【1月28日通知発出】

- ・ 感染症対策を講じた場合に関係費を上乗せする、柔軟な契約変更の徹底

③ 協力要請の影響を受けた業種への重点的・効率的な支援

- 緊急事態宣言の解除後、感染状況を確認しながら、消費需要喚起策
 - ・ GOTOトラベル（残予算含め、1兆円の支援に対応）
 - ・ GOTOイート（残予算含め、500億円を追加配分中）
 - ・ GOTOイベント等（残予算含め、1,700億円程度）
- 宿泊施設、飲食店、土産物店等の再生に向けた改修・廃屋撤去や経営革新支援（550億円）
- 地域公共交通の既存路線維持等のための重点的支援（150億円、観光との連携を含め計305億円）
- ※ 地域観光事業支援（3,300億円）
都道府県が行う県内旅行の割引事業（1人1泊5,000円を上限に割引支援。旅行中に飲食・土産物等に使えるクーポン等で地域の幅広い産業を支援する場合、1人1泊2,000円を上限に追加支援（前売り宿泊券等の発行を含む））（2,300億円）【4月1日以降順次実施】及び宿泊事業者による感染防止対策等への支援（1,000億円）【5月14日以降順次実施】

④ 雇用対策【在籍出向を支援する産業雇用安定助成金について1月1日から適用】

- 雇用対策パッケージ（産業雇用安定助成金の活用、業種・職種を越えた再就職支援等）による各種支援（再掲）

⑤ 生活困窮者対策・自殺対策等【2月1日に要綱発出】

- 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金による支援強化（140億円）

(2) 引き続き、企業の資金繰り等にも十分留意して対応。

第37回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和3年7月30日（金）

午後7時から

場所：本庁舎5階 特別会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について

(2) 緊急事態措置について

(3) 緊急事態宣言の発令に伴う県の主な取組等について

(4) 病床計画におけるフェーズについて

(5) その他

3 閉 会

第37回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議名簿

令和3年7月30日（金）

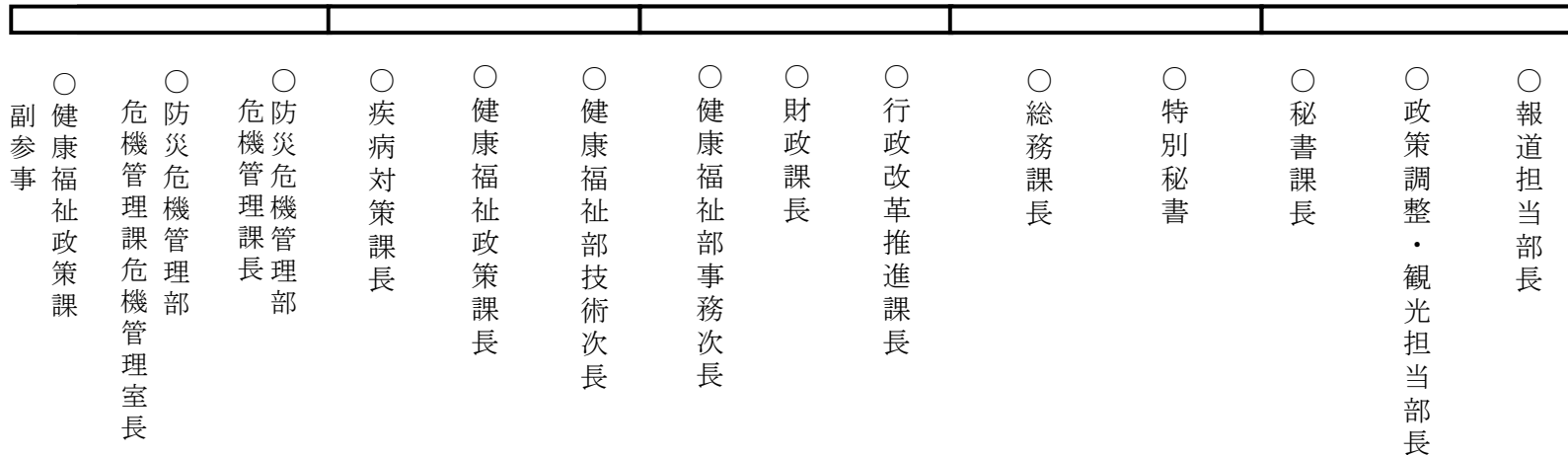
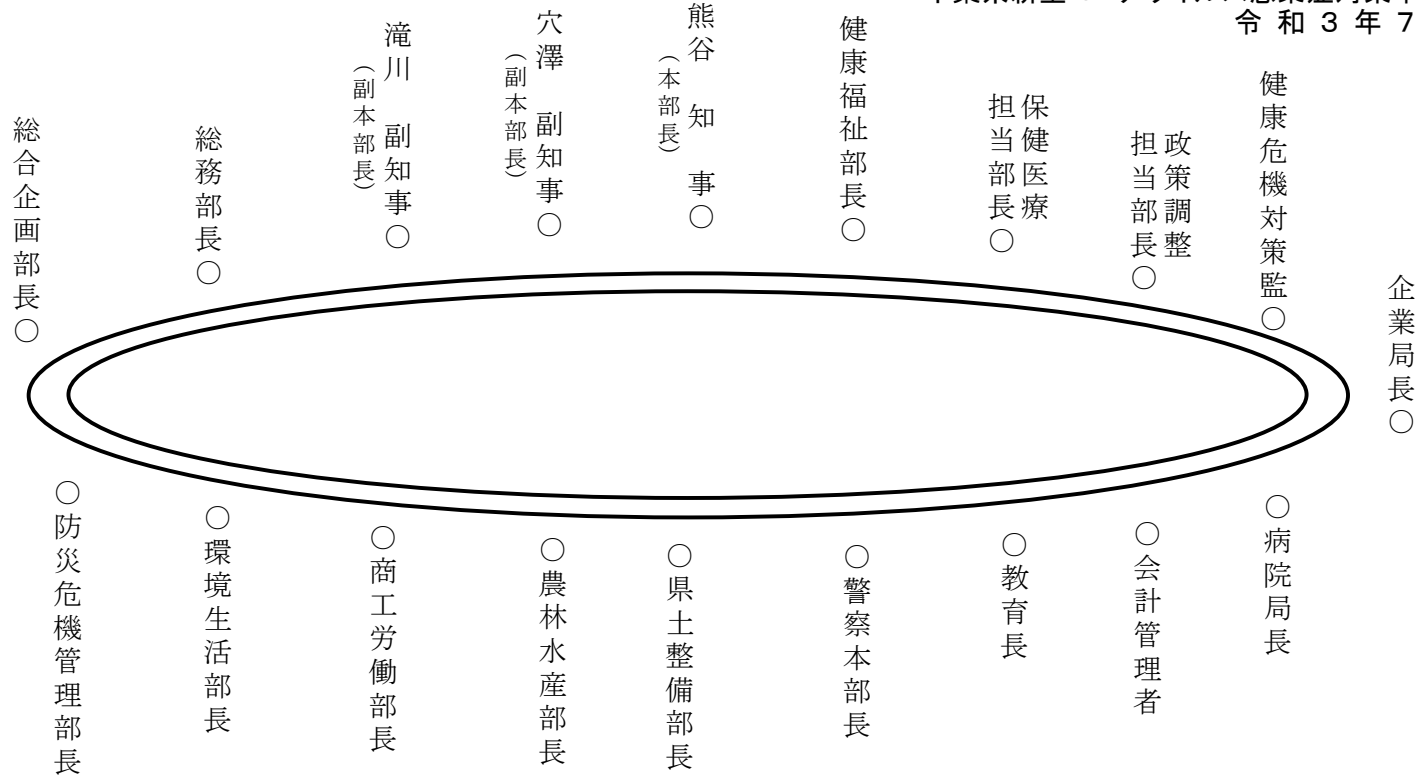
本部長	千葉県知事
副本部長	副知事
副本部長	副知事
本部員	総務部長
	総合企画部長
	防災危機管理部長
	健康福祉部長
	保健医療担当部長
	政策調整担当部長
	環境生活部長
	商工労働部長
	農林水産部長
	県土整備部長
	会計管理者
	企業局長
	病院局長
	教育長
警察本部長	

オブザーバー	千葉市長
	船橋市長
	柏市長
	千葉県市長会長
	千葉県町村会長

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 席次
令和3年7月30日

オブザーバー
(WEB参加)

千葉市	船橋市	柏市	市長会	町村会
-----	-----	----	-----	-----



新型コロナウイルス感染症の 発生状況等について

令和3年7月30日(金)

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

千葉県の感染状況等 [7月29日時点]

項目	本日の数値 (7月29日)	指標	
		ステージⅢ	ステージⅣ
1 感染の状況			
(1)新規感染者数(直近7日間平均)	425.9 人	—	—
(2)直近1週間と先週1週間の比較	1.61	—	—
(3)新規感染者数 (直近7日間合計 10万人当たり)	47.63人	15人/10万人 /週以上	25人/10万人 /週以上
(4)直近1週間の新規感染者数に占める 60歳以上の割合	6.7% (199 / 2981)	—	—
(5)感染経路不明率	65.2% (1945 / 2981)	50%以上	50%以上
(6)PCR陽性率	10.69% (7月26日 時点)	5%以上	10%以上
2 医療提供体制の負荷			
(1)病床のひっ迫具合(病床全体) 現時点の確保病床数の占有率	48.5% (618 / 1275)	20%以上	50%以上
(2)入院率 (入院者数/療養者数)	18.1% (618 / 3414)	40%以下	25%以下
(3)病床のひっ迫具合(うち重症者用病床) 現時点の確保病床数の占有率	26.7% (27 / 101)	20%以上	50%以上
(4)療養者数 人口10万人当たりの全療養者数	54.55人	20人/10万人 以上	30人/10万人 以上
(5)ホテル稼働率 現時点の確保部屋数の占有率	46.4% (470 / 1012)	—	—

注1) 1(1)(2)(4)、2(5)以外は政府の指標

注2) 2(4) 療養者数は、入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数

千葉県感染症状況等の推移 [7月29日時点]

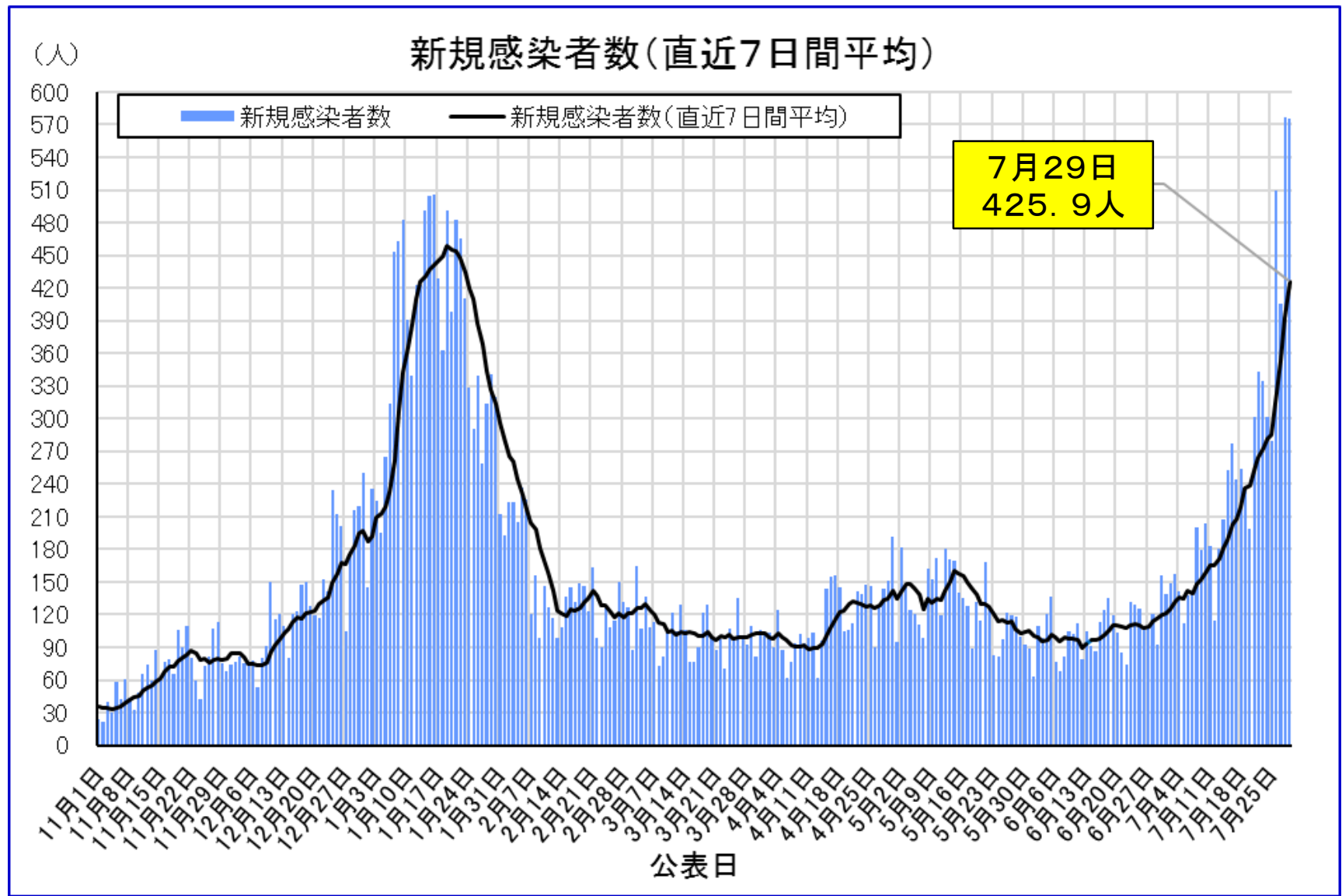
項目	5/27	6/3	6/10	6/17	6/24	7/1	7/8	7/15	7/22	7/29
新規感染者数（直近7日間平均）	114.3	95.9	98.6	101.4	110.9	121.4	148.0	188.7	264.7	425.9
直近1週間と先週1週間の比較	0.88	0.84	1.03	1.03	1.09	1.10	1.22	1.28	1.40	1.61
新規感染者数 （直近7日間合計 10万人当たり）	12.78	10.72	11.02	11.34	12.40	13.58	16.55	21.11	29.61	47.63
直近1週間の新規感染者数に占める 60歳以上の割合	14.5%	11.5%	13.5%	12.3%	12.4%	10.6%	9.8%	12.0%	8.5%	6.7%
感染経路不明率	58.9%	57.5%	56.8%	57.6%	55.7%	56.8%	58.6%	58.2%	60.5%	65.2%
PCR陽性率	3.76%	4.08%	4.46%	3.99%	5.10%	3.76%	5.18%	5.92%	8.25%	10.69%
	(5/24時点)	(5/31時点)	(6/7時点)	(6/14時点)	(6/21時点)	(6/28時点)	(7/5時点)	(7/12時点)	(7/19時点)	(7/26時点)
病床のひっ迫具合（病床全体） 現時点の確保病床数の占有率	27.1%	23.2%	27.3%	24.6%	26.3%	29.7%	29.8%	39.0%	42.6%	48.5%
病床のひっ迫具合（うち重症者用病床） 現時点の確保病床数の占有率	22.3%	19.1%	18.8%	19.8%	18.8%	17.8%	15.8%	16.8%	17.8%	26.7%
療養者数 （人口10万人当たりの全療養者数）	16.92	14.49	15.16	14.68	15.61	17.21	19.46	25.05	35.55	54.55
ホテル稼働率 現時点の確保部屋数の占有率	31.0%	25.1%	23.9%	22.3%	26.6%	29.2%	37.0%	39.8%	48.5%	46.4%
中等症Ⅱ（重症者以外で酸素投与が必要な患者）数 ※病院からの報告ベース	116	101	108	109	107	123	102	150	160	237

政府のステージⅢの指標

政府のステージⅣの指標

新規感染者数（直近7日間平均）

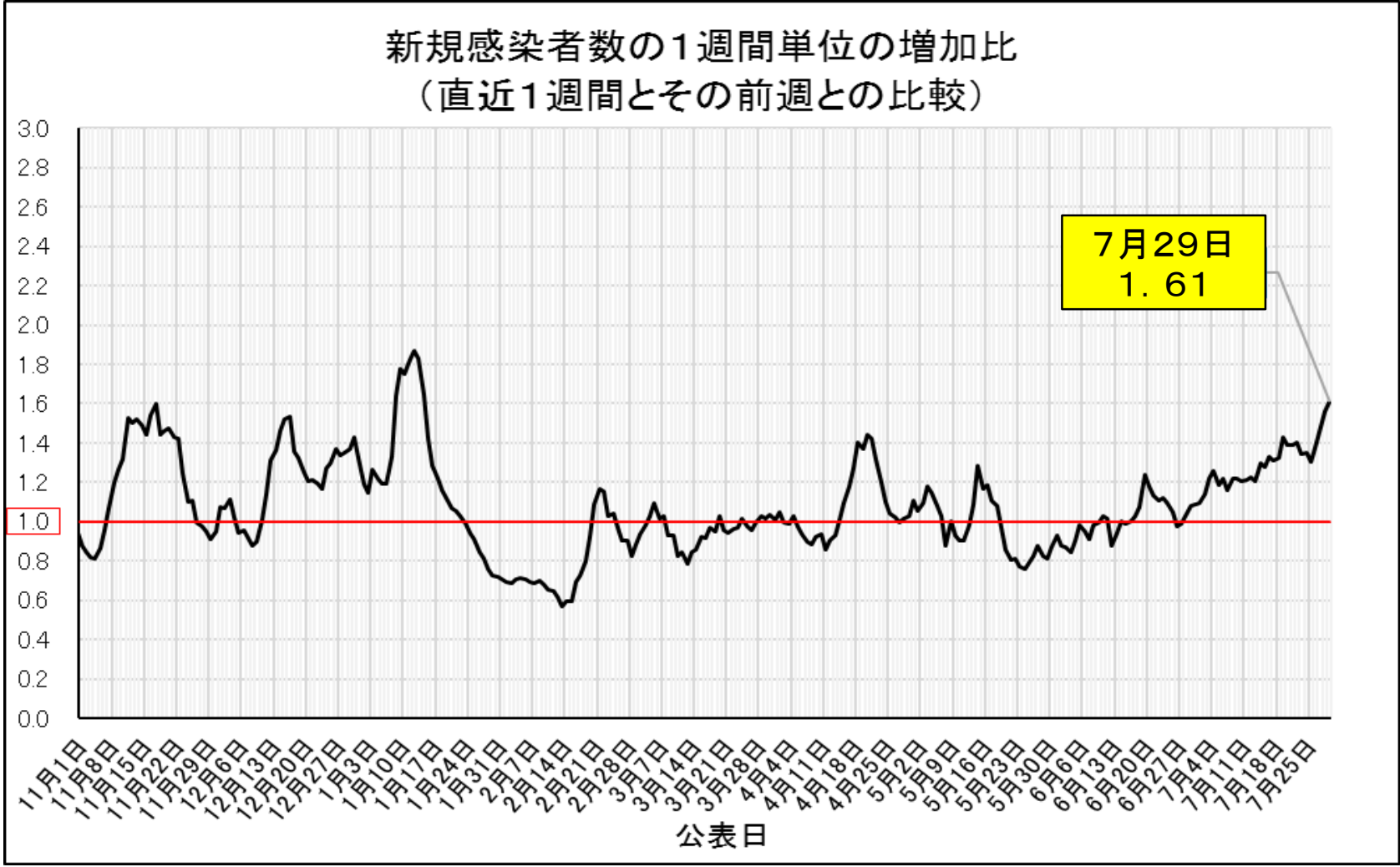
○ 新規感染者数(直近7日間平均)は、令和3年5月中旬以降、減少傾向となったが、6月後半から増加傾向となり、7月29日時点では425.9人となっている。



新規感染者数の1週間単位の増加比 (直近1週間とその前週との比較)

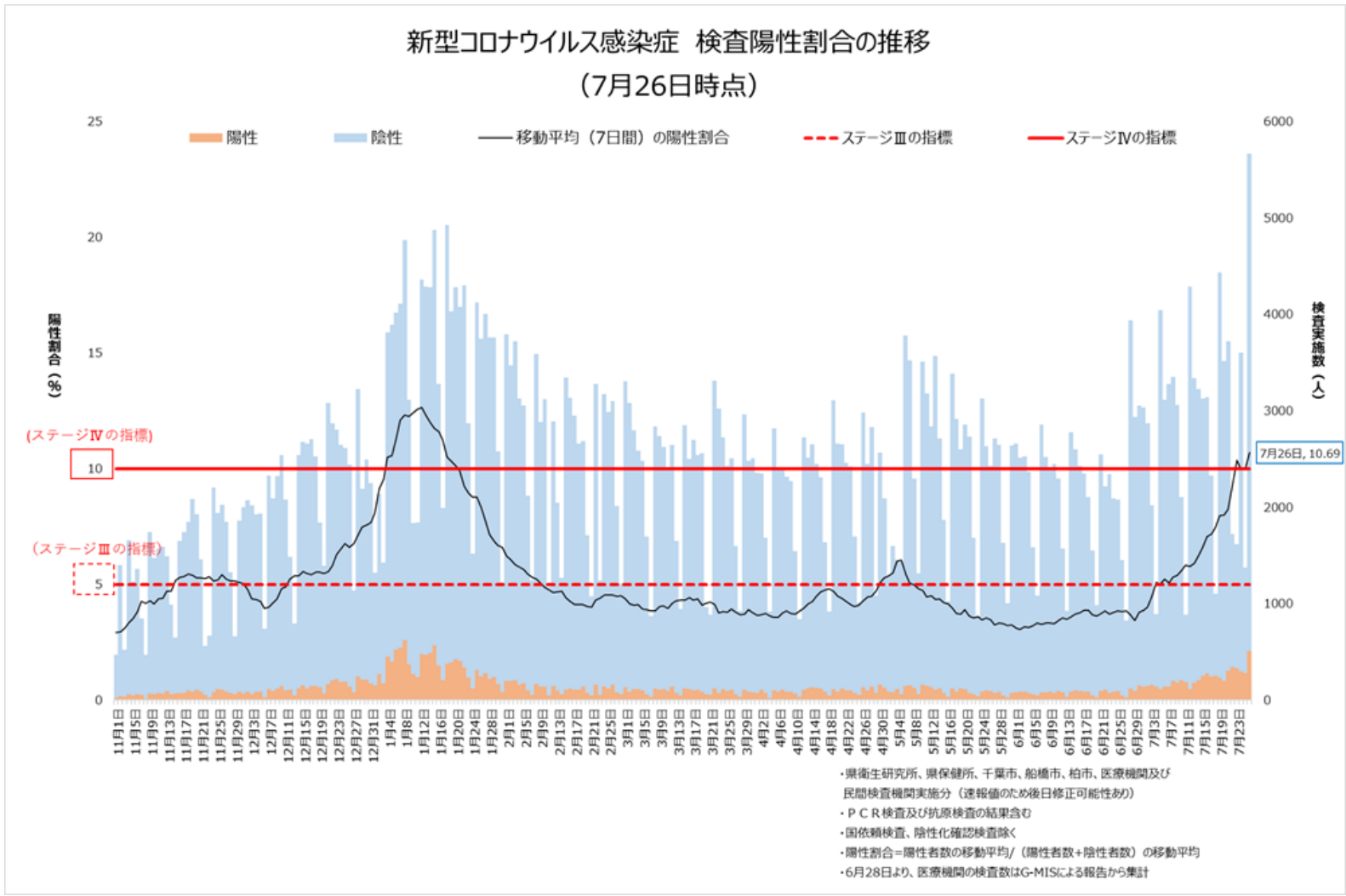
○ 新規感染者数の1週間単位の増加比は、令和3年5月下旬から徐々に増加し、7月29日現在は1.61となっている。

(※1未満の場合は前週よりも減少、2の場合は前週より倍増)



PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）

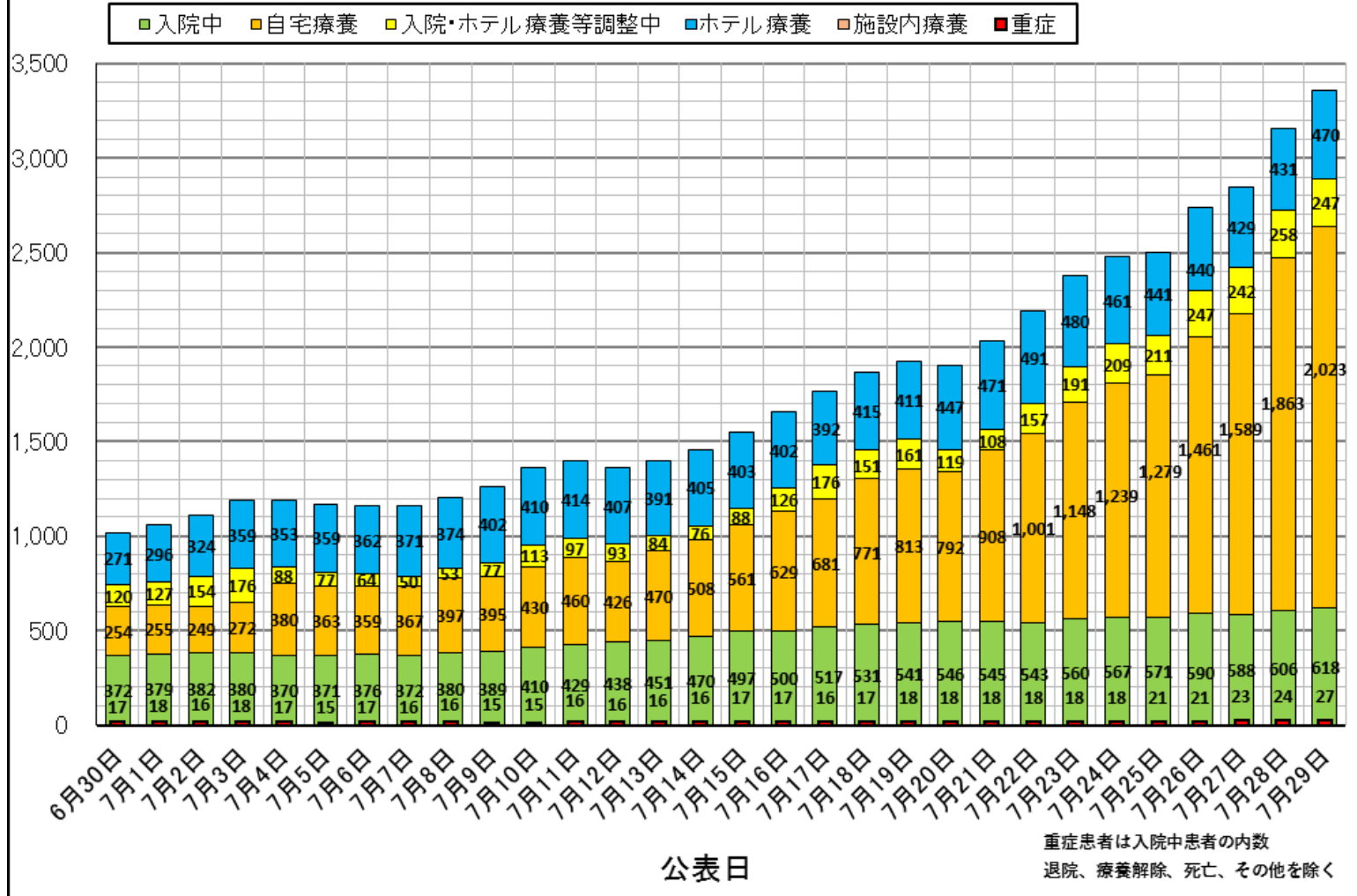
○ PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）は、5月上旬から減少傾向であったが、6月以降徐々に増加し、直近1週間の平均は10.69%となっている。



期間	陽性割合
6/1 ～6/7	3.29%
6/8 ～6/14	3.59%
6/15 ～6/21	3.73%
6/22 ～6/28	3.67%
6/29 ～7/5	5.02%
7/6 ～7/12	5.76%
7/13 ～7/19	7.97%
7/20 ～7/26	10.69%

感染者の状況別内訳

新型コロナウイルス感染者数の推移(公表日別)



療養が必要な方: 3,358名

ホテル療養	470名
入院・ホテル療養調整中	247名
自宅療養	2,023名
入院中 (うち重症)	618名 (27名)

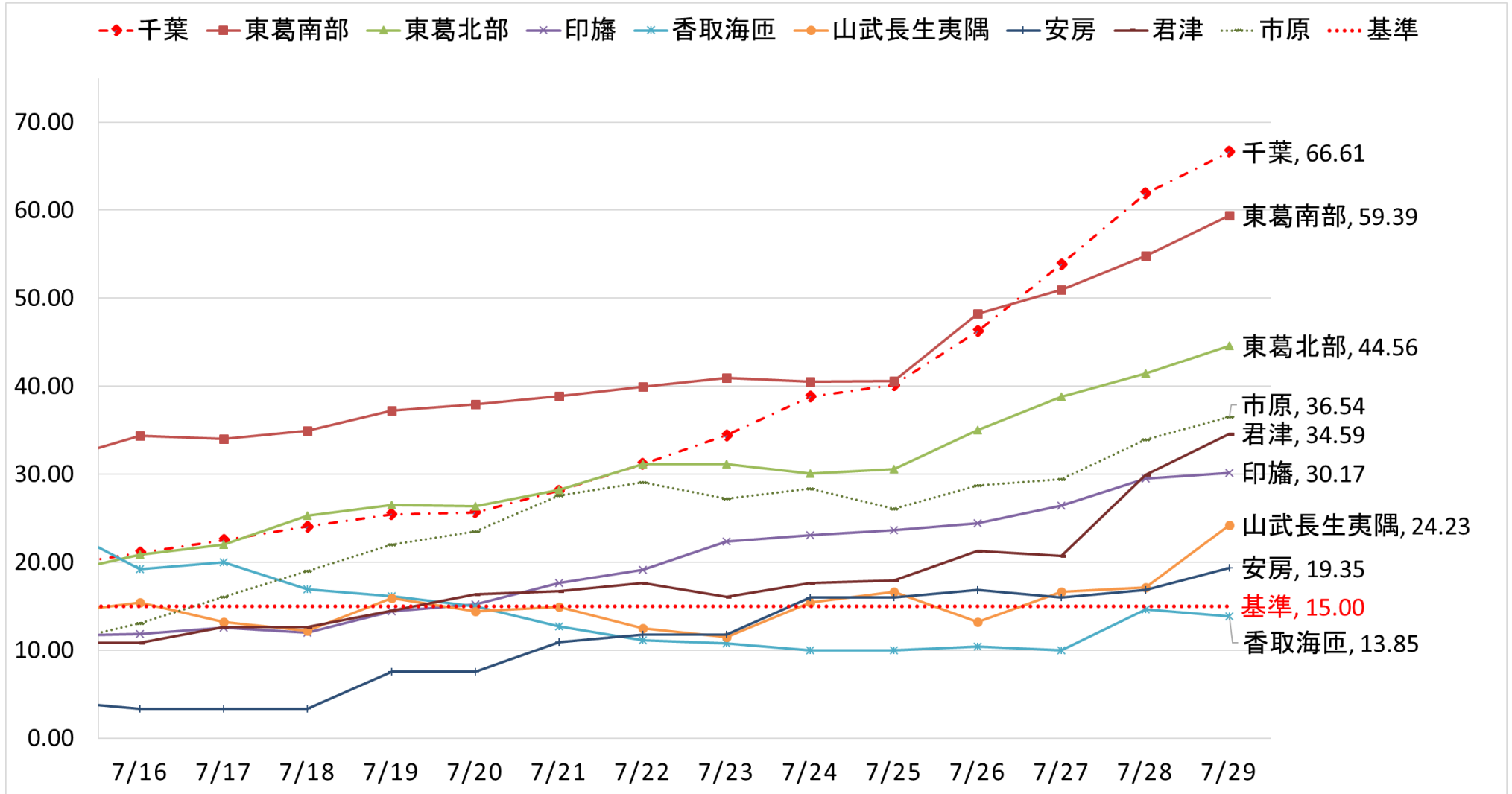
新規感染者の公表数（令和3年6月28日～）

()内は直近7日間の合計
 []内は直近1週間とその前週との比較

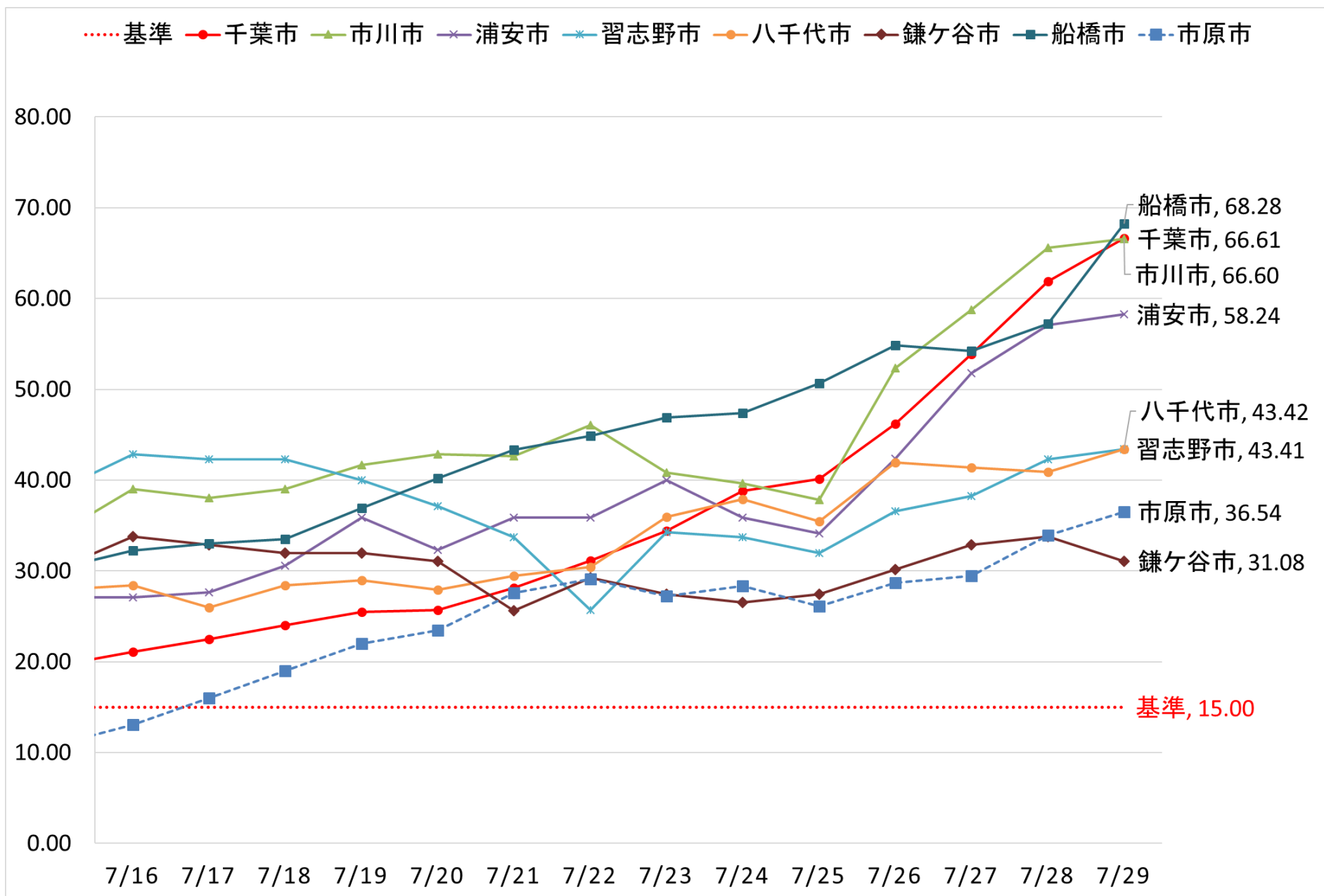
	月	火	水	木	金	土	日
7月	28日	29日	30日	1日	2日	3日	4日
	121名 (797名)	92名 (815名)	156名 (840名)	139名 (850名)	149名 (873名)	157名 (922名)	141名 (955名)
	[1.04]	[1.08]	[1.09]	[1.10]	[1.14]	[1.22]	[1.25]
	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
	112名 (946名)	138名 (992名)	139名 (975名)	200名 (1036名)	179名 (1066名)	204名 (1113名)	183名 (1155名)
	[1.19]	[1.22]	[1.16]	[1.22]	[1.22]	[1.21]	[1.21]
	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日
	114名 (1157名)	180名 (1199名)	208名 (1268名)	253名 (1321名)	277名 (1419名)	244名 (1459名)	254名 (1530名)
	[1.22]	[1.21]	[1.30]	[1.28]	[1.33]	[1.31]	[1.32]
	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日
234名 (1650名)	199名 (1669名)	302名 (1763名)	343名 (1853名)	334名 (1910名)	301名 (1967名)	279名 (1992名)	
[1.43]	[1.39]	[1.39]	[1.40]	[1.35]	[1.35]	[1.30]	
8月	26日	27日	28日	29日	30日	31日	1日
	509名 (2267名)	405名 (2473名)	577名 (2748名)	576名 (2981名)			
	[1.37]	[1.48]	[1.56]	[1.61]			

※ 赤色は前週と比較して増加
 青色は前週と比較して減少

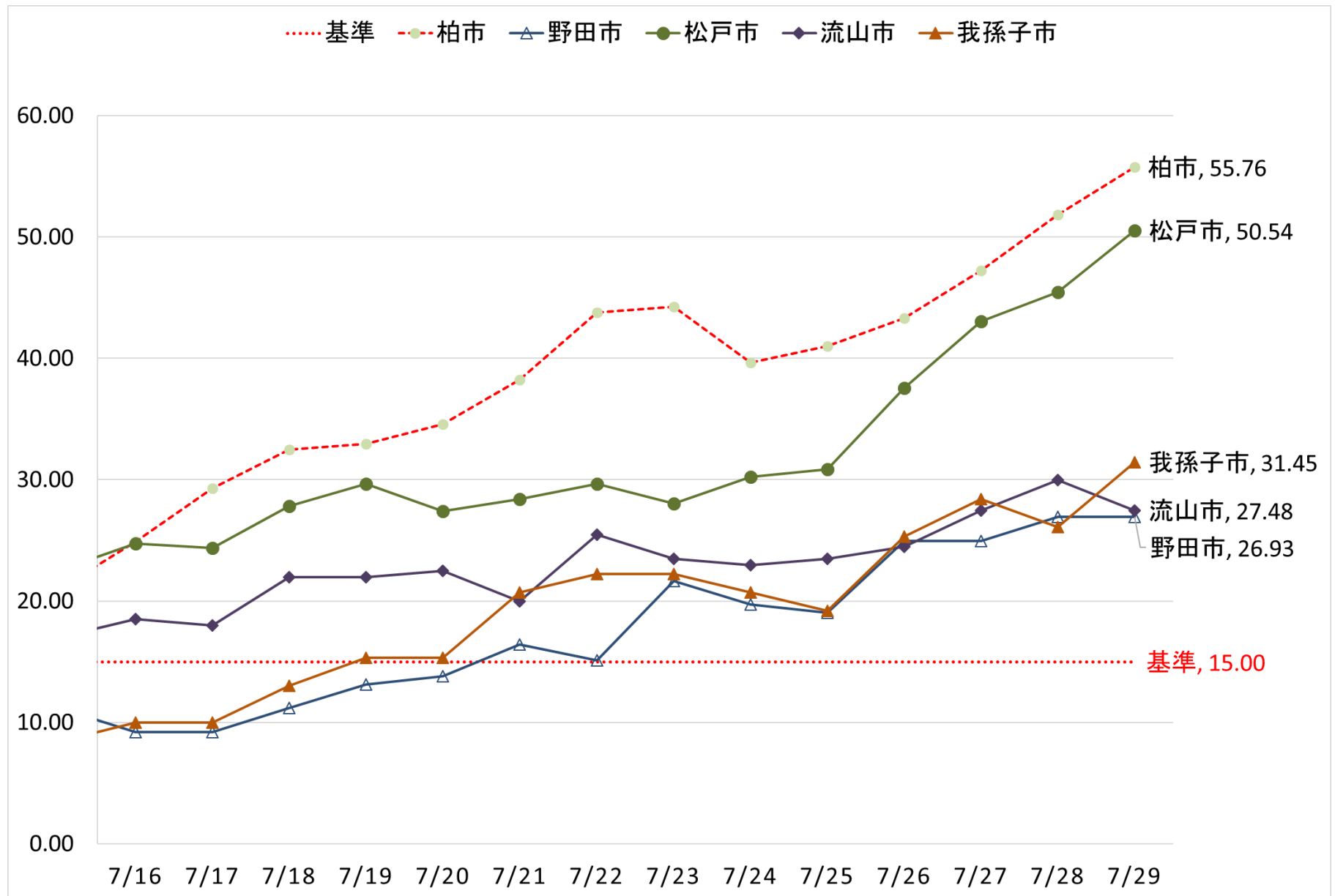
2次医療圏別 1週間当たり人口10万人当たり新規感染者数



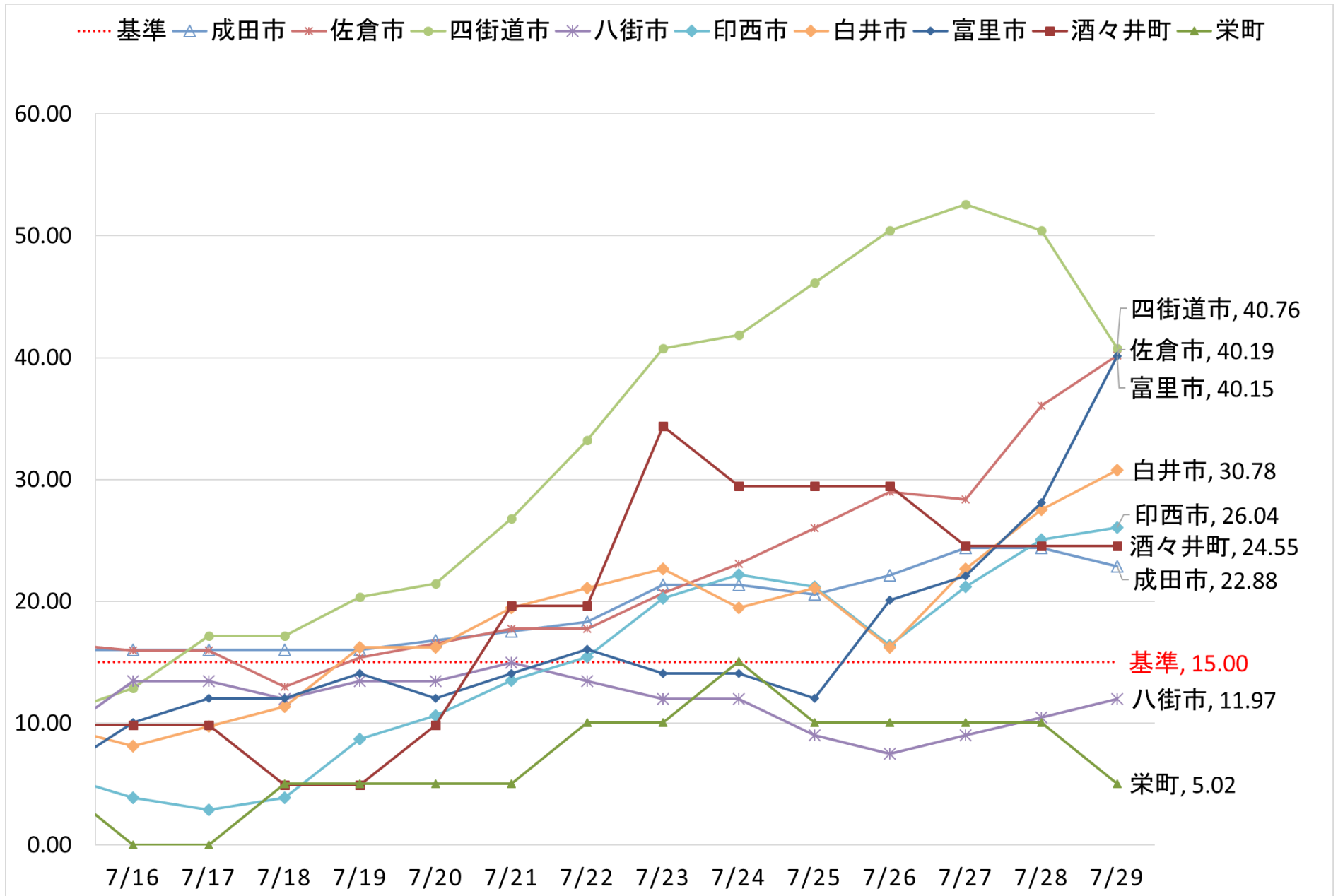
市町村別 1週間あたり人口10万人あたり新規感染者数（千葉、東葛南部、市原地域）



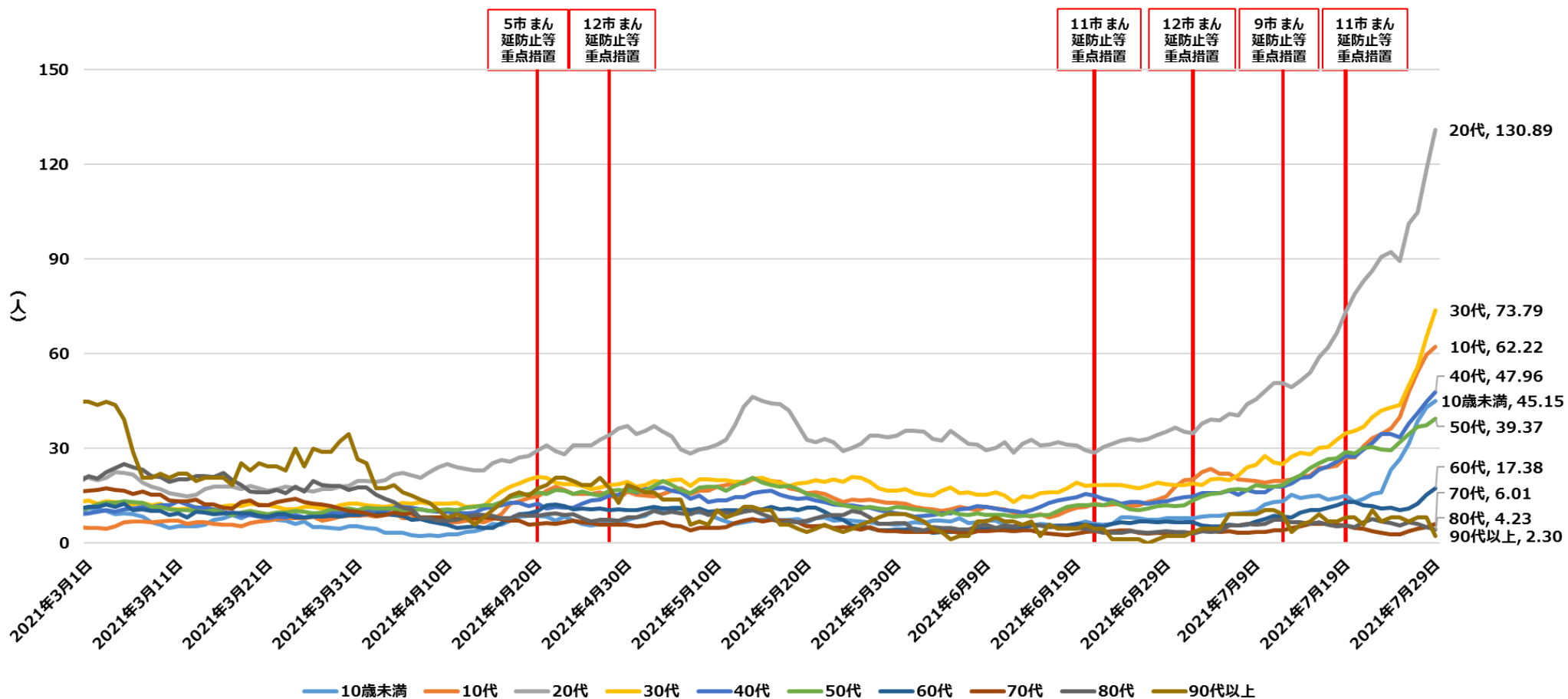
市町村別 1週間当たり人口10万人当たり新規感染者数（東葛北部）



市町村別 1週間あたり人口10万人あたり新規感染者数（印旛地域）



人口10万人当たり 年代別 新規感染者数推移



〈公表日ベース 7日間合計値 人口は令和2年4月1日（千葉県年齢別・町丁字別人口） 7月29日発表分まで〉

本資料の内容については、本日中に示される予定の国の事務連絡の内容を踏まえ修正することがあります。

案

令和3年7月30日
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について

令和3年7月30日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、8月2日から31日までの間、緊急事態措置を実施すべき区域として、千葉県を公示するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを踏まえ、県における対策の内容を、以下のとおりとします。

なお、内容については、今後も、国の動向、県内及び近隣都県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行っていきます。

1 基本的対処方針の概要 《内容の変更》

- これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。
- 緊急事態措置区域においては、感染拡大の主な起点となっている飲食の場面に対する対策の強化を図るとともに、人と人との接触機会を減らすために、人の流れを抑制するための取組を行うなど、徹底した感染防止策に取り組む。

2 県における基本的な考え方 《内容の変更》

- ① 国の基本的対処方針に沿った措置を行う。
- ② 感染拡大の主な起点となっている飲食の場面に対する対策の更なる強化を図る。
- ③ 人の流れを抑制するための措置等を講じるなど、徹底した感染防止策に取り組む。
- ④ 県一丸となって感染防止対策に取り組むこととし、地域は千葉県全域、期間は国の方針を踏まえ8月2日から31日までとする。

3 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について

期間：令和3年8月2日（月）から31日（火）まで 《内容・根拠条項の変更》

(1) 県民の皆様へ

○ 不要不急の外出自粛を徹底 ～昼夜を問わず、徹底！～【第45条第1項】

日中も含め、不要不急の外出・移動は自粛してください。特に、

- ・20時以降の不要不急の外出自粛
- ・外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じしていない飲食店等の利用を厳に控えること

を徹底してください。

不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動は極力控え、どうしても避けられない場合は感染防止策の徹底とともに、出発前又は到着地での検査を検討してください。

路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は自粛してください。

お盆、長期休暇中にあっても、不要不急の外出・移動は自粛してください。

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、外出の自粛要請の対象外とします。

○ 基本的な感染対策を徹底 ～会話するときはマスクを着用～【第24条第9項】

「3つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いやアルコール消毒などの手指衛生」等の基本的な感染対策を行ってください。

また、「10のポイント」「新しい生活様式の実践例」「感染リスクが高まる「5つの場面」」を参考に、感染対策を徹底してください。

※ 上記の資料については、千葉県ホームページに掲載しています。

「10のポイント」

URL:https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/01_10points.pdf

「新しい生活様式の実践例」

URL:https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/02_new_life_style.pdf

「感染リスクが高まる「5つの場面」」

URL:https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/03_5scenes.pdf

○ 飲食時の注意 ～昼夜や場所を問わず黙食・少人数で～【第24条第9項】

飲食時は黙って食べましょう。

会話をする際は、必ずマスクを着用するようお願いします。

同居家族以外ではいつも近くにいる人と、少人数でお願いします。

飲食店を利用する際は、お店から求められる感染防止策に協力してください。

換気が良く、座席間の距離が確保されているか、又は適切な大きさの亚克力板等が設置され、混雑していない店を選び、食事は短時間でお願いします。

自宅等で同居家族以外の方が集まって飲酒をするいわゆる「宅飲み」は控えてください。また、飲酒を伴わないホームパーティ等もお控えください。

(2) イベント主催者及び開催する施設の管理者の皆様へ【第24条第9項】

【留意事項】

- イベント参加者に対して、感染防止対策の徹底や、イベント前後の飲食を控えることを呼び掛けるなど、開催前後の「3つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底してください。
 - 催物開催にあたっては、業種別ガイドラインの徹底や、催物前後の「3つの密」及び飲食を回避するための方策の徹底ができない場合には、開催について慎重に判断してください。
 - 参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等を徹底してください。
 - 接触確認アプリ（COCOA）の利用を推奨してください。
 - 参加者が1,000人を超えるようなイベント等を開催しようとする場合には、事前に県に相談をお願いします。例えば、大規模集客施設・商業施設等において行われるオープニングセレモニーその他の集客活動についても、イベントと同様に相談をお願いします。
- ※ 事前相談についての詳細については、千葉県ホームページの「大規模なイベントの開催に関する事前相談」を御確認ください。
URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-soudan-2.html>
- ※ その他の留意事項や以下の開催制限の目安等の詳細については、千葉県ホームページに掲載している「イベントの開催制限等について」を十分に御確認ください。
URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-limitation0915.html>

【開催制限の目安等】

- 令和3年8月2日（月）から31日（火）まで
- ※ 今後の感染状況等を踏まえ、期間及び要請内容を変更する場合があります。
収容率：50%以内
かつ
上限人数：5,000人以下※1

開催時間：21時まで（ただし、無観客で開催される催物等を除く）

○ 令和3年9月1日（水）以降

感染状況等を踏まえ、改めて判断しますが、下記に御留意ください。

※ 参考（内容は変更となる場合があります。）

9月1日以降、緊急事態宣言が解除（経過措置へ移行）された場合は、約1か月間程度、以下の取扱いとする見込みです。この目安を超える入場券等の販売は慎重に判断してください。

収容率：100%（大声なし^{※2}）又は50%（大声あり^{※3}）

人数上限：「5,000人又は収容定員の50%以内のいずれか大きい方」又は「10,000人」のいずれか小さい方

※1 上記の上限人数の基準は、令和3年8月2日までに販売された入場券等、及び8月1日までに開催されるイベントの入場券等であって、7月9日に示された目安を超えない範囲で販売された入場券等に限り、上記の目安は適用せず、8月2日までに販売した入場券等はキャンセル不要と扱います。

※2 大声での歓声、声援等が想定されない催物の判断については、実態に照らして、個別具体的に判断されます。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能です。

※3 大声での歓声、声援等が想定される催物については、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限り。）内では座席等の間隔を設ける必要はなく、50%を超える場合があります。

（「同一グループ（5名以内に限り。）内では座席等の間隔を設ける必要はない」としているのは、家族等の日頃行動を共にするグループ内であれば、催物中、間隔を空けずに着席しても、感染リスクは大幅には増加しない（日頃の行動における感染リスクと比べれば捨象しうる）と考えられるためです。）

※ 上記以外の条件の詳細については、千葉県ホームページに掲載している「イベントの開催制限等について」を十分に御確認ください。

[URL:https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-limitation0915.html](https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-limitation0915.html)

(3) 事業者の皆様へ

① 県内全域の事業者等の皆様へ【第24条第9項】

○ 職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、「出勤者数の7割削減」を目指してください。

○ 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制してください。

○ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進してください。

○ 職場においては、感染防止のための取組（マスクの着用、手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、ドアノブ・スイッチ等の複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等）や、「3つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」

等を避ける行動を徹底するよう促してください。特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、化粧室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう、周知してください。

- 屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）は早めに消灯するようお願いします。
- 飲食につながる会合は、自粛してください。
- 職場や店舗等において、「感染拡大防止対策チェックリスト」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドライン*が策定されている場合には、それを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底してください。また、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されていない場合は、類似する業種のガイドラインを参考に対策を徹底してください。
- 徹底した換気を行ってください。例えば、二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整してください。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もあります。
《二酸化炭素濃度測定器を使用する際の留意事項》
(千葉県ホームページ)
https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/co2_ryuuiten.pdf
- 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。
- 高齢者や基礎疾患を有する者など重症化リスクのある労働者及び妊娠している労働者や同居家族にそうした者がいる労働者については、本人の申出等を踏まえ、テレワークや時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行ってください。
- 取り組んでいる感染拡大防止対策について、店舗等への掲示やホームページへの掲載により、県民にわかりやすく公表してください。

※業種別のガイドライン

(内閣官房ホームページ)

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

※「チーバくん」がデザインされた「感染拡大防止対策チェックリスト」

(千葉県ホームページ)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/ncovchecklist.html>

※「新型コロナウイルス感染症防止対策宣言～取組の5つのポイント～

(千葉県ホームページ)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/torikumi5point.pdf>

- ② 県内の「飲食店*¹」・「遊興施設*²のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店」・「結婚式場」・「施設（飲食店を除く）*³」の皆様へ

別表に記載した要請やお願いの内容に従ってご協力をお願いします。

※1 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。

食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、

テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。

※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在が相当程度見込まれる施設は、休業要請・営業時間短縮要請の対象から除きます。

- ※3
- ・ イベント関連施設：劇場、観覧場、演芸場、映画館、集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
 - ・ イベントを開催する場合がある施設：運動施設又は遊技場の一部（体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ヨガスタジオなど）、博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など（図書館を除く）
 - ・ 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設：物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、その他生活に欠くことができない商品の売り場を除く）、運動施設又は遊技場の一部（マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど）、遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く）、サービス業を営む店舗（生活必需サービスを除く）
 - ・ 上記以外の施設：幼稚園、学校、保育所、介護老人保健施設等、大学等、自動車教習所、学習塾等、図書館、葬祭場

県の協力要請に応じていただいた以下の事業者には協力金を支給します。

①県内の飲食店等

②床面積が1000㎡を超える大規模施設等

※ 原則として、全期間御協力いただいた事業者の方には協力金を支給します。（8月2日から御協力いただけなかった場合においても、8月6日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から8月31日までの日数分を支給します。）

※ 申請方法、必要書類については、別途、発表します。協力金の申請時に、チェックリストや休業又は営業時間の短縮を行ったことなどを確認できる書類等を提出していただきますので、書類等の作成・保管をお願いします。

※ 飲食店の感染防止対策を徹底するため、見回りを行います。

③ 緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者の皆様へ

- 下表に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「3つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、事業の継続をお願いします。

区分	事業内容	
医療体制の維持	病院、薬局、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売 等	
支援が必要な方々の保護の継続	介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係 等	
国民の安定的な生活の確保	インフラ運営関係	電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター 等
	飲食料品供給関係	農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販 等
	生活必需物資供給関係	家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販 等
	宅配・テイクアウト	—

	生活必需品の小売り関係	百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア 等
	家庭用品のメンテナンス関係	配管工・電気技師 等
	生活必需サービス	銭湯、理美容、ランドリー、獣医 等
	ごみ処理関係	廃棄物収集、運搬、処分 等
	冠婚葬祭業関係	火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者 等
	メディア	テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者 等
	個人向けサービス	ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備 等
社会の安定の維持	金融サービス	銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス 等
	物流・運送サービス	鉄道、バス、タクシー、トラック、郵便 等
	国防に必要な製造業・サービス業の維持	航空機、潜水艦 等
	企業活動・治安の維持に必要なサービス	ビルメンテナンス、セキュリティ関係 等
	安全安心に必要な社会基盤	河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理 等
	行政サービス等	警察、消防、その他行政サービス
	育児サービス	託児所 等

4 その他の事項 《変更なし》

- ① 「GoToイート」について、食事券の新規発行の一時停止及び食事券・ポイントの利用を控える旨の呼びかけを継続します。(当面の間)

なお、事業再開の際は改めて発表させていただきます。

※ 食事券の利用期限は9月30日までとされています。

- ② 「ディスカバー千葉」宿泊者優待事業について、全ての宿泊優待券の利用停止を継続します。(当面の間)

なお、事業再開の際は改めて発表させていただきます。

また、全ての宿泊優待券の利用期限は令和3年9月30日チェックアウトまでです。

【問合せ先】

下記以外

取材対応：健康福祉部健康福祉政策課 TEL 043-223-2630
一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口 TEL 043-223-4318

飲食店の営業時間短縮に関する事

取材対応：健康福祉部健康福祉政策課 TEL 043-223-2630
一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口 TEL 043-223-4318

ただし、協力金の申請手続きに関する事

取材対応：商工労働部経済政策課 TEL 043-223-2709
一般問合せ（専用コールセンター）（飲食店） TEL 0570-003-894
（大規模施設等） TEL 0120-297-107

ただし、飲食店の見回りに関する事

商工労働部企業立地課 TEL 043-223-2437

Go To イートに関する事（4①関係）

取材対応：商工労働部経営支援課 TEL 043-223-2790
一般問合せ（Go To イート千葉県事務局） TEL 0570-052-120

ディスカバー千葉に関する事（4②関係）

取材対応：商工労働部観光誘致促進課 TEL 043-223-2484
一般問合せ（一般コールセンター） TEL 0570-054-389

別表

事業者の皆様への要請及びお願い (3(3)②関係)

該当する事業者の皆様にあつては、3(3)①のほか、以下の内容について御協力をお願いします。なお、以下のほか、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底等、「3(3)事業者の皆様へ①」に記載されている事項を徹底してください。また、入場整理等の実施状況についてホームページ等を通じて広く周知するようお願いいたします。

根拠法令 法：新型インフルエンザ等対策特別措置法 施行令：新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

施設の種別 (国の通知による区分)	要請内容等
<p>「飲食店※¹」・「遊興施設※²」のうち、食品衛生法における飲食店営業許可を受けている飲食店及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店（ただし、次の「☆上記以外の施行令 11 条施設」に示す施設を除く）</p>	<p>法45条②</p> <ul style="list-style-type: none"> 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店及びカラオケ店は休業。 ただし、酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を取りやめる場合は、営業時間の短縮（「20時から5時」は営業しない。） 上記以外の飲食店は、営業時間の短縮（「20時から5時」は営業しない。） 下表1の感染防止対策の徹底 <p>法24条⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> 店内での会話の音が大きくなるよう BGM の音量を最小限にするなど工夫する
<p>食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている結婚式場 ※ 結婚式をホテル又は旅館で行う場合も同様の条件とする。</p>	<p>法45条②</p> <ul style="list-style-type: none"> 酒類又はカラオケ設備を提供する結婚式場は休業。 ただし、酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を取りやめる場合は、営業時間の短縮（「20時から5時」は営業しない。） 下表1の感染防止対策の徹底 <p>法24条⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> 店内での会話の音が大きくなるよう BGM の音量を最小限にするなど工夫する <p>お願い</p> <ul style="list-style-type: none"> 1・5時間以内で、なるべく少人数（50人又は収容定員50%のいずれか小さい方）で開催

※1 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。

※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在が相当程度見込まれる施設は、休業要請、営業時間短縮要請の対象から除きます。

施設の種別（国の通知による区分）	要請内容等	
	1000 m ² 超え	1000 m ² 以下
施行令 11 条施設 (I) イベント関連施設等 <ul style="list-style-type: none"> 劇場、観覧場、演芸場、映画館 集会場、公会堂 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る） (II) イベントを開催する場合がある施設 <ul style="list-style-type: none"> 運動施設又は遊技場の一部 体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ヨガスタジオなど 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など（図書館を除く） 	<u>法 24 条⑨</u> <ul style="list-style-type: none"> 営業時間の短縮 （「20 時から 5 時」は営業しない。ただし、イベントの開催の場合は 21 時まで可。） ※ 映画館については、上映時間を含め 21 時までの営業時間とする <ul style="list-style-type: none"> 収容定員が設定されている場合は、5000 人以下、収容定員の 50%以内で運用 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離（1m）の確保 下表 1 の感染防止対策の徹底 店舗での飲酒につながる酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）及びカラオケ設備の使用自粛 <u>お願い</u> <ul style="list-style-type: none"> 人数管理・人数制限等の入場整理（下表 2 参照） 	<u>お願い</u> <ul style="list-style-type: none"> 営業時間の短縮 （「20 時から 5 時」は営業しない。ただし、イベントの開催の場合は 21 時まで可。） ※ 映画館については、上映時間を含め 21 時までの営業時間とする <ul style="list-style-type: none"> 収容定員が設定されている場合は、5000 人以下、収容定員の 50%以内で運用 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離（1m）の確保 下表 1 の感染防止対策の徹底 店舗での飲酒につながる酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）及びカラオケ設備の使用自粛 人数管理・人数制限等の入場整理（下表 2 参照）
施行令 11 条施設 (III) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設 <ul style="list-style-type: none"> 物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、その他生活に欠くことができない物品の売り場を除く）、 運動施設又は遊技場の一部 マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど 遊興施設の一部 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など サービス業を営む店舗（生活必需サービスを除く） 	<u>法 24 条⑨</u> <ul style="list-style-type: none"> 営業時間の短縮 （「20 時から 5 時」は営業しない。） 下表 1 の感染防止対策の徹底 店舗での飲酒につながる酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）及びカラオケ設備の使用自粛 <u>お願い</u> <ul style="list-style-type: none"> 人数管理・人数制限等の入場整理（下表 2 参照） 	<u>お願い</u> <ul style="list-style-type: none"> 営業時間の短縮 （「20 時から 5 時」は営業しない。） 下表 1 の感染防止対策の徹底 店舗での飲酒につながる酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）及びカラオケ設備の使用自粛 人数管理・人数制限等の入場整理（下表 2 参照）

※ 施行令 11 条施設 (I) イベント関連施設等、(II) イベントを開催する場合がある施設で開催されるイベントについて、無観客で開催される場合は、営業時間の短縮要請の対象外とします。

☆上記以外の施行令 11 条施設	
施設の種別（国の通知による区分）	要請内容等
幼稚園、学校、保育所、介護老人保健施設等、大学等、	お願い 感染防止策の徹底、感染リスクの高い活動等を控えること 大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施
自動車教習所、学習塾等	お願い 感染防止策の徹底、オンラインの活用等
図書館	お願い 感染防止策の徹底、入場者の整理等
ネットカフェ・マンガ喫茶	お願い 感染防止策の徹底、入場者の整理等 酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）・カラオケ設備の使用自粛
葬祭場	お願い 感染防止策の徹底、酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）自粛

下表 1 感染防止対策について

<ul style="list-style-type: none"> ○ 徹底した換気を行ってください。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 例えば、二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（1000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整してください。 なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もあります。 ※ 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。 窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。 ○ 飲食をする場においては、全ての座席について「同一グループ内の人と人との間隔」及び「他のグループとのテーブル間の距離」を一定以上（目安1～2m）確保してください。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）を設置するなどの工夫をしてください。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 遮蔽板（アクリル板等）の設置：同一テーブル上の正面及び隣席との間、並びに他のテーブルとの間に設置。遮蔽板（アクリル板等）の高さは、目を覆う程度の高さ以上のものを目安としてください。 ○ 店舗入口や手洗い場所、席の近く等に、手指消毒用の消毒液を用意してください。また、従業員は来店者の入店時に、消毒液を使用するよう呼びかけをお願いします。 ○ 店舗入口及び店内に、「食事中以外のマスクの着用をお願いする」旨を掲示又は呼びかけを行ってください。 ○ マスク着用のお願いについて、正当な理由がなく応じない方の入場を禁止してください。すでに入場した方には退場を促してください。 ○ 店舗入口及び店内に、「発熱や咳などの異常が認められる場合は入場をお断りさせていただく」旨を掲示するとともに、正当な理由がなく応じない方の入場を禁止してください。すでに入場した方には退場を促してください。 ○ 人と人が対面する場において、アクリル板など、会話により飛散する飛沫を遮ることができる板等を設置するか、相互の適切な距離を確保してください。 ○ 従業員へ、保健所から行政検査を受けるよう指導等があった場合には、受検することを促していただくようお願いします。 ○ 入場者が密集しないよう、入場者の整理及び誘導をお願いします。 ○ 事業所の消毒をお願いします。

下表2 人数管理・人数制限等の例示

- 施設全体での措置
 - ・ 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理を行う
 - ・ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行う
- 売場別の措置
 - ・ 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のWeb登録等により人数管理を行う
 - ・ 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う
 - ・ アプリで混雑状況を配信できる体制を構築する

緊急事態宣言の発令に伴う県の主な取組について（検討中のものを含む）

令和3年7月30日

新型コロナウイルス感染症対策本部

○ 普及啓発

- ① 年代に応じたメッセージの発信強化
 - ・ 20代・30代の行動抑止への注意喚起の徹底
 - ・ 40・50代への感染防止行動の推進
 - ・ 若者に向けたワクチン接種の推奨 等
- ※ 市町村等との連携
- ② 出口の提示
- ③ 1都3県共同メッセージの発信

○ 医療提供体制の強化

- ① 病床確保計画 : フェーズ3の全県適用 ⇒ フェーズ4への移行
- ② 自宅療養 : パルスオキシメーターの全員配付、療養者の体調急変時の医療体制の確保（往診医療機関の更なる確保、在宅酸素体制の整備等）
- ③ 宿泊療養施設 : 新たなホテルの確保
- ④ ワクチン接種 : 市町村による一般接種の支援、集団接種の実施
- ⑤ その他
 - ・ 抗体カクテル療法に関する要望（外来優先使用、治療薬の首都圏への重点配分）
 - ・ 感染症重点医療機関の職員等を対象としたこころの健康対策（精神保健福祉センターによる出張相談等）

○ 保健所の負担軽減のための業務の見直し等

○ 飲食店・経済界への要請等について

① 飲食店

- ・ 要請事項の徹底等
 - ・ 感染防止対策、時短の遵守、酒類提供ルールの徹底のための全県悉皆調査
 - ・ 非協力店に対する夜間調査、要請の繰り返しの実施。
 - ・ これまでの要請に協力いただいた店舗の公表と、優先的な利用の呼び掛け。
- ・ 協力金の迅速な支給
 - ・ 7月11日までの要請分について、
審査人員の大幅増強による支給の迅速化（現時点で80%以上を支給済み）
 - ・ 7月12日から8月31日までの要請分について
 - ・ 早期給付（70万円先払い）の着実な実施
（申請後1週間程度での早期給付を実施中）
 - ・ 要請期間終了後、残額の速やかな受付開始と短期間での支給
- ・ 認証制度の着実な実施
早期全県展開による感染防止対策の底上げ

② 経済界への要請

- ・ テレワーク徹底等の更なる呼びかけ
- ・ 休暇取得・勤務時間の分散

○ 子どもの安全安心対策

教育活動の機会確保のための方策（別紙）

病床確保計画におけるフェーズについて

令和3年7月30日
千葉県新型コロナウイルス
感染症対策本部

今後、重症患者や中等症患者など入院患者の状態等を総合的に勘案し、本部長が必要と判断した場合には、フェーズ4に移行することとする。

1 感染症の発生状況について

	7月29日時点の数値	指標	
		ステージⅢ	ステージⅣ
新規感染者数 (直近7日間平均)	425.9人 (前週比 1.61)	—	—
新規感染者数 (直近7日間合計 10万人あたり)	47.63人	15人/10万人 /週以上	25人/10万人 /週以上
病床のひっ迫具合 (病床全体) (現時点の確保病床数の占有率)	48.5% (618人/1,275床)	20%以上	50%以上
病床のひっ迫具合 (重症者用病床) (現時点の確保病床数の占有率)	26.7% (27人/101床)	20%以上	50%以上
療養者数 (人口10万人あたりの全療養者数)	54.55人	20人/10万人 /週以上	30人/10万人 /週以上
ホテル稼働率 (ホテル療養者数/確保部屋数)	46.4% (470人/1,012室)	—	—

2 現状の分析

- 新規感染者数については、前週比60%以上の増加となっている。
また、人口10万人あたりの新規感染者数、全療養者数で国指標のステージⅣ相当となっている状況である。
病床がひっ迫しつつある地域から他地域への保健所管内を越えた広域的な搬送も増加しており、全県的な対応が必要となっている。

3 今後の方針

- 重症患者や酸素投与を必要とする中等症患者など、入院患者の状態等を総合的に勘案して、対象区域等を含め、本部長の判断で、フェーズ4に移行することとする。
※ フェーズ4において確保している病床数は、予定入院・手術の延期等の一般医療の抑制や、救急医療の制限を行ったうえで、緊急的に最大限に確保できる病床数として医療機関から提出されたものである。
フェーズ4においては、最大確保病床数に基づき、災害医療の考え方も参考に医療資源を有効活用し、より多くの生命を救うという立場で運営を考える。

4 これまでの経緯

- ・ 5月28日：現行の病床確保計画を策定
- ・ 6月7日：全県フェーズ2で運用を開始
- ・ 7月19日：千葉、東葛南部、東葛北部、印旛、香取海匝及び市原圏域をフェーズ3へ移行
- ・ 7月29日：山武長生夷隅、安房及び君津圏域をフェーズ3へ移行し、全県フェーズ3で運用

【参考】病床確保計画

フェーズ		1	2	3	4
		入院が必要な人は入院		優先順位をつけた入院	
総療養患者数		1000	2000	4000	7000
入院療養	即応病床数	750	1275		1383
	重症病床数	70	101	101	127
ホテル療養	確保ホテル部屋数	1012			
自宅療養	自宅療養者数	100	700	2600	5300
新規感染者数		100	200	400	700
国のステージ（目安）		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ

新型コロナウイルスワクチンの接種について

1 高齢者（65歳以上）へのワクチン接種状況（令和3年7月29日現在）

	人 口	1回目接種	2回目接種
千葉県	1,702,637人	1,453,743人 (85.38%)	1,199,099人 (70.43%)
東京都	3,122,050人	2,604,341人 (83.42%)	2,245,941人 (71.94%)
神奈川県	2,304,899人	1,962,638人 (85.15%)	1,718,737人 (74.57%)
埼玉県	1,935,968人	1,662,939人 (85.90%)	1,353,700人 (69.92%)
全 国	35,486,339人	30,415,815人 (85.71%)	25,940,633人 (73.10%)

※ いずれも内閣官房 I T 総合戦略室（政府CIOポータル 新型コロナワクチンの接種状況）による

新型コロナウイルスワクチンの接種について

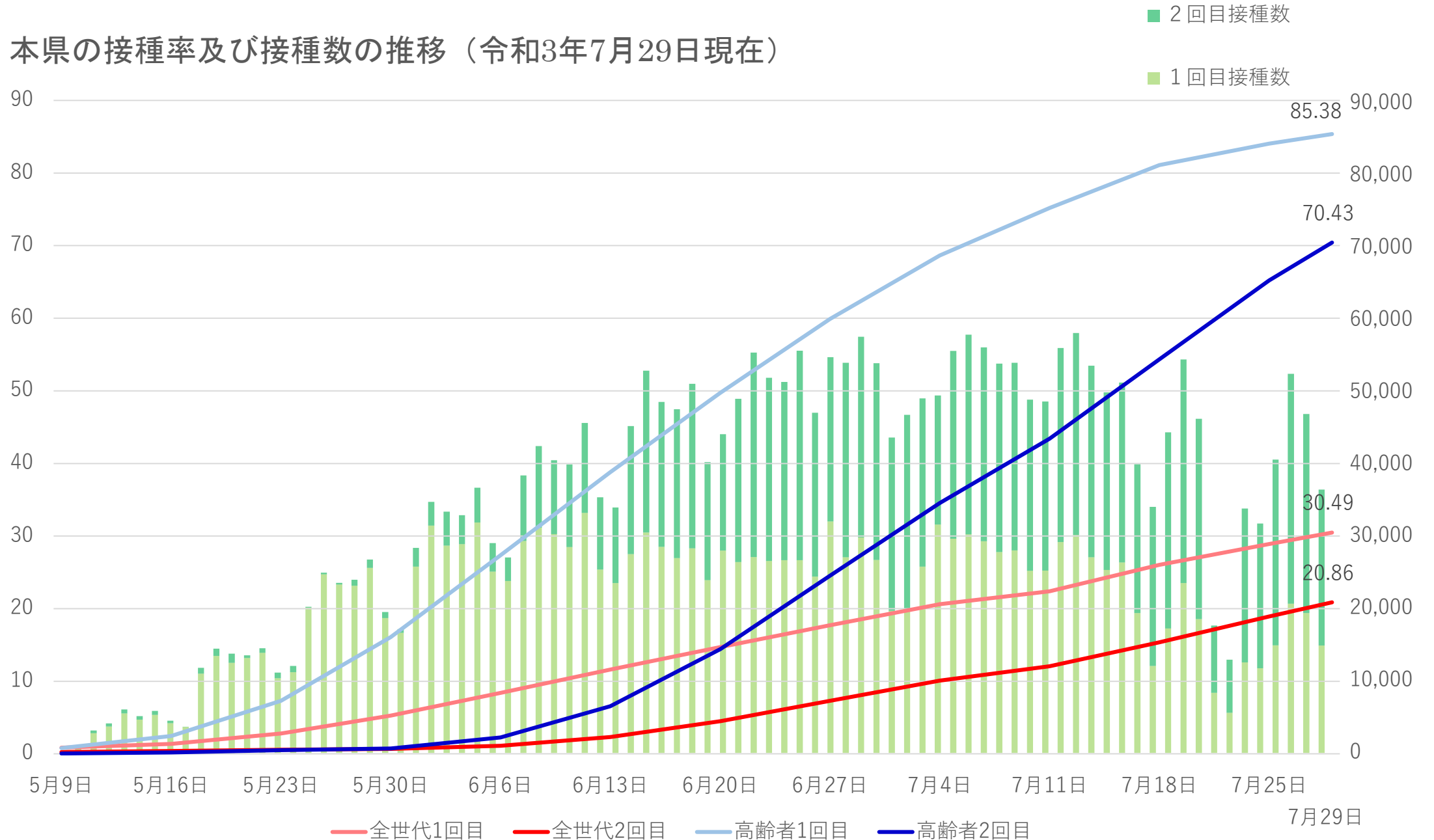
2 全世代の接種状況（令和3年7月29日現在）

	人 口	1回目接種	2回目接種
千葉県	6,319,713人	1,926,587人 (30.49%)	1,318,316人 (20.86%)
東京都	13,834,804人	4,440,655人 (32.10%)	2,748,810人 (19.87%)
神奈川県	9,209,387人	2,784,324人 (30.23%)	1,983,762人 (21.54%)
埼玉県	7,390,043人	2,154,875人 (29.16%)	1,475,215人 (19.96%)
全 国	127,128,905人	42,341,441人 (33.31%)	29,414,470人 (23.14%)

※ いずれも内閣官房 I T 総合戦略室（政府CIOポータル 新型コロナワクチンの接種状況）による

新型コロナウイルスワクチンの接種について

本県の接種率及び接種数の推移（令和3年7月29日現在）



新型コロナウイルスワクチンの接種について

3 県内の職域接種の状況

(1) 審査状況（7月29日現在） 申請受付開始6/8 接種開始日6/21

申請数	166件	
承認	65件	
不承認	31件	要件不足等
審査中	70件	

(2) 接種予定人数 ※承認済申請の総接種予定人数

約21万人	主な業種：製造業、小売業、大学、ホテルなど
-------	-----------------------

(3) 接種状況（7月21日現在） ※県ヒアリング調査

54会場	約10万5千人
------	---------

(案)

緊急事態宣言の発出に伴う県有施設の利用制限について

令和3年7月30日

総務部

令和3年7月30日に開催された千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議での議論を経て決定された、本県の「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について」を踏まえ、県有施設の利用制限を実施します。

1 対象期間

緊急事態宣言の発出期間中

2 利用制限を実施する施設について（40施設）

- ・ 幕張メッセ国際展示場、文化会館、青少年教育施設、図書館、運動施設など
- ・ その他（研修室、会議室等の屋内施設）

※ 各施設の利用制限の状況は、別添のとおりです。

なお、今後の感染状況によって、変更する場合があります。

担当：総務部 行政改革推進課

電話：043-223-2046

令和3年8月2日から8月31日までの県有施設の利用制限について

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
1	千葉市	図書館	千葉県文書館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・ビデオ視聴室は閉鎖 ②なし	総務部	政策法務課 043-223-2152
2	千葉市	その他	千葉県男女共同参画センター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時→9時～20時) ・会議室の収容人数50%以下 ②なし	総合企画部	男女共同参画課 043-223-2379
3	千葉市	運動施設	千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時→9時～20時) ②なし	健康福祉部	障害者福祉推進課 043-223-2340
4	千葉市	文化会館等	千葉県文化会館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～21時) ※イベント開催時以外は、20時まで (ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限 (ただし、チケット販売済は除く)	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406
5	千葉市	文化会館等	青葉の森公園芸術文化ホール	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～21時) ※イベント開催時以外は、20時まで (ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限 (ただし、チケット販売済は除く)	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406
6	千葉市	展示場	幕張メッセ国際展示場 (日本コンベンションセンター国際展示場)	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～21時) ※イベント開催時以外は、20時まで (ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限 (ただし、チケット販売済は除く)	商工労働部	経済政策課 043-223-2733
7	千葉市	図書館	千葉県立中央図書館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・入館人数 ・滞在時間 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4070
8	千葉市	その他	千葉県総合教育センター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・研修参加人数 ②なし	教育庁	学習指導課 043-223-4052
9	千葉市	美術館	千葉県立美術館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
10	千葉市	博物館	千葉県立中央博物館 本館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～16時30分→10時～16時30分) ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
11	千葉市	運動施設	千葉県総合スポーツ センター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時→9時～19時) ・利用人数 ②なし	教育庁	体育課 043-223-4106
12	市川市	博物館	千葉県立現代産業科学館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～16時30分→9時～15時30分) ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
13	船橋市	その他	千葉県消費者センター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・研修室、研修ホール、閲覧室の利用を 終日制限 ・来所相談を終日制限 ②なし	環境生活部	くらし安全推進課 043-223-2292
14	船橋市	公園等	千葉県立船橋県民の森	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・バーベキュー施設を終日閉鎖 ②なし	農林水産部	森林課 043-223-2947
15	館山市	文化会館等	千葉県南総文化ホール	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～21時) ※イベント開催時以外は、20時まで (ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限 (ただし、チケット販売済は除く)	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406
16	館山市	公園等	千葉県立館山運動公園	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・体育館、庭球場、トレーニング室、 会議室の時間短縮 (9時～21時→9時～20時) ②なし	県土整備部	公園緑地課 043-223-3930
17	木更津市	文化会館等	かずさアカデミアホール	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・会議室等の利用制限(～20時) ・入口の閉鎖(予約の無い日) ②施設収容人数の制限	商工労働部	企業立地課 043-223-2443
18	松戸市	その他	千葉県西部防災センター	休館	防災危機管理部	防災政策課 043-223-2176
19	松戸市	図書館	千葉県立西部図書館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・入館人数 ・滞在時間 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4070

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
20	野田市	博物館	千葉県立関宿城博物館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
21	東金市	宿泊施設	千葉県立東金青少年 自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を 制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
22	旭市	文化会館等	千葉県東総文化会館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～21時) ※イベント開催時以外は、20時まで (ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限 (ただし、チケット販売済は除く)	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406
23	旭市	図書館	千葉県立東部図書館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・入館人数 ・滞在時間 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4070
24	習志野市	運動施設	千葉県国際総合水泳場	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時→9時～19時30分) ・ジャグジー、採暖室、トレーニング室 ②なし	教育庁	体育課 043-223-4106
25	柏市	その他	千葉県東葛テクノプラザ	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・会議室の利用制限(～20時) ②施設収容人数の制限	商工労働部	産業振興課 043-223-2718
26	柏市	公園等	千葉県立柏の葉公園	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・体育館、総合競技場、庭球場、茶室、 トレーニング室、会議室の時間短縮 (9時～21時→9時～20時) ②なし	県土整備部	公園緑地課 043-223-3930
27	柏市	文化会館等 /運動施設	さわやかちば県民プラザ	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時→9時～17時) (ただし、予約済は除く) ・利用人数 ・1部屋の貸出を1日1団体 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
28	柏市	宿泊施設	千葉県立手賀の丘青少年 自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を 制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
29	勝浦市	博物館	千葉県立中央博物館 分館海の博物館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
30	我孫子市	文化会館等 /運動施設	千葉県福祉ふれあいプラザ	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時30分→9時～19時) ②なし	健康福祉部	高齢者福祉課 043-223-2328
31	鴨川市	公園等	千葉県立内浦山県民の森	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・バーベキュー施設の利用を終日制限 ・文化体育館、会議室の時間短縮 (9時～21時→9時～20時) ②なし	農林水産部	森林課 043-223-2947
32	鴨川市	宿泊施設	千葉県立鴨川青少年 自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を 制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
33	君津市	公園等	千葉県立清和県民の森	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・バーベキュー施設を終日閉鎖 ②なし	農林水産部	森林課 043-223-2947
34	君津市	宿泊施設	千葉県立君津亀山青少年 自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を 制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
35	富津市	公園等	千葉県立富津公園	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・野外劇場、トレーニング室、屋内プールの 時間短縮 (9時～21時→9時～20時) ・屋外プール(ジャンボプール) の人数制限 ※開設期間中 ②なし	県土整備部	公園緑地課 043-223-3930
36	香取市	宿泊施設	千葉県立水郷小見川青少年 自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を 制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
37	香取市	博物館	千葉県立中央博物館 大利根分館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
38	栄町	博物館	千葉県立房総のむら	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
39	東庄町	公園等	千葉県立東庄県民の森	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・バーベキュー施設を終日閉鎖 ②なし	農林水産部	森林課 043-223-2947

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
40	大多喜町	博物館	千葉県立中央博物館 大多喜城分館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127

緊急事態宣言中の児童生徒等の教育活動の機会確保のための方策

県教育庁

児童生徒等の体験や発表の機会は、二度とない貴重な経験となるばかりでなく、その後の児童生徒等の成長にも大きな影響を与える大切な教育の場である。

教育活動を一律に中止とするのではなく、可能な限りの感染防止対策を万全にするとともに、地域の感染状況によっては実施時期や実施方法を見直すなど、実施に向けた検討を十分に重ねた上で、判断する。

1 日常的な感染防止対策の徹底

- ・ 基本的な感染防止対策の指導の徹底（手洗い、マスクの着用等）
- ・ 活動前の健康観察の徹底
- ・ 感染リスクの高まる昼食を挟まない活動時間の設定
- ・ 移動の際の飲食や寄り道をせず、速やかな帰宅の指導の徹底
等

2 教育活動の機会の確保

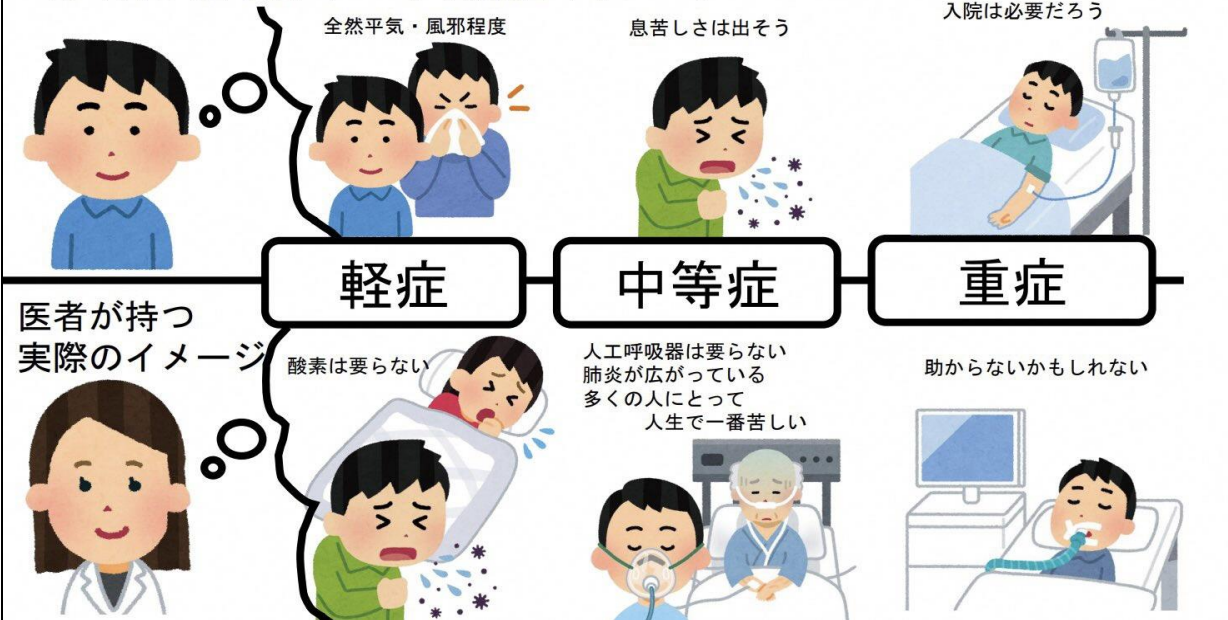
- ・ 各種大会など、校外での活動に参加する場合は、主催者等の定める感染防止対策を遵守するとともに、会場への往復でも寄り道等をしないよう指導を徹底
- ・ 宿泊体験学習等の学校行事については、万全の感染防止対策を講じるとともに、実施時期や実施方法の見直しも含めて、十分に検討した上で実施

※県として具体的な支援等について検討中

命を守る行動をとってください!!

新型コロナウイルス感染症の症状は、
皆様が想像しているものとは違うかもしれません。

一部の方が抱く新型コロナ感染症のイメージ？



出典：米国内科専門医 安川康介氏のツイッター(@kosuke_yasukawa)

マスク、手洗い、0密など
今一度、基本的な感染対策を
徹底しましょう！



鼻マスク
あごマスク

この夏は、不要不急の外出をやめて、
自宅で、普段生活をともにしている人と過ごしましょう。

～主な感染事例～

家のみ



会食



カラオケ



ドライブ



令和3年7月31日

市施設の利用制限の継続について（案）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための政府による緊急事態宣言の発出に伴う千葉県の緊急事態措置を受け、引き続き、市施設の利用制限を行う。

1 制限の内容（全施設共通）

20時以降の利用停止

2 期間

8月2日（月）から8月31日（火）まで

3 その他

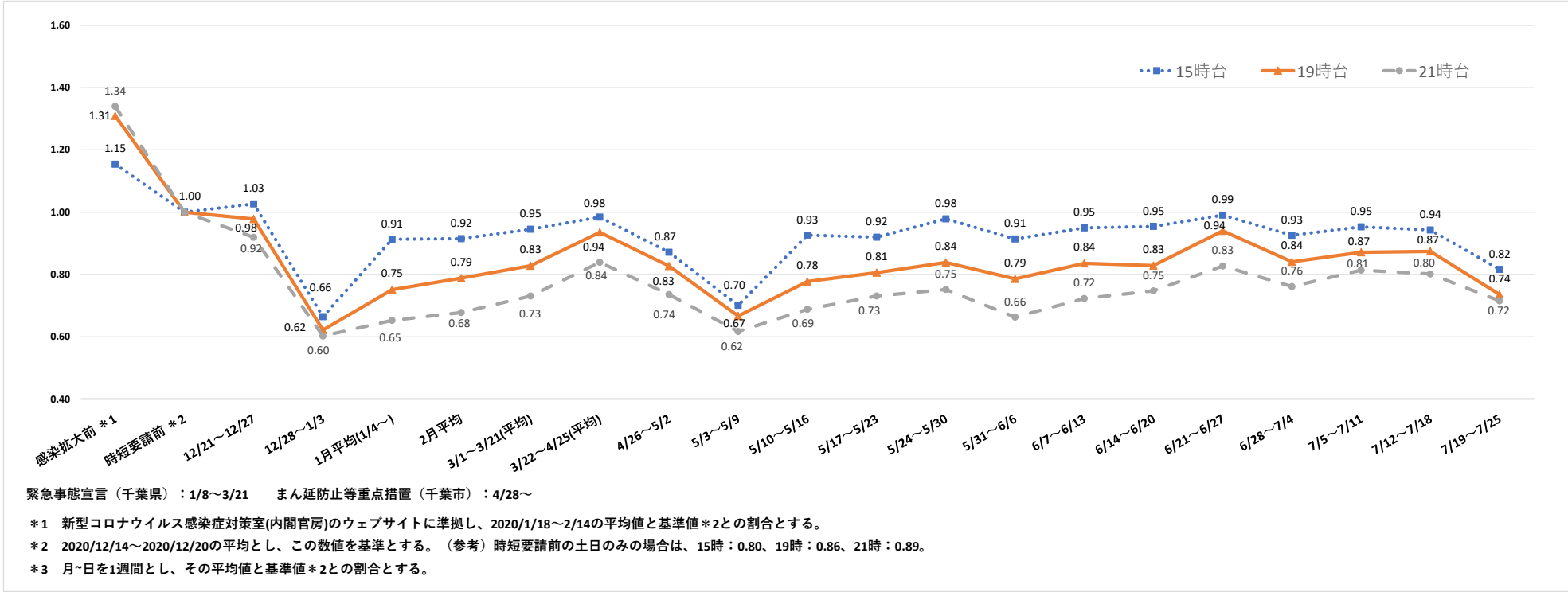
（1）各施設においては、引き続き、感染症拡大防止のための取組みを行う。

（2）その他、各施設の判断により、利用人数、時間等を制限する場合には、市ホームページで広報する。（情報は随時更新）

人流データ（千葉駅周辺の人の流れを1週間単位で集計したもの）

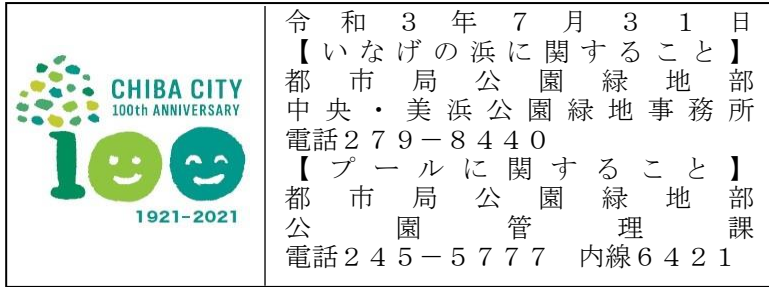
公開
令和3年7月31日
総合政策部

人流データ 7月25日(日)時点



千葉駅周辺	感染拡大前 *1	時短要請前 *2	12/21～12/27	12/28～1/3	1月平均(1/4～)	2月平均	3/1～3/21(平均)	3/22～4/25(平均)	4/26～5/2	5/3～5/9	5/10～5/16
15時台	1.15	1.00	1.03	0.66	0.91	0.92	0.95	0.98	0.87	0.70	0.93
19時台	1.31	1.00	0.98	0.62	0.75	0.79	0.83	0.94	0.83	0.67	0.78
21時台	1.34	1.00	0.92	0.60	0.65	0.68	0.73	0.84	0.74	0.62	0.69

千葉駅周辺	5/17～5/23	5/24～5/30	5/31～6/6	6/7～6/13	6/14～6/20	6/21～6/27	6/28～7/4	7/5～7/11	7/12～7/18	7/19～7/25
15時台	0.92	0.98	0.91	0.95	0.95	0.99	0.93	0.95	0.94	0.82
19時台	0.81	0.84	0.79	0.84	0.83	0.94	0.84	0.87	0.87	0.74
21時台	0.73	0.75	0.66	0.72	0.75	0.83	0.76	0.81	0.80	0.72



稲毛海浜公園いなげの浜海水浴場の開設を中止します

千葉市では、7月17日（土）から、いなげの浜海水浴場を開設していますが、政府による緊急事態宣言の発出に伴う千葉県の緊急事態措置を受け、中止することとしましたので、お知らせします。

1 中止期間

8月2日（月）から8月29日（日）まで

開設期間を8月29日までとしていましたが、緊急事態宣言期間内となるため、今シーズンの開設は、8月1日（日）をもって終了します。

2 浜の利用について

海水浴場の開設中止により、海での遊泳はできませんが、日光浴や波打ち際での水遊び等は可能です。

また、利用者の安全確保のため、監視員による巡回等については、引き続き行います。

3 その他

稲毛海浜公園プールは、必要な感染防止対策を徹底し、引き続き、営業します。

千葉市保健所への調整員（リエゾン）派遣の再開について

1 要旨

市内の新型コロナウイルス感染症罹患者の増加により、救急医療提供体制が逼迫しつつあり、新型コロナウイルス感染症に関連した救急搬送困難事例が多発する恐れがあります。

これらの状況を鑑み、4月7日をもって一時休止していた消防局から保健所への調整員派遣を下記のとおり再開することとします。

2 期間

令和3年8月2日（月）から派遣の必要がないと認めるまでの期間

3 派遣先

千葉市保健所 新型コロナウイルス対策室

4 派遣する者

救急救命士有資格者 6人（予備人員1人含む）

5 勤務形態

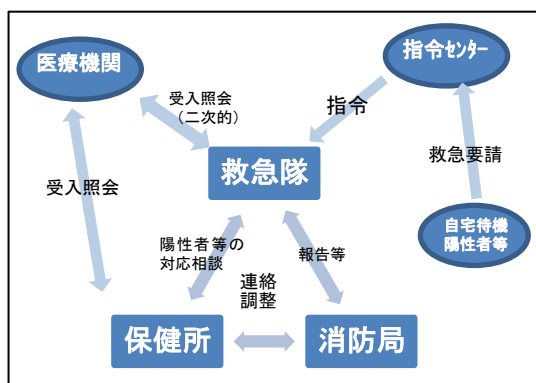
平日の夜間から翌朝までの間とし、6人のうち1人が勤務。

6 業務

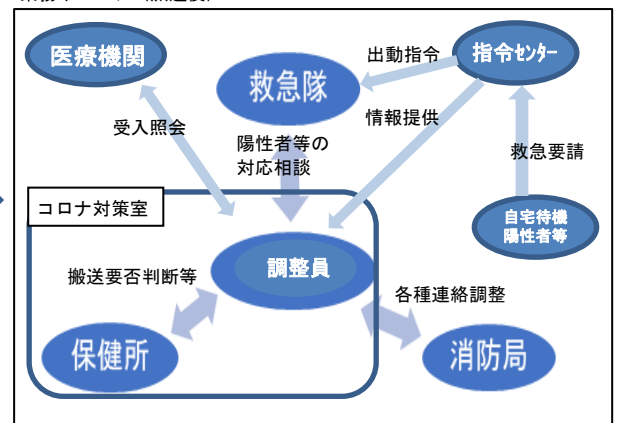
- (1) 救急隊、消防局及び保健所との連絡調整、報告等
- (2) 新型コロナ陽性者を救急隊が取り扱う場合の医療機関照会
- (3) 傷病者の搬送困難症例に対する救急隊へのサポート業務
- (4) その他必要事項

下線は前回派遣からの変更点

業務イメージ（現状）



業務イメージ（派遣後）



（期待される効果）

- ・豊富な救急現場経験を持った救急救命士調整員が、保健所の担保を取った上で医療機関に対し受入照会することで、円滑な搬送が期待できる。
- ・保健所と消防局との連携、情報共有等が容易かつ迅速に行える。
- ・救急隊及び保健所職員の負担が軽減される。
- ・傷病者の搬送困難症例に対する救急隊へのサポート